

平成27年度  
包括外部監査の結果に関する報告書

旭川市保健所に係わる事業の事務の執行について  
(監査対象)  
旭川市保健所が所管する歳入、歳出および財産

平成28年3月

旭川市包括外部監査人

公認会計士 坪沼一成

# 包括外部監査の結果に関する報告書

## 目 次

|                        | 頁  |
|------------------------|----|
| 第1章 外部監査の概要.....       | 1  |
| 1. 外部監査の種類.....        | 1  |
| 2. 選定した特定の事件.....      | 1  |
| 3. 当該事件を選定した理由.....    | 1  |
| 4. 外部監査の方法.....        | 1  |
| 5. 対象とする課所等.....       | 4  |
| 6. 監査対象期間.....         | 4  |
| 7. 監査実施期間.....         | 4  |
| 8. 包括外部監査の補助者.....     | 4  |
| 9. 利害関係.....           | 4  |
| 第2章 旭川市保健所の概要.....     | 5  |
| 第1 保健所に係る法律の定め.....    | 5  |
| 1. 目的、基本理念および基本指針..... | 5  |
| 2. 保健所の設置.....         | 5  |
| 3. 保健所が行う事業.....       | 5  |
| 第2 旭川市保健所の概要.....      | 6  |
| 1. 設置および条例等.....       | 6  |
| 2. 組織および人員.....        | 7  |
| 3. 施設.....             | 8  |
| 4. 事務分掌.....           | 11 |
| 5. 歳入と歳出の状況.....       | 15 |
| 6. 附属機関および私的諮問機関.....  | 25 |
| 7. 健康日本21旭川計画.....     | 30 |
| 8. その他の活動.....         | 35 |
| 第3章 保健総務課の業務について.....  | 38 |
| 第1 監査対象事業.....         | 38 |
| 第2 事業費の監査.....         | 38 |
| 1. 保健所総務費.....         | 38 |
| 2. 医療薬事監視指導費.....      | 40 |
| 3. 地域保健対策推進費.....      | 51 |
| 4. 急病対策費.....          | 55 |

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| 5. 休日等歯科対策費.....             | 6 1   |
| 6. 保健統計調査費.....              | 6 2   |
| 7. 地域医療対策費.....              | 6 5   |
| 8. 旭川市医師会看護専門学校運営補助金.....    | 6 6   |
| 9. 共通.....                   | 6 8   |
| 第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査..... | 6 9   |
| 1. 旭川市夜間急病センター.....          | 6 9   |
| 2. 保健総務課.....                | 7 2   |
| 第4章 健康推進課の業務について.....        | 7 5   |
| 第1 監査対象事業.....               | 7 5   |
| 第2 事業費の監査.....               | 7 5   |
| 1. 精神障害者医療費助成費.....          | 7 5   |
| 2. 地域精神保健活動費.....            | 7 9   |
| 3. がん検診費.....                | 8 4   |
| 4. 健康推進管理事務費.....            | 9 3   |
| 5. 感染症予防対策費.....             | 9 5   |
| 6. 予防接種費.....                | 1 0 1 |
| 7. 結核医療費公費負担事業費.....         | 1 1 0 |
| 8. 歯科保健推進費.....              | 1 1 4 |
| 9. 難病相談支援費.....              | 1 1 7 |
| 1 0. 精神障害者バス料金助成事業費.....     | 1 1 8 |
| 第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査..... | 1 2 1 |
| 1. 備品等の棚卸.....               | 1 2 1 |
| 2. 預金および金券類の実査.....          | 1 2 2 |
| 第5章 保健指導課の業務について.....        | 1 2 5 |
| 第1 監査対象事業.....               | 1 2 5 |
| 第2 事業費の監査.....               | 1 2 5 |
| 1. 食生活改善地区組織活動費.....         | 1 2 5 |
| 2. 栄養改善推進費.....              | 1 2 7 |
| 3. 保健事業費.....                | 1 3 3 |
| 4. 肝炎ウイルス検診費.....            | 1 3 7 |
| 第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査..... | 1 4 3 |
| 1. 備品の棚卸.....                | 1 4 3 |
| 2. 預金通帳等の棚卸および実査.....        | 1 4 5 |
| 第6章 衛生検査課の業務について.....        | 1 4 6 |
| 第1 監査対象事業.....               | 1 4 6 |

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 第2 事業費の監査.....                        | 146 |
| 1. 食品衛生指導費.....                       | 146 |
| 2. 理化学検査費.....                        | 155 |
| 3. 環境衛生等営業指導費.....                    | 161 |
| 4. 生物検査費.....                         | 168 |
| 5. 防疫対策費.....                         | 173 |
| 6. 狂犬病予防対策費.....                      | 173 |
| 7. 動物愛護センター管理費.....                   | 173 |
| 8. 公衆浴場支援費.....                       | 174 |
| 第3 現場視察、備品等の棚卸、領収書綴りの実査.....          | 176 |
| 1. 備品等の棚卸.....                        | 176 |
| 2. 領収書綴りの実査.....                      | 179 |
| 第7章 旭川市動物愛護センター（愛称：あにまある）.....        | 180 |
| 1. 施設の概要.....                         | 180 |
| 2. 防疫対策費.....                         | 181 |
| 3. 狂犬病予防対策費.....                      | 183 |
| 4. 動物愛護センター管理費.....                   | 185 |
| 第8章 旭川市食肉衛生検査所の業務について.....            | 189 |
| 第1 旭川市食肉衛生検査所（以下、食肉検査所という）の沿革と概要..... | 189 |
| 1. 沿革.....                            | 189 |
| 2. 組織の概要（平成27年4月1日現在）.....            | 189 |
| 3. 事業の概要.....                         | 190 |
| 第2 と畜検査手数料（歳入）について.....               | 191 |
| 1. 概要.....                            | 191 |
| 2. 過去3年間のと畜検査手数料の予算と決算の推移.....        | 192 |
| 3. 監査結果.....                          | 192 |
| 第3 食肉検査費（歳出）について.....                 | 192 |
| 1. 概要.....                            | 192 |
| 2. 過去3年間の食肉検査費の予算と決算の推移.....          | 192 |
| 3. 監査結果.....                          | 193 |

報告書では、端数処理を切り捨ての方法で行ったため、監査人が作成した表では、表の合計と内訳の合計とが一致しない場合があります。

また、旭川市の端数処理の方法と相違しています。

## 第1章 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

旭川市保健所に係わる事業の事務の執行について

(監査対象)

旭川市保健所が所管する歳入、歳出および財産

### 3. 当該事件を選定した理由

旭川市保健所は、旭川市民（平成27年4月1日現在、34万5,917人）の健康の保持および増進並びに衛生管理などを目的とした業務を行っている。

平成26年度において、保健所関係の歳出は1,437百万円で、これは手数料・補助金など特定財源で241百万円、残りを一般財源で1,195百万円を充てて行われており、歳出に占める一般財源は80%を超えている。

また、歳出における経常費は平成24年度1,202百万円、平成25年度1,296百万円、そして平成26年度は1,382百万円と増加傾向にあるものの、国等の財政事情によりこれらに充てる特定財源は減少傾向である。

今後高齢化がさらに進む状況を考えれば、健康の保持および増進並びに衛生管理などは極めて重要な業務である。

このような状況の下、合規性の観点を中心に、経済性・有効性・効率性の観点も取り入れ、保健所に係わる事業が適正に執行されているかを検討することは、意義が大きいと判断して当該事件を選定した。

### 4. 外部監査の方法

外部監査の方法は次のとおりであり、第2章以降においては特に説明を要すと判断した項目のみに記載している。

#### (1) 監査要点

<事業の実施について>

- ① 事業は関係法規に準拠して適切に行われているか。
- ② 事業は効率性、経済性および有効性の観点から適切に行われているか。
- ③ 事業の効果は適切に把握されているか。
- ④ 事業の実績数値が適切に把握され、予算と対比されているか。

<施設の運営について>

- ① 施設の運営および財産管理は定めた手続きに基づき適正に行われているか。
- ② 施設の管理経費の支出事務は適正に行われているか。
- ③ 施設の利用等に係わる収入事務は適正に行われているか。

(2) 監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。

① 事業費等に係る関係書類の閲覧

平成 26 年度の当初予算が 1,000 千円以上の事業を選定し、その事業に係る起案書、収入調定書、支出負担行為伺書、補助金・負担金・交付金関係書類、委託料関係書類、業務契約関係書類、歳入・歳出予算整理簿などを閲覧した。

② 根拠法令等の確認

事業費等の支出の根拠になる法令等を確認し、当該法令等に準拠しているか検討した。

③ 事業目的、事業内容および事業成果の検証

その事業の目的を調べ、事業内容と目的が合致しているか検討するとともに、具体的事業成果を検証した。

④ 担当者への質問やヒアリング

監査の開始にあたり、旭川市保健所の担当者から保健所の概況説明資料に基づき事業内容の説明を受け、当該資料等を閲覧した結果生じた質問事項について回答を得た。

⑤ 契約書・請求書等との照合

事業に係る契約書・請求書等の証憑と支出金額を照合した。また、歳入や歳出の手続が適切に行われているかを検討した。

⑥ 現場視察

保健所業務を行っている執務室、保健所が所管している関連施設などについて、実際にその場所に赴き、利用状況等を確認した。

⑦ 備品等棚卸

現場視察の際に、当該部署で使用している備品等について、その管理台帳等を基に棚卸を行った。

⑧ 現金預金等実査

現場視察の際に、当該部署にある手提げ金庫および耐火金庫の中にある現金・預金通帳・入金領収証等を実査した。また、保健所に事務局を置いている団体等の預金通帳および出納簿、各課で保管している金券類・金券同等物（収入証紙・タクシーチケット・切手等）も実査した。

現場視察等を行った課所等の名称および所在は次のとおりである。

| 名称          | 所在              | 備考                   |
|-------------|-----------------|----------------------|
| 保健総務課       | 旭川市 7 条通 10 丁目  | 市役所第二庁舎 5 階          |
| 健康推進課       | 旭川市 7 条通 10 丁目  | 市役所第二庁舎 3 階          |
| 保健指導課       | 旭川市 7 条通 10 丁目  | 市役所第二庁舎 2 階          |
| 衛生検査課       | 旭川市 7 条通 10 丁目  | 市役所第三庁舎保健所棟 1 階      |
| 旭川市食肉衛生検査所  | 旭川市東鷹栖 6 線 12 号 | (株)北海道畜産公社より賃借       |
| 旭川市夜間急病センター | 旭川市金星町 1 丁目     | 運営は旭川市医師会を指定管理者として委託 |
| 旭川市動物愛護センター | 旭川市 7 条通 10 丁目  | 平成 24 年 9 月新築移転      |

実査を行った課所係および対象物は次のとおりである。

| 課所係              | 対象物           | 備考                                    |
|------------------|---------------|---------------------------------------|
| 保健総務課保健総務係       | タクシーチケットおよび切手 | 移動用および通信用                             |
| 保健総務課企画調整係       | 預金通帳          | 旭川市市民委員会連絡協議会環境衛生部会名義                 |
| 保健総務課医療薬事係       | 預金通帳および入金領収証  | 預金通帳は旭川市献血推進協議会名義、入金領収証は医療薬事手数料などの入金用 |
| 健康推進課健康推進係       | 預金通帳          | 上川中部地域歯科保健推進協議会名義                     |
| 健康推進課保健予防係       | 北海道収入証紙       | H I V 抗体検査手数料として北海道立衛生研究所に支払うため       |
| 健康推進課こころの健康係     | 預金通帳          | 旭川精神衛生協会名義                            |
| 保健指導課地域保健第 1・2 係 | 預金通帳          | 健康男子コンテスト実行委員会名義                      |
| 保健指導課栄養係         | 預金通帳および入金領収証  | 預金通帳は旭川食生活改善協議会名義、入金領収証は調理教材費などの入金用   |

|               |          |             |
|---------------|----------|-------------|
| 衛生検査課動物愛護センター | 切手およびハガキ | 通信用         |
| 食肉衛生検査所精密検査係  | 切手       | 通信用         |
| 衛生検査課食品保健係他2係 | 入金領収証    | 検査手数料などの入金用 |

5. 対象とする課所等

旭川市保健所（保健総務課（旭川市夜間急病センターを含む）・健康推進課・保健指導課・衛生検査課（旭川市動物愛護センターを含む）・旭川市食肉衛生検査所）

6. 監査対象期間

原則として平成26年度。ただし必要に応じて監査時点の状況及び平成26年度以前の年度も監査対象とした。

7. 監査実施期間

平成27年7月7日から平成28年3月29日まで

8. 包括外部監査の補助者

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 税理士   | 藤原清見 | 公認会計士 | 十川典子 |
| 公認会計士 | 坂野健弥 | 公認会計士 | 菅原枝利 |

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私と旭川市との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 旭川市保健所の概要

### 第1 保健所に係る法律の定め

保健所の設置や業務などに関する事項は、地域保健法（昭和22年9月5日法律第101号）に定められている。

#### 1. 目的、基本理念および基本指針

地域保健法は、地域住民の健康の保持および増進に寄与することを目的としている。

##### 地域保健法第1条

この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

また、この目的の達成のために講ずる施策は、地域の特性および社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念としている。

##### 地域保健法第2条

地域住民の健康の保持及び増進を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、かつ、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適確に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

さらに、地域保健対策の推進の基本的な方向などの基本指針は、厚生労働大臣が定めることになっており、厚生労働省健康局、がん対策・健康増進課の地域保健室から「地域保健対策の推進に関する基本的な指針について」が公表されている。

##### 地域保健法第4条

厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域保健対策の推進の基本的な方向
- 二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項
- 三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第21条第1項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項
- 四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項
- 五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項
- 六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 2. 保健所の設置

保健所の設置については地域保健法第5条に定められている。すなわち保健所は、都道府県、指定都市、中核市その他政令で定める市または特別区が設置することとされている。

##### 地域保健法第5条

保健所は、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

#### 3. 保健所が行う事業

保健所が行う事業については地域保健法第6条および第7条において以下のように定

められている。

保健所は次に掲げる事項について、企画、調整、指導およびこれらに必要な事業を行うこととされている。

- 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 医事及び薬事に関する事項
- 保健師に関する事項
- 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 歯科保健に関する事項
- 精神保健に関する事項
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 衛生上の試験及び検査に関する事項
- その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

また上記のほか、地域住民の健康の保持および増進を図るため必要があるときに行う事業として以下を挙げている。

- 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること
- 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと
- 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと
- 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること

## 第2 旭川市保健所の概要

### 1. 設置および条例等

旭川市保健所は地域保健法第5条の規定により、旭川市が中核市になった平成12年4月1日に設置された。

そして前述した地域保健法に定められた事業を円滑かつ適切に実施するために、旭川市保健所条例、旭川市保健所条例施行規則、旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則、旭川市食肉衛生検査所条例、旭川市食肉衛生検査所条例施行規則、旭川市動物愛護センター条例、旭川市動物愛護センター条例施行規則、旭川市夜間急病センター条例および旭川市夜間急病センター条例施行規則などを制定している。

## 2. 組織および人員

### (1) 組織

旭川市保健所は旭川市機構における部に位置付けされており、課および係の設置状況は次のとおりである。

| 課       | 係                          |
|---------|----------------------------|
| 保健総務課   | 保健総務係、企画調整係、医療薬事係          |
| 健康推進課   | 健康推進係、保健予防係、こころの健康係        |
| 保健指導課   | 地域保健第1係、地域保健第2係、栄養係        |
| 衛生検査課   | 生活衛生係、食品保健係、試験検査係、動物愛護センター |
| 食肉衛生検査所 | 精密検査係、食肉検査係                |

### (2) 人員

#### ①平成27年4月1日現在

正職員の状況は次のとおりである。以下は再任用職員を含み、北海道への派遣職員は除いている。なお、必要に応じて配置される補職として公衆衛生監および公衆衛生主幹がある。しかし、現在は配置されていない。

| 所属\職種       | 医師 | 歯科医師 | 獣医師 | 薬剤師 | 保健師 | 看護師<br>※4 | 管理栄養士 | 診療放射線技師<br>※5 | 臨床検査技師 | 歯科衛生士 | 事務職 | 合計  |
|-------------|----|------|-----|-----|-----|-----------|-------|---------------|--------|-------|-----|-----|
| 所長 ※1       | 1  | —    | —   | —   | —   | —         | —     | —             | —      | —     | —   | 1   |
| 次長 ※2       | 1  | 1    | —   | —   | —   | —         | —     | —             | —      | —     | 2   | 4   |
| 公衆衛生総括主幹 ※3 | —  | —    | —   | —   | —   | —         | —     | —             | —      | —     | —   | 0   |
| 保健総務課       | —  | —    | —   | 7   | 2   | —         | —     | —             | —      | —     | 10  | 19  |
| 健康推進課       | —  | —    | —   | —   | 11  | —         | —     | —             | —      | 2     | 14  | 27  |
| 保健指導課       | —  | —    | —   | —   | 20  | —         | 5     | —             | —      | —     | 3   | 28  |
| 衛生検査課       | —  | —    | 16  | —   | —   | —         | —     | —             | 4      | —     | 6   | 26  |
| 食肉衛生検査所     | —  | —    | 13  | —   | —   | —         | —     | —             | —      | —     | 1   | 14  |
| 合計          | 2  | 1    | 29  | 7   | 33  | 0         | 5     | 0             | 4      | 2     | 36  | 119 |

※1 北海道からの派遣職員である（平成26年4月）。公衆衛生総括主幹との相互交流人事である。

※2 各次長の担任事務は、医師が保健医療業務、歯科医師が歯科保健医療業務等、事務職が保健総務課長事務取扱および健康推進課長事務取扱である。

※3 平成26年4月から北海道へ派遣している。保健所長との相互交流人事である。

※4 平成25年4月以降不在である。看護師の専門業務が減少し保健師でも対応可能なため、看護師不在でも保健所業務に支障はない。

※5 平成26年4月以降不在である。診療放射線技師が行っていた主たる業務である結核接

触者健康診断等については、平成 26 年度からは市内 7 医療機関に業務委託している。

## ②推移

最近年度の正職員数の推移は次のとおりである。各年度 4 月 1 日現在における人員数である。

|      | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 正職員数 | 121 名    | 122 名    | 121 名    | 121 名    | 119 名    |

上記のとおり、過去 5 年度において正職員数に著しい増減はない。

## 3. 施設

### (1) 保健所および管轄施設

保健所およびその管轄施設の名称、所在および開設年月等は次のとおりである。

| 名称                 | 所在              | 開設                | 備考   |
|--------------------|-----------------|-------------------|--|
| 旭川市保健所             | 旭川市 7 条通 10 丁目  | 平成 12 年 4 月 1 日   | 旭川市が中核市に移行したことに伴い設置。北海道が行っていた業務を引き継ぐ。                |
| 旭川市食肉衛生検査所         | 旭川市東鷹栖 6 線 12 号 | 平成 12 年 4 月 1 日   | 旭川市が中核市に移行したことに伴い設置。北海道が行っていた業務を引き継ぐ。                |
| 旭川市動物愛護センター（あにまある） | 旭川市 7 条通 10 丁目  | 平成 24 年 9 月 3 日   | 旭川市動物愛護センター開設以前は衛生検査課生活衛生係において動物愛護に係る業務の一部を行っていた。    |
| 旭川市夜間急病センター        | 旭川市金星町 1 丁目     | 昭和 57 年 12 月 27 日 | 平成 12 年度から旭川市保健所が所轄しており、それ以前は保健福祉部保健福祉課地域医療係が所轄していた。 |

食肉衛生検査所は保健所に属する施設（第 1 種施設）であって課に相当するものである。動物愛護センターは課に属する施設のうち係に相当する施設（第 2 種施設）であって衛生検査課に属している。また、夜間急病センターは係に属する施設（第 3 種施設）であって保健総務課保健総務係に属している。

### (2) 保健所施設の用途別の状況

平成 27 年 6 月発行の「あさひかわ市政のあらまし（施設編）」によると、旭川市庁舎

(第二および第三庁舎)における保健所施設の用途別の状況は次のとおりである(玄関・廊下などを除く)。

| 庁舎階     | 用途名称      | 面積 (㎡) |
|---------|-----------|--------|
| 第二庁舎 2階 | 保健指導課等事務室 | 224.32 |
|         | 相談室 1     | 8.10   |
|         | 相談室 2     | 7.62   |
|         | 実習生室      | 44.63  |
|         | 食改活動室     | 24.29  |
| 第二庁舎 3階 | 健康推進課事務室  | 140.05 |
|         | 問診指導室     | 125.51 |
|         | カルテ室      | 18.13  |
|         | 小児診察室     | 14.72  |
|         | 歯科診察室     | 14.72  |
|         | 授乳室       | 11.96  |
|         | 消毒準備室     | 31.28  |
|         | 待合室       | 31.20  |
|         | 視聴覚室      | 10.20  |
|         | 洗濯・乾燥室    | 6.00   |
|         | 健康相談室     | 98.01  |
|         | 診察室 1     | 15.04  |
|         | 診察室 2     | 16.64  |
|         | レントゲン室    | 25.27  |
|         | 操作室       | 12.16  |
| 暗室      | 11.21     |        |
| 第二庁舎 5階 | 所長室       | 48.64  |
|         | 保健総務課事務室  | 141.36 |
| 第二庁舎 6階 | 調理実習室     | 118.80 |
| 第三庁舎 1階 | 衛生検査課事務室  | 242.66 |
|         | 講座室       | 60.90  |
|         | 診察室 1     | 17.50  |
|         | 診察室 2     | 17.50  |
|         | 物品庫       | 7.32   |
|         | 相談室       | 11.13  |
|         | 器材庫       | 11.48  |
|         | 放射性物質検査室  | 17.50  |

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
|          | 文書保管庫   | 5.24   |
|          | ロッカー室   | 8.69   |
|          | 物品庫     | 9.10   |
|          | 文書保管庫   | 35.00  |
|          | 女子更衣室   | 11.40  |
|          | 男子休憩室   | 20.50  |
|          | 女子休憩室   | 9.61   |
|          | 給湯室     | 10.89  |
| 第三庁舎 2 階 | 検査技師室   | 26.80  |
|          | 準備室     | 23.50  |
|          | 精密機器室 1 | 11.25  |
|          | 精密機器室 2 | 45.30  |
|          | 理化学検査室  | 127.20 |
|          | 生物検査室 1 | 55.47  |
|          | 生物検査室 2 | 5.72   |
|          | ウイルス検査室 | 4.94   |
|          | 生化学検査室  | 23.50  |
|          | 天秤室     | 6.48   |
|          | 薬品庫     | 8.48   |
|          | ボンベ庫    | 3.75   |
|          | 鏡検室     | 4.80   |
|          | 女子更衣室   | 3.10   |
|          | 男子更衣室   | 3.10   |

これらについて、使用状況を確認したところ、レントゲン室、操作室および暗室の最終使用は平成 26 年 3 月 14 日で、平成 26 年 5 月頃から暫定的に物品庫として利用していることが分かった。これは放射線技師の退職により、レントゲン関係業務が保健所内で行うことができなくなったためであり、平成 26 年度からは旭川市内 7 医療機関へ同業務を委託している。

レントゲン関係業務の終了により、移動可能な備品は概ね廃棄済みであり、シャーカステン 1 台のみ利用の可能性が残るため現在も保管している。機器については売却・譲渡等による処分も検討したものの年式が古いことから、平成 27 年 10 月 19 日に廃棄として処分した。

平成 27 年 6 月発行の「あさひかわ市政のあらまし（施設編）」によると、旭川市庁舎（第二および第三庁舎）における保健所施設の状況では、レントゲン室、操作室および暗室がこの用途に使用されていることになっている。これは、エックス線装置等を備え

なくなった場合に廃止を届け出ることになっていることから、解体撤去時期に合わせて届け出をし（平成 27 年 8 月 28 日「エックス線装置等廃止届」提出）、その後用途変更の申請をしている（平成 27 年 10 月 7 日「診療所開設許可変更申請書」提出）ため、当該あらましの変更ができなかったものである。また、解体撤去が遅れたのは、撤去に係る予算措置が平成 27 年度になったためである。

なお、当該あらましは隔年に発行されることから、次回平成 29 年 6 月発行分にこの変更が記載されることになる。

#### 4. 事務分掌

旭川市保健所条例施行規則、旭川市食肉衛生検査所条例施行規則および旭川市動物愛護センター条例施行規則に次のように各課、各係の分掌事務が定められている。平成 26 年度における課および係の分掌事務は次のとおりである。

| 課     | 係     | 分掌事務   |
|-------|-------|--|
| 保健総務課 | 保健総務係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康危機管理に関すること</li> <li>・休日夜間急病診療対策に関すること</li> <li>・休日等歯科診療対策に関すること</li> <li>・夜間急病センターに関すること</li> <li>・保健所内所属職員の管理に関すること</li> <li>・保健所内の文書事務の管理に関すること</li> <li>・保健所内の予算の管理に関すること</li> <li>・保健所所管財産に関すること</li> <li>・保健所内の連絡調整に関すること</li> <li>・その他保健所内他課係に属しないこと</li> </ul>  |
|       | 企画調整係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健に係る企画及び調整に関すること</li> <li>・地域保健法に関すること（他課係で実施するものを除く）</li> <li>・保健統計調査に関すること</li> <li>・保健所内の事務改善及び職場研修に関すること</li> <li>・保健所内事務事業等の広聴広報及び市民参加に関すること</li> <li>・関係機関及び団体との連絡調整に関すること</li> <li>・保健、医療、福祉サービス等の連携に関すること</li> <li>・指定居宅サービス事業者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護を行うものに限る）、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設に関すること</li> <li>・指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護、介護</li> </ul> |

|       |         |   |
|-------|---------|---|
|       |         | <p>予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護を行うものに限る) に関する事</p>  |
|       | 医療薬事係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療従事者に関する事</li> <li>・ 医療施設等に関する事</li> <li>・ 地域医療対策に関する事</li> <li>・ 医療安全支援センターに関する事</li> <li>・ 薬局及び医薬品販売業等に関する事</li> <li>・ 麻薬等に関する事</li> <li>・ 献血の推進に関する事</li> <li>・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事</li> <li>・ 死体の解剖及び保存に関する事</li> <li>・ 急性中毒患者の届出に関する事</li> </ul> |
| 健康推進課 | 健康推進係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康づくり推進事業に関する事</li> <li>・ 歯科保健に関する事</li> <li>・ がん対策に関する事</li> <li>・ 難病対策に関する事</li> <li>・ 原子爆弾被爆者の援護に関する事</li> </ul>  |
|       | 保健予防係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事（衛生検査課（動物愛護センターを含む）で実施するものを除く）</li> <li>・ 検疫に関する事</li> <li>・ 予防接種に関する事</li> <li>・ その他疾病予防等に関する事</li> </ul>  |
|       | こころの健康係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する事（福祉保険部の分掌事務を除く）</li> <li>・ 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する事</li> <li>・ 精神保健関係機関及び団体との連絡調整に関する事</li> <li>・ 精神障害者社会復帰支援事業に関する事</li> <li>・ 精神科病院への改善命令等に関する事</li> <li>・ 精神障害者の医療費助成に関する事</li> </ul>  |
| 保健指導課 | 地域保健第1係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成人の保健事業に関する事</li> <li>・ 国民健康保険被保険者に係る特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事</li> </ul>   |

|       |         |  |
|-------|---------|--|
|       |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師の研修に関する事</li> </ul>   |
|       | 地域保健第2係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人の保健事業に関する事</li> <li>・国民健康保険被保険者に係る特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事</li> </ul>  |
|       | 栄養係     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育の推進に関する事</li> <li>・特定給食施設等に関する事</li> <li>・栄養調査等に関する事</li> <li>・栄養士及び調理師に関する事</li> <li>・栄養指導及び栄養相談に関する事（他部で実施するものを除く）</li> <li>・国民健康保険被保険者に係る特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事</li> <li>・その他栄養に関する事</li> </ul>   |
| 衛生検査課 | 生活衛生係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所に関する事</li> <li>・墓地、納骨堂、火葬場並びに胞衣及び産わい物処理所に関する事（市民生活部の分掌事務を除く）</li> <li>・化製場等に関する事</li> <li>・温泉に関する事</li> <li>・建築物における衛生的環境の確保に関する事</li> <li>・水道水その他の水の衛生に関する事</li> <li>・遊泳用プールの衛生基準の確保に関する事</li> <li>・ねずみ及び衛生害虫の駆除に係る相談に関する事</li> <li>・衛生関係団体に関する事</li> </ul> |
|       | 食品保健係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生に関する事</li> <li>・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく認定小規模食鳥処理場に関する事</li> <li>・製菓衛生師に関する事</li> <li>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事（食品の検査その他の措置に限る）</li> </ul>  |
|       | 試験検査係   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床検査に関する事</li> <li>・細菌検査に関する事</li> <li>・食品等の理化学試験に関する事</li> <li>・その他衛生上の試験及び検査に関する事</li> <li>・毒物及び劇物に当たる試薬等の管理に関する事</li> </ul>   |
|       | 動物愛護セン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の愛護の普及啓発に関する事</li> </ul>   |

|         |       |   |
|---------|-------|---|
|         | ター    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼い主に対する指導及び助言に関する事</li> <li>・ 犬又は猫の引取り、収容、保管等に関する事</li> <li>・ ねずみ及び衛生害虫の駆除等に関する事</li> <li>・ 関係機関及び団体との連絡調整に関する事</li> <li>・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する事<br/>と（動物に係る調査及び消毒その他の措置に限る）</li> <li>・ 狂犬病の予防に関する事</li> <li>・ 畜犬取締り及び野犬掃討に関する事</li> <li>・ その他センターに関する事</li> </ul>   |
| 食肉衛生検査所 | 精密検査係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査所の管理及び庶務に関する事</li> <li>・ 試験及び検査に関する事</li> <li>・ 調査及び研究に関する事</li> <li>・ 依頼検査に関する事</li> <li>・ と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く）の衛生管理に関する事</li> <li>・ 食肉衛生に係る情報の収集、分析及び提供に関する事</li> <li>・ 関係機関及び団体との連携に係る企画及び調整に関する事</li> <li>・ 食肉衛生に係る職員研修に関する事</li> </ul>   |
|         | 食肉検査係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ と畜場法に基づく許認可に関する事</li> <li>・ 獣畜のと畜検査に関する事</li> <li>・ 病畜のと畜検査に関する事</li> <li>・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく許認可（認定小規模食鳥処理場に係るものを除く）に関する事</li> <li>・ 食鳥検査に関する事</li> <li>・ と畜場における食品衛生に関する事</li> <li>・ と畜場における使用水の衛生に関する事</li> <li>・ と畜場における汚水及び汚物処理施設の監視指導に関する事</li> <li>・ と畜場における化製場等の衛生に関する事</li> <li>・ と畜場におけるねずみ及び衛生害虫の駆除に関する事</li> </ul> |

なお、各課における次のような庶務事務は、課に属する係のうち筆頭係が分掌している。

- ・課内の予算及び物品管理に関すること
- ・課内の文書管理に関すること
- ・課内事務の連絡調整に関すること
- ・その他課内他係に属しないこと

課における筆頭係は次のとおりである。

| 課       | 筆頭係     |
|---------|---------|
| 保健総務課   | 保健総務係   |
| 健康推進課   | 健康推進係   |
| 保健指導課   | 地域保健第1係 |
| 衛生検査課   | 生活衛生係   |
| 食肉衛生検査所 | 精密検査係   |

## 5. 歳入と歳出の状況

### (1) 歳入と歳出の内容

#### ①歳入

平成 26 年度における旭川市保健所の業務に係る歳入の款項目と節および充当事業は次のとおりである。

| 款                | 項      | 目     | 節           | 充当事業       |
|------------------|--------|-------|-------------|------------|
| 使用料<br>及び手<br>数料 | 使用料    | 総務使用料 | 行政財産使用料     | 急病対策費      |
|                  |        | 衛生使用料 | 夜間急病センター使用料 | 急病対策費      |
|                  | 健康診断料  |       | 生物検査費       |            |
|                  | 手数料    | 衛生手数料 | 消毒手数料       | 防疫対策費      |
|                  |        |       | 夜間急病センター手数料 | 急病対策費      |
|                  |        |       | 狂犬病予防手数料    | 狂犬病予防対策費   |
|                  |        |       | 医療薬事関係手数料   | 医療薬事監視指導費  |
|                  |        |       | 環境衛生関係手数料   | 環境衛生等営業指導費 |
|                  |        |       | 食品営業等関係手数料  | 食品衛生指導費    |
|                  |        |       | 食品等細菌検査手数料  | 生物検査費      |
| 水質検査手数料          | 理化学検査費 |       |             |            |
|                  | 生物検査費  |       |             |            |

|       |              |          |                   |              |
|-------|--------------|----------|-------------------|--------------|
|       |              |          | 食品等理化学検査手数料       | 理化学検査費       |
|       |              |          | と畜検査等手数料          | 食肉検査費        |
|       |              |          | 室内空气中化学物質検査手数料    | 理化学検査費       |
|       |              |          | 動物愛護関係手数料         | 動物愛護センター管理費  |
|       |              |          | 介護老人保健施設等関係手数料    | 地域保健対策推進費    |
|       |              |          | 放射性物質検査手数料        | 理化学検査費       |
| 国庫支出金 | 国庫負担金        | 衛生費国庫負担金 | 結核医療費負担金          | 結核医療費公費負担事業費 |
|       |              |          | 感染症予防対策負担金        | 感染症予防対策費     |
|       | 国庫補助金        | 衛生費国庫補助金 | 結核医療費補助金          | 結核医療費公費負担事業費 |
|       |              |          | エイズ対策促進事業費補助金     | 感染症予防対策費     |
|       |              |          | 保健衛生施設等施設設備費補助金   | 食肉検査費        |
|       |              |          | 特定感染症検査等事業費補助金    | 感染症予防対策費     |
|       |              |          |                   | 予防接種費        |
|       |              |          | 結核対策特別促進事業費補助金    | 感染症予防対策費     |
|       |              |          | たばこ対策促進事業費補助金     | 健康増進事業費      |
|       | がん検診推進事業費補助金 | がん検診費    |                   |              |
|       | 委託金          | 衛生費委託金   | 保健統計調査事業委託金       | 保健統計調査費      |
|       |              |          | 国民健康・栄養調査費委託金     | 栄養改善推進費      |
|       |              |          | 石綿健康被害救済給付業務委託金   | 保健事業管理事務費    |
| 道支出金  | 道負担金         | 衛生費道負担金  | 予防接種健康被害救済措置事業負担金 | 予防接種費        |

|              |                |              |                            |            |
|--------------|----------------|--------------|----------------------------|------------|
|              | 道補助金           | 衛生費道補助金      | 予防接種健康被害救済措置事業補助金          | 予防接種費      |
|              |                |              | 健康増進事業補助金                  | 保健事業費      |
|              |                |              |                            | 歯科保健推進費    |
|              |                |              |                            | 肝炎ウイルス検診費  |
|              |                |              | 北海道地域自殺対策緊急強化推進事業費補助金      | 地域精神保健活動費  |
|              | 小児救急医療対策事業費補助金 | 急病対策費        |                            |            |
|              | 委託金            | 衛生費委託金       | 特定疾患治療研究事業等委託金             | 難病相談支援費    |
|              |                |              | 医療法施行事務等委託金                | 医療薬事監視指導費  |
|              |                |              | 原爆被爆者に対する援護に関する法律施行事務委託金   | 難病相談支援費    |
|              |                |              | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行事務委託金 | 地域精神保健活動費  |
|              |                |              | 栄養士法施行事務等委託金               | 栄養改善推進費    |
|              |                |              | 環境衛生等営業関係事務委託金             | 環境衛生等営業指導費 |
|              |                |              | 製菓衛生師法施行事務委託金              | 食品衛生指導費    |
| 建築物衛生確保委託金   |                |              | 衛生環境確保等指導費                 |            |
| 介護保険法施行事務委託金 | 地域保健対策推進費      |              |                            |            |
| 道交付金         | 総務費交付金         | 北海道権限移譲事務交付金 | 環境衛生等営業指導費                 |            |
|              |                |              | 衛生環境確保等指導費                 |            |
|              |                |              | 食品衛生指導費                    |            |

|      |        |        |             |              |
|------|--------|--------|-------------|--------------|
|      |        |        |             | 医療薬事監視指導費    |
|      |        |        |             | 地域精神保健活動費    |
|      |        | 衛生費交付金 | 麻薬監視等事務費交付金 | 医療薬事監視指導費    |
| 財産収入 | 財産運用収入 | 財産貸付収入 | 貸地料         | 動物愛護センター管理費  |
| 諸収入  | 雑入     | 雑入     | その他の収入      | 急病対策費        |
|      |        |        |             | 食生活改善地区組織活動費 |
|      |        |        |             | 食育推進費        |
|      |        |        |             | 地域精神保健活動費    |
|      |        |        |             | 保健事業費        |
|      |        |        |             | がん検診費        |
|      |        |        |             | 予防接種費        |

## ②歳出

平成 26 年度における旭川市保健所の業務に係る歳出の款項目と事業名および予算所属は次のとおりである。

| 款   | 項     | 目       | 事業名               | 予算所属  |
|-----|-------|---------|-------------------|-------|
| 民生費 | 社会福祉費 | 障害者福祉費  | 精神障害者医療費助成費       | 健康推進課 |
| 衛生費 | 保健衛生費 | 保健衛生総務費 | 保健所総務費            | 保健総務課 |
|     |       |         | 食生活改善地区組織活動費      | 保健指導課 |
|     |       |         | 栄養改善推進費           | 保健指導課 |
|     |       |         | 医療薬事監視指導費         | 保健総務課 |
|     |       |         | 地域保健対策推進費         | 保健総務課 |
|     |       |         | 急病対策費             | 保健総務課 |
|     |       |         | 休日等歯科対策費          | 保健総務課 |
|     |       |         | 保健統計調査費           | 保健総務課 |
|     |       |         | 食育推進費             | 保健指導課 |
|     |       |         | 地域医療対策費           | 保健総務課 |
|     |       |         | 旭川市医師会看護専門学校運営補助金 | 保健総務課 |

|  |         |                      |         |
|--|---------|----------------------|---------|
|  |         | 摂食嚥下障害歯科医療従事者養成事業補助金 | 保健総務課   |
|  | 予防費     | 地域精神保健活動費            | 健康推進課   |
|  |         | がん検診費                | 健康推進課   |
|  |         | 健康推進管理事務費            | 健康推進課   |
|  |         | 保健事業管理事務費            | 保健指導課   |
|  |         | 保健事業費                | 保健指導課   |
|  |         | 感染症予防対策費             | 健康推進課   |
|  |         | 予防接種費                | 健康推進課   |
|  |         | 結核医療費公費負担事業費         | 健康推進課   |
|  |         | 旭川いのちの電話相談員養成事業補助金   | 健康推進課   |
|  |         | 健康増進事業費              | 健康推進課   |
|  |         | 歯科保健推進費              | 健康推進課   |
|  |         | 難病相談支援費              | 健康推進課   |
|  |         | 肝炎ウイルス検診費            | 保健指導課   |
|  |         | 健康男子プロジェクト推進費        | 保健指導課   |
|  | 環境衛生費   | 食品衛生指導費              | 衛生検査課   |
|  |         | 食肉検査費                | 食肉衛生検査所 |
|  |         | 理化学検査費               | 衛生検査課   |
|  |         | 環境衛生等営業指導費           | 衛生検査課   |
|  |         | 生物検査費                | 衛生検査課   |
|  |         | 衛生環境確保等指導費           | 衛生検査課   |
|  |         | 防疫対策費                | 衛生検査課   |
|  |         | 狂犬病予防対策費             | 衛生検査課   |
|  |         | 動物愛護センター管理費          | 衛生検査課   |
|  | 公衆浴場支援費 | 衛生検査課                |         |

(2) 最近3年度の推移

①歳入

歳入の款別の決算推移は次のとおり。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 使用料及び手数料 | 150,320  | 144,021  | 145,836  |
| 国庫支出金 ※1 | 61,602   | 47,319   | 37,300   |
| 道支出金 ※2  | 162,357  | 54,859   | 55,807   |
| 財産収入     | 0        | 1        | 1        |
| 諸収入 ※3   | 8,063    | 2,962    | 2,745    |
| 市債 ※4    | 67,700   | —        | —        |
| 合計       | 450,044  | 249,164  | 241,691  |

※1 国庫支出金はがん検診推進事業費補助金が国の財政事情により補助率が減少するとともに補助対象が限定されてきたため減少傾向である。

※2 平成 24 年度の道支出金は、ヒブワクチン・子宮頸がん予防ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについて臨時特例交付金があるため金額が大きい。

※3 平成 24 年度の諸収入にはドクターカー運行体制の調査事業に充てる地域医療連携推進調査事業受託収入 5,278 千円が含まれている。

※4 平成 24 年度の市債は動物愛護センター整備事業債である。

②歳出

ア. 経常・臨時別

歳出を経常費と臨時費に区分して年度推移をみると次のとおり。

(単位：千円)

|       | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  | 平成 26 年度  |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 経常費   | 1,202,525 | 1,296,052 | 1,382,336 |
| 臨時費 ※ | 385,540   | 81,436    | 54,733    |
| 合計    | 1,588,066 | 1,377,488 | 1,437,069 |

※ 平成 24 年度の臨時費はヒブワクチン・子宮頸がん予防ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成事業費および動物愛護センター整備事業費があるため金額が大きい。

イ. 節別

節別の科目で年度推移を示すと次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  | 平成 26 年度  |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 委託料      | 1,205,092 | 1,085,036 | 1,178,229 |
| 負担金補助金   | 63,374    | 65,150    | 62,099    |
| 需用費      | 62,518    | 52,100    | 48,265    |
| 報酬       | 38,475    | 40,452    | 40,536    |
| 使用料賃借料   | 24,482    | 25,472    | 25,707    |
| 扶助費      | 33,939    | 34,946    | 23,193    |
| 賃金       | 26,557    | 23,790    | 23,166    |
| 役務費      | 12,741    | 12,028    | 16,121    |
| 工事請負費 ※1 | 68,718    | —         | —         |
| 備品購入費 ※2 | 34,624    | 20,214    | 8,950     |
| その他 ※3   | 17,541    | 18,295    | 10,799    |
| 合計       | 1,588,066 | 1,377,488 | 1,437,069 |

※1 平成 24 年度の工事請負費は動物愛護センターの新築工事である。

※2 備品購入費の平成 24 年度は主に動物愛護センター、平成 25 年度は主に放射性物質検査機器である。

※3 その他に償還金・利子が平成 24 年度は 6,591 千円、平成 25 年度は 7,406 千円、平成 26 年度は 150 千円含まれている。

ウ. 事業別

事業別の年度推移は次のとおりである。なお、事業名等の見直しにより名称が変更になっている事業については、変更後の事業名を記載している。

(単位：千円)

| 事業\年度        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 精神障害者医療費助成費  | 21,650   | 21,245   | 21,067   |
| 保健所総務費       | 3,277    | 3,084    | 3,315    |
| 食生活改善地区組織活動費 | 1,005    | 922      | 927      |
| 栄養改善推進費      | 2,399    | 2,349    | 2,214    |
| 医療薬事監視指導費    | 2,506    | 2,482    | 2,405    |
| 地域保健対策推進費    | 2,654    | 2,445    | 1,507    |
| 急病対策費        | 254,105  | 256,744  | 247,548  |
| 休日等歯科対策費     | 37,870   | 37,870   | 39,153   |
| 保健統計調査費      | 940      | 747      | 1,455    |
| 食育推進費        | 943      | 736      | 787      |

|                       |         |         |         |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 地域医療対策費               | 871     | 471     | 980     |
| 旭川市医師会看護専門学校運営補助金     | 2,146   | 2,146   | 2,146   |
| 摂食嚥下障害歯科医療従事者養成事業補助金  | 300     | 300     | 300     |
| ドクターカー運行体制調査事業費 ※1    | 5,278   | —       | —       |
| 地域精神保健活動費             | 2,312   | 2,175   | 4,255   |
| がん検診費                 | 287,680 | 279,995 | 302,684 |
| 健康推進管理事務費             | 8,111   | 7,290   | 8,092   |
| 保健事業管理事務費             | 1,115   | 1,075   | 779     |
| 保健事業費                 | 6,712   | 6,583   | 6,660   |
| 感染症予防対策費              | 18,468  | 16,953  | 19,567  |
| 予防接種費 ※6              | 424,354 | 523,802 | 598,109 |
| 結核医療費公費負担事業費          | 7,161   | 8,665   | 2,721   |
| 難病患者等日常生活用具等給付事業費 ※3  | 989     | —       | —       |
| 旭川いのちの電話相談員養成事業補助金    | 600     | 600     | 600     |
| 社会復帰相談指導事業費 ※4        | 2,755   | 3,214   | —       |
| 精神障害者バス料金助成事業費 ※5     | 3,755   | 3,865   | —       |
| 健康増進事業費               | 345     | 349     | 371     |
| 歯科保健推進費               | 4,717   | 5,058   | 5,379   |
| 難病相談支援費               | 5,696   | 5,584   | 6,382   |
| ヒブワクチン接種助成事業費 ※6      | 71,311  | —       | —       |
| 子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業費 ※6 | 50,960  | —       | —       |
| 小児用肺炎球菌ワクチン接種助成事業費 ※6 | 92,852  | —       | —       |
| 肝炎ウイルス検診費             | 32,604  | 31,946  | 34,295  |
| 第2次健康日本21旭川計画策定事業費 ※1 | 355     | —       | —       |
| 健康男子プロジェクト推進費         | —       | 291     | 338     |
| 食品衛生指導費               | 7,369   | 7,451   | 7,339   |
| 食肉検査費                 | 48,136  | 43,629  | 42,993  |
| 理化学検査費 ※8             | 6,460   | 6,594   | 6,853   |
| 環境衛生等営業指導費            | 6,266   | 6,137   | 6,127   |
| 生物検査費                 | 19,918  | 20,226  | 20,358  |
| 衛生環境確保等指導費            | 265     | 272     | 245     |
| 防疫対策費                 | 1,802   | 1,686   | 1,667   |
| 狂犬病予防対策費              | 11,170  | 9,590   | 9,621   |
| 動物愛護センター管理費 ※7        | 17,821  | 26,028  | 24,664  |
| 公衆浴場支援費               | 2,975   | 6,240   | 3,152   |

|                   |           |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 衛生検査課車両整備費 ※2     | 1,367     | —         | —         |
| 動物愛護センター整備事業費 ※2  | 101,112   | —         | —         |
| 動物愛護推進事業費 ※7      | 4,591     | —         | —         |
| 放射線物質検査機器整備事業費 ※8 | —         | 20,631    | —         |
| 合計                | 1,588,066 | 1,377,488 | 1,437,069 |

※1 平成 24 年度の単年度事業である。

※2 平成 24 年度で事業終了した。動物愛護センター（あにまある）は平成 24 年 9 月に完成した。

※3 平成 25 年度からこの事業を福祉保険部に移管している。

※4 平成 26 年 4 月の機構改革に伴い、障害者に関するサービスを一元化するため、障害者に関する事業を福祉保険部に移管し、精神保健に関する事業の一部を「地域精神保健活動費」に移行して継続している。

※5 平成 26 年度から福祉保険部所管の「精神障害者バス料金半額乗車」制度として実施している。

※6 平成 24 年度で国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が終了となり、平成 25 年度からは定期接種へ移行となったことに伴い、事業を「予防接種費」に移行して実施している。

※7 平成 25 年度から事業を「動物愛護センター管理費」に移行している。

※8 検査機器の整備は平成 25 年度で終了している。また、事業の一部（検査業務）を「理化検査費」に移行している。

### （3）平成 26 年度の予算決算比較

#### ①歳入

歳入の款別に平成 26 年度の予算と決算および増減を示すと次のとおりである。

（単位：千円）

| 款        | 予算      | 決算      | 増減額    |
|----------|---------|---------|--------|
| 使用料及び手数料 | 148,251 | 145,836 | 2,414  |
| 国庫支出金 ※  | 55,038  | 37,300  | 17,737 |
| 道支出金     | 58,755  | 55,807  | 2,947  |
| 財産収入     | 1       | 1       | △0     |
| 諸収入      | 1,586   | 2,745   | △1,159 |
| 合計       | 263,631 | 241,691 | 21,939 |

※ 増減額は主になんがん検診推進事業費補助金による。

#### ②歳出（事業別）

平成 26 年度の歳出における事業別の予算と決算および不用額は次のとおりである。

（単位：千円）

| 事業名          | 予算     | 決算     | 不用額   |
|--------------|--------|--------|-------|
| 精神障害者医療費助成費  | 24,263 | 21,067 | 3,195 |
| 保健所総務費       | 3,672  | 3,315  | 356   |
| 食生活改善地区組織活動費 | 1,014  | 927    | 86    |

|                      |           |           |        |
|----------------------|-----------|-----------|--------|
| 栄養改善推進費              | 2,563     | 2,214     | 348    |
| 医療薬事監視指導費            | 2,555     | 2,405     | 149    |
| 地域保健対策推進費            | 1,940     | 1,507     | 432    |
| 急病対策費                | 251,275   | 247,548   | 3,726  |
| 休日等歯科対策費             | 39,154    | 39,153    | 0      |
| 保健統計調査費              | 1,566     | 1,455     | 110    |
| 食育推進費                | 973       | 787       | 185    |
| 地域医療対策費              | 1,072     | 980       | 91     |
| 旭川市医師会看護専門学校運営補助金    | 2,146     | 2,146     | —      |
| 摂食嚥下障害歯科医療従事者養成事業補助金 | 300       | 300       | —      |
| 地域精神保健活動費            | 4,747     | 4,255     | 491    |
| がん検診費 ※1             | 320,411   | 302,684   | 17,726 |
| 健康推進管理事務費            | 8,452     | 8,092     | 359    |
| 保健事業管理事務費            | 892       | 779       | 113    |
| 保健事業費                | 7,468     | 6,660     | 808    |
| 感染症予防対策費             | 21,929    | 19,567    | 2,362  |
| 予防接種費 ※2             | 649,330   | 598,109   | 51,221 |
| 結核医療費公費負担事業費 ※3      | 8,186     | 2,721     | 5,464  |
| 旭川いのちの電話相談員養成事業補助金   | 600       | 600       | —      |
| 健康増進事業費              | 421       | 371       | 49     |
| 歯科保健推進費              | 5,379     | 5,379     | —      |
| 難病相談支援費              | 6,382     | 6,382     | —      |
| 肝炎ウイルス検診費            | 36,666    | 34,295    | 2,370  |
| 健康男子プロジェクト推進費        | 420       | 338       | 81     |
| 食品衛生指導費              | 7,527     | 7,339     | 187    |
| 食肉検査費                | 46,917    | 42,993    | 3,923  |
| 理化学検査費               | 7,086     | 6,853     | 232    |
| 環境衛生等営業指導費           | 6,301     | 6,127     | 173    |
| 生物検査費                | 20,628    | 20,358    | 269    |
| 衛生環境確保等指導費           | 294       | 245       | 48     |
| 防疫対策費                | 1,811     | 1,667     | 143    |
| 狂犬病予防対策費             | 10,056    | 9,621     | 434    |
| 動物愛護センター管理費          | 26,895    | 24,664    | 2,230  |
| 公衆浴場支援費              | 3,152     | 3,152     | —      |
| 合計                   | 1,534,446 | 1,437,069 | 97,376 |

- ※1 がん検診費は主に、役務費（通信運搬費）の節減、検診受診者が予定人数に満たなかったことによる委託料減のため不用額が大きい。
- ※2 予防接種費は当初予算が 537,158 千円であり、平成 26 年 10 月から水痘と高齢者肺炎球菌感染症予防接種が定期予防接種となることから 119,660 千円増額補正した。また他事業への流用等で 7,487 千円減額したものの、予定人数に満たなかったため補正・流用後予算では不用額が生じている。
- ※3 結核医療費公費負担事業費は見込みより対象者が少なかったため不用額が大きい。

## 6. 附属機関および私的諮問機関

### (1) 附属機関

#### ①機関、設置根拠および目的

| 機関                      | 根拠法令等  | 目的  |
|-------------------------|--|---|
| 旭川市保健所運営協議会             | 地域保健法第 11 条および旭川市保健所条例                           | 旭川市における地域保健および保健所の運営に関する事項を審議する。  |
| 旭川市感染症診査協議会（感染症部会・結核部会） | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条および旭川市感染症診査協議会条例 | 感染症患者に対し、法の規定による通知、勧告および入院の期間の延長、並びに結核患者に対し、法の規定による申請に基づく費用の負担に関する必要な事項を審議する。 |
| 旭川市食育推進会議               | 食育基本法第 33 条および旭川市食育推進会議条例                        | 旭川市食育推進計画の作成および食育推進に関する基本的事項を調査審議する。  |

#### ②委員の人数、任期および報酬

| 機関          | 委員定数   | 任期  | 現委員  | 報酬        |
|-------------|--------|-----|------|-----------|
| 旭川市保健所運営協議会 | 20 名以内 | 2 年 | 18 名 | 7,700 円/日 |
| 旭川市感染症診査協議会 | 12 名以内 | 2 年 | 8 名  | 7,700 円/日 |
| 感染症部会       | 6 名以内  | 2 年 | 5 名  | 7,700 円/日 |
| 結核部会        | 6 名以内  | 2 年 | 5 名  | 7,700 円/日 |
| 旭川市食育推進会議   | 20 名以内 | 2 年 | 20 名 | 7,700 円/日 |

③平成 26 年度の活動状況

| 機関                       | 開催日       | 出席委員 | 主な議事   |
|--------------------------|-----------|------|--|
| 旭川市保健所運営協議会              | 7 月 9 日   | 15 名 | (1) 正副会長選出<br>(2) 報告事項<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 25 年度旭川市医療安全支援センターの活動状況について</li> <li>・ 水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種導入について</li> <li>・ 健康男子プロジェクトについて</li> <li>・ 食育の推進について</li> <li>・ 旭川市食品衛生監視指導計画実施結果について</li> <li>・ 食肉検査の実施状況について</li> </ul>  |
|                          | 12 月 19 日 | 10 名 | (1) 協議事項<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旭川市食品衛生法施行条例への HACCP（ハサップ）を用いて衛生管理を行う場合の基準等の追加について</li> <li>・ 動物愛護センターの円滑な運営について</li> </ul> (2) 報告事項<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「すこやかロード」について</li> <li>・ 平成 25 年度旭川市国保特定健診・特定保健指導の実施結果について</li> <li>・ 食肉検査の実施状況について</li> </ul> |
| 旭川市感染症診<br>査協議会          | 4 月 10 日  | 8 名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の改選について</li> <li>・ 感染症の発生状況等</li> </ul>   |
| 旭川市感染症診<br>査協議会感染症<br>部会 | 4 月 10 日  | 8 名  | (1) 正副会長の選出<br>(2) 各部会員及び部会長の選出<br>(3) 平成 25 年感染症発生状況について<br>(報告)  |
| 旭川市感染症診<br>査協議会結核部<br>会  | 4 月 10 日  | 5 名  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症患者に対する就業制限に関する<br/>こと</li> <li>・ 感染症患者に対する入院勧告及び入院<br/>の延長等に関すること</li> <li>・ 結核患者の医療費の負担に関すること</li> </ul>  |
|                          | 4 月 24 日  | 4 名  |  |
|                          | 5 月 8 日   | 4 名  |  |
|                          | 5 月 22 日  | 4 名  |  |
|                          | 6 月 12 日  | 4 名  |  |

|                         |        |     |   |
|-------------------------|--------|-----|---|
| 旭川市感染症診<br>査協議会結核部<br>会 | 6月26日  | 4名  |   |
|                         | 7月10日  | 5名  |   |
|                         | 7月24日  | 5名  |   |
|                         | 8月7日   | 5名  |   |
|                         | 8月21日  | 4名  |   |
|                         | 9月11日  | 5名  |   |
|                         | 9月25日  | 5名  |   |
|                         | 10月9日  | 5名  |   |
|                         | 10月23日 | 4名  |   |
|                         | 12月4日  | 4名  |   |
|                         | 12月18日 | 3名  |   |
|                         | 1月22日  | 4名  |   |
|                         | 2月12日  | 5名  |   |
|                         | 2月26日  | 5名  |   |
|                         | 3月12日  | 5名  |   |
| 3月26日                   | 4名     |     |   |
| 旭川市食育推進<br>会議           | 6月30日  | 17名 | (1) 会議の公開等について<br>(2) 報告事項<br>・第2次旭川市食育推進計画の概要について<br>・前任期の食育推進会議での審議経過について<br>・平成26年度食育推進関係事業計画について<br>(3) 平成26～27年度の予定について  |
|                         | 11月12日 | 14名 | (1) 委員の交代及び副会長の選出について<br>(2) 報告事項<br>平成26年度 市の主な食育関連事業の実施状況について<br>(3) 第2次旭川市食育推進計画の重点施策の推進について<br>(4) 各分野が連携した食育の普及啓発の取組について |

|               |       |     |   |
|---------------|-------|-----|---|
| 旭川市食育推進<br>会議 | 2月26日 | 17名 | (1) 報告事項<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度 市の主な食育関係事業実績について</li> <li>・平成27年度 市の主な食育関係事業計画について</li> </ul> (2) 第2次旭川市食育推進計画の重点施策の推進について<br>(3) 「あさひかわ食育推進月間」の取組について |
|---------------|-------|-----|---|

(2) 私的諮問機関

①機関、設置根拠および目的

| 機関               | 根拠法令等              | 目的   |
|------------------|--------------------|--|
| 旭川市予防接種健康被害調査委員会 | 旭川市予防接種健康被害調査委員会要綱 | 法律の規定に基づき実施された予防接種において、市民が健康被害を受けたときに、医学的見地から調査等を行う。                         |
| 旭川市エイズ等対策推進協議会   | 旭川市エイズ等対策推進協議会要綱   | 旭川市における後天性免疫不全症候群等の予防対策について、関係機関・団体と連携しながら総合的に推進するために必要な事項について協議する。          |
| 旭川市医療安全推進検討会     | 旭川市医療安全推進検討会運営要綱   | 旭川市における医療の安全について、各医療関係機関等からの専門的な意見を旭川市医療安全支援センターの業務、運営に反映するために必要な事項について検討する。 |

②委員の人数、任期および報酬

| 機関               | 委員定数  | 任期 | 現委員 | 報酬       |
|------------------|-------|----|-----|----------|
| 旭川市予防接種健康被害調査委員会 | 6名以内  | 2年 | 6名  | 5,000円/日 |
| 旭川市エイズ等対策推進協議会   | 20名以内 | 2年 | 10名 | 5,000円/日 |

|              |      |    |    |          |
|--------------|------|----|----|----------|
| 旭川市医療安全推進検討会 | 7名以内 | 2年 | 6名 | 5,000円/日 |
|--------------|------|----|----|----------|

③平成26年度の活動状況

| 機関               | 開催日            | 出席委員 | 主な議事   |
|------------------|----------------|------|--|
| 旭川市予防接種健康被害調査委員会 | 平成26年度の開催実績なし。 |      |  |
| 旭川市エイズ等対策推進協議会   | 11月11日         | 9名   | (1) エイズ発生動向について<br>(2) 旭川市性感染症発生動向調査<br>(3) 平成25年度旭川市エイズ予防対策事業について<br>(4) 平成26年度旭川市エイズ予防対策事業について   |
| 旭川市医療安全推進検討会     | 8月7日           | 6名   | (1) 座長の選出<br>(2) 報告事項<br>・旭川市医療安全支援センターにおける医療相談集計結果について（平成21年度から平成25年度までの5年間分）<br>・「平成26年度医療安全に関する研修会」の開催について<br>(3) 検討事項<br>・「医療相談事例集（案）」について |
|                  | 2月10日          | 6名   | (1) 報告事項<br>・医療相談窓口の受付状況について<br>・平成26年度医療安全に関する研修会報告について<br>・平成27年度旭川市医療安全支援センター事業について<br>・旭川市医療安全支援センター運営の手引の改定について<br>(2) 検討事項<br>・事例検討      |

## 7. 健康日本 21 旭川計画

### (1) 計画策定の経緯と概要

厚生労働省が進める国民健康づくり運動「健康日本 21」が平成 12 年度から開始されたことに伴い、旭川市では「健康日本 21 旭川計画」を策定して、平成 14 年度から開始し平成 24 年度に終了した。現在は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間に係る「第 2 次健康日本 21 旭川計画」を実行中である。

計画の策定や評価は、策定委員会や評価委員会を組織して実施している。計画の推進は保健所長が座長となり、健康づくりやこの計画関連の事業を所管している庁内関係課長をメンバーに庁内推進会議を設けて行っている。また、庁内推進会議の下部組織として 5 つの専門部会（「栄養・食生活」「心の健康づくり・アルコール」「歯の健康」「たばこ・がん」「メタボリックシンドローム」）を設置している。

「健康日本 21」の基本理念は、「すべての国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため、壮年期死亡の減少、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）の延伸等を目標に、社会の様々な健康関連グループがその機能を活かして一人ひとりの健康実現を支援することにより、国民の健康づくりを総合的に推進することである。

これを受けて旭川市の「健康日本 21 旭川計画」では基本的考え方として、最終目標を「疾病や障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が生涯を通じ健やかで心豊かに生活を送ることができるよう、健康寿命を延伸し、QOL（生活の質）の向上を図ること」としている。また、基本理念として、①みんなで取り組む健康づくり、②一次予防の重視、③目標等の設定と評価、④ライフステージに応じた健康づくり、⑤市民に対する情報提供、⑥市民参加を掲げている。

### (2) 平成 24 年度までの計画に対する評価の概要

平成 24 年度までの計画に掲げられていた分野ごとの取組目標と結果判定は以下のとおりである。判定は、取組目標として 64 の健康指標（年齢・性別等の区分を含めて 105 の指標）を設定し、平成 13 年度の指標をベースラインとして平成 24 年度で改善したかどうかというものである。指標達成割合が A は 80%以上、B は 50%以上 80%未満、C は 30%以上 50%未満、D は 30%未満である。なお、判定データがない場合は判定不能となる。

| 分野      | 取組目標                            | 判定 |
|---------|---------------------------------|----|
| 栄養・食生活  | 適正体重を維持する人を増やそう                 | B  |
|         | 栄養成分表示を参考にし、バランスのとれた食事をする人を増やそう | B  |
|         | 朝食を摂る人を増やそう                     | B  |
| 身体活動・運動 | 意識して歩くなど身体活動や運動を増やそう            | B  |
|         | 冬を楽しみ、積極的に身体を動かそう               | C  |

|                   |  |    |
|-------------------|--|----|
| 休養・心の健康・<br>アルコール | ストレスとの上手なつきあい方と解消法を身につけよう                  | B  |
|                   | 適切な休養を確保しよう                                | A  |
|                   | 習慣的な多量飲酒を減らそう                              | B  |
|                   | 未成年者の飲酒をなくそう                               | A  |
| 歯の健康              | 歯と口の状態に適したセルフケアと定期受診で歯の喪失を予防し、8020を目指そう    | A  |
|                   | 歯や口の問題を放置せずに、かかりつけ歯科医に相談し、歯の健康維持のコツを身につけよう | A  |
|                   | 生活習慣の改善と歯質の強化で、子どものむし歯を予防しよう               | B  |
| たばこ               | 喫煙が及ぼす健康への影響を減らそう                          | A  |
|                   | 妊娠中及び産後の喫煙率を減らそう                           | A  |
|                   | 未成年者の喫煙をなくそう                               | 不能 |
| 糖尿病・循環器<br>病・がん   | 自分の健康状態をチェックし、健康づくりに取り組もう                  | 不能 |
|                   | 糖尿病につながる生活習慣を改善しよう                         | B  |
|                   | 循環器疾患の原因となる高脂血症、高血圧などにつながる生活習慣を改善しよう       | B  |

以上のようにほとんどの項目でAあるいはBの判定結果であり、D判定となったものはない。

### (3) 平成 25 年度からの第 2 次計画の概要

最終目標は「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」であり、計画の期間は平成 25 年度から平成 34 年度までとなっている。評価方法は計画開始から 5 年後となる平成 29 年度を目途に中間評価を行い、最終年度となる平成 34 年度に総合的評価を行うことになっている。

基本方針は次のとおりである。

- 健康づくりにおける基盤の確立  
個々の事業の進捗状況等を踏まえて、新たな事業の構築や既存事業の再構築を行って健康づくりの基盤を確立する
- みんなで取り組む健康づくり  
個人の主体的な取組を社会全体で支えて、みんなで力を合わせて取り組む
- 自ら実践する健康づくり  
自らの意思で食生活や運動、喫煙等の生活習慣を見直し、健康を増進して疾病の発症を予防することに重点を置く
- ライフステージに応じた健康づくり  
妊産婦・乳幼児期から高年期までのライフステージに合わせて取り組む

- 健康づくりのための環境整備  
市民が健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすい社会環境を整備する
- 目標等の設定と評価による効果的な健康づくり  
具体的な目標を設定して、現状を評価しながら実施する  
また分野と取組目標は次のとおりである。

| 分野                | 取組目標                                       |
|-------------------|--|
| 栄養・食生活            | 適正体重を維持する人を増やそう                            |
|                   | 栄養成分表示を参考にし、バランスのとれた食事をする人を増やそう            |
|                   | 朝食を摂る人を増やそう                                |
| 身体活動・運動           | 意識して歩くなど身体活動を増やそう                          |
|                   | 運動を楽しみ積極的に身体を動かそう                          |
| 休養・心の健康・<br>アルコール | ストレスとの上手なつきあい方と解消法を身につけよう                  |
|                   | 適切な休養を確保しよう                                |
|                   | 飲酒の適量を知ろう                                  |
|                   | 未成年者の飲酒をなくそう                               |
| 歯の健康              | 歯と口の状態に適したセルフケアと定期受診で歯の喪失を予防し、8020を目指そう    |
|                   | 歯や口の問題を放置せずに、かかりつけ歯科医に相談し、歯の健康維持のコツを身につけよう |
|                   | 生活習慣の改善と歯質の強化で、子どものむし歯を予防しよう               |
| たばこ               | 喫煙が及ぼす健康への影響を減らそう                          |
|                   | 妊娠中及び産後の喫煙をなくそう                            |
|                   | 未成年者の喫煙をなくそう                               |
| 糖尿病・循環器<br>病・がん   | 自分の健康状態をチェックし、健康づくりに取り組もう                  |
|                   | 循環器疾患の原因となる脂質異常症、高血圧などにつながる生活習慣を改善しよう      |
|                   | 糖尿病につながる生活習慣を改善しよう                         |

(4) 主な健康指標 (数値目標)

第2次計画取組目標ごとの主な健康指標 (数値目標) は次のとおりである。現状値は主に平成23年度の数値である。

| 取組目標                            |                  |              |         |
|---------------------------------|------------------|--------------|---------|
| 健康指標                            |                  | 現状値          | 目標値     |
| 適正体重を維持する人を増やそう                 |                  |              |         |
| 適正体重を知っている人の増加                  |                  | 男性           | 91.7%   |
|                                 |                  | 女性           | 86.3%   |
| 適正体重を維持している人の増加 (肥満・やせの減少)      | 男性 (20～60 歳代) 肥満 | 29.6%        | 26%以下   |
|                                 | 女性 (40～60 歳代) 肥満 | 18.5%        | 15%以下   |
|                                 | 女性 (20 歳代) やせ    | 18.9%        | 15%以下   |
| 栄養成分表示を参考にし、バランスのとれた食事をする人を増やそう |                  |              |         |
| 栄養成分表示の店の登録数の増加                 |                  | 201 件        | 250 件以上 |
| 栄養成分表示を参考にする人の増加                |                  | 男性           | 33.0%   |
|                                 |                  | 女性           | 58.9%   |
| 食塩摂取量の減少                        |                  | 男性           | 11.9g   |
|                                 |                  | 女性           | 9.8g    |
| 野菜摂取量の増加                        |                  | 237g         | 350g 以上 |
| 朝食を摂る人を増やそう                     |                  |              |         |
| 朝食を摂らない人の減少                     |                  | 20 歳代男性      | 34.9%   |
|                                 |                  | 20 歳代女性      | 15.3%   |
| 朝食を毎日食べている児童生徒の増加               | 小学生 (5 年生)       | 88.5%        | 90%以上   |
|                                 | 中学生 (2 年生)       | 84.5%        | 90%以上   |
| 意識して歩くなど身体活動を増やそう               |                  |              |         |
| 意識的に体を動かすことを心がけている人の増加          |                  | 男性           | 71.1%   |
|                                 |                  | 女性           | 71.5%   |
| 日常生活における歩数の増加                   |                  | 男性 (20～69 歳) | 6,142 歩 |
|                                 |                  | 男性 (70 歳以上)  | 3,986 歩 |
|                                 |                  | 女性 (20～69 歳) | 5,441 歩 |
|                                 |                  | 女性 (70 歳以上)  | 3,179 歩 |
| 運動を楽しみ積極的に体を動かそう                |                  |              |         |
| 1 週間に 2 回以上運動する人の増加             |                  | 降雪期以外        | 48.6%   |
|                                 |                  | 降雪期          | 46.6%   |
| ほとんど運動しない人の減少                   |                  | 降雪期以外        | 32.4%   |
|                                 |                  | 降雪期          | 37.1%   |

|   |                     |        |         |
|---|---------------------|--------|---------|
| ストレスとの上手な付き合い方と解消法を身につけよう                 |                     |        |         |
| ストレス解消法を知っている人の増加                         |                     | 80.5%  | 100%    |
| 心の健康について相談先を知っている人の増加                     |                     | 90.5%  | 100%    |
| 適切な休養を確保しよう                               |                     |        |         |
| 睡眠による休養を充分に取れていない人の減少                     |                     | 18.0%  | 15%以下   |
| 週労働時間 40 時間を超える雇用者の減少                     |                     | 18.5%  | 16.5%以下 |
| 飲酒の適量を知ろう                                 |                     |        |         |
| 適度な飲酒の知識の普及                               | 男性                  | 49.6%  | 60%以上   |
|   | 女性                  | 45.6%  | 55%以上   |
| 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少              | 男性 (2 合以上)          | 22.3%  | 20%以下   |
|   | 女性 (1 合以上)          | 20.4%  | 18%以下   |
| 未成年者の飲酒をなくそう                              |                     |        |         |
| 未成年者の飲酒をなくす                               | 中学 3 年男子            | 8.0%   | 0%      |
|   | 中学 3 年女子            | 9.1%   | 0%      |
|   | 高校 3 年男子            | 21.0%  | 0%      |
|   | 高校 3 年女子            | 18.5%  | 0%      |
| 歯と口の状態に適したセルフケアと定期受診で歯の喪失を予防し、8020 を目指そう  |                     |        |         |
| 1 日に 2 回以上歯を磨く人の増加 (20 歳以上)               |                     | 75.4%  | 80%以上   |
| 歯の喪失予防                                    | 60 歳で 24 歯以上有する人の増加 | 34.9%  | 40%以上   |
|   | 80 歳で 20 歯以上有する人の増加 | 24.4%  | 27%以上   |
| 歯や口の問題を放置せず、かかりつけ歯科医に相談し、歯の健康維持のコツを身につけよう |                     |        |         |
| 定期的な歯科検診の受診者の増加                           | 20 歳以上、過去 1 年       | 32.7%  | 38%以上   |
|   | 55~64 歳、過去 1 年      | 36.1%  | 40%以上   |
| 生活習慣の改善と歯質の強化で、子どものむし歯を予防しよう              |                     |        |         |
| 間食として甘味食品、飲料を 1 日 3 回以上飲食する習慣を持つ幼児の減少     |                     | 26.9%  | 24%以下   |
| フッ化物塗布を受けたことのある幼児の増加 (3 歳児)               |                     | 58.6%  | 70%以上   |
| 12 歳児の一人平均むし歯数の減少                         |                     | 1.47 歯 | 1.0 歯未満 |
| 喫煙が及ぼす健康への影響を減らそう                         |                     |        |         |
| 禁煙・完全分煙対策を実施する公共施設の増加                     | 医療機関                | 90.5%  | 100%    |
|   | 官公庁                 | 89.2%  | 100%    |
|   | その他                 | 65.2%  | 89%以上   |
| 成人の喫煙率の減少                                 | 男性                  | 30.7%  | 20%以下   |
|   | 女性                  | 16.2%  | 10%以下   |

|                                       |           |         |            |
|---------------------------------------|-----------|---------|------------|
| 妊娠中及び産後の喫煙をなくそう                       |           |         |            |
| 妊娠中の喫煙をなくす                            |           | 8.0%    | 0%         |
| 未成年者の喫煙をなくそう                          |           |         |            |
| 未成年者の喫煙をなくす                           | 男子（高校3年生） | 8.6%    | 0%         |
|                                       | 女子（高校3年生） | 3.8%    | 0%         |
| 自分の健康状態をチェックし、健康づくりに取り組もう             |           |         |            |
| がん検診の受診率の向上                           | 胃がん       | 8.3%    | 10%以上      |
|                                       | 肺がん       | 9.8%    | 11%以上      |
|                                       | 大腸がん      | 14.4%   | 16%以上      |
|                                       | 子宮頸がん     | 23.5%   | 26%以上      |
|                                       | 乳がん       | 29.1%   | 32%以上      |
| 循環器疾患の原因となる脂質異常症、高血圧などにつながる生活習慣を改善しよう |           |         |            |
| 脂質異常症の減少                              | 男性        | 9.4%    | 7%以下       |
|                                       | 女性        | 13.3%   | 10%以下      |
| 高血圧の改善                                | 男性        | 130mmHg | 126mmHg 以下 |
|                                       | 女性        | 127mmHg | 123mmHg 以下 |
| 糖尿病につながる生活習慣を改善しよう                    |           |         |            |
| メタボリックシンドロームの減少                       |           | 25.4%   | 24.0%以下    |
| 血糖コントロール不良者の減少                        |           | 0.7%    | 0.6%以下     |

## 8. その他の活動

### (1) 旭川市医療安全支援センター

#### ①設置根拠、担当課係および目的

医療法第6条の9に規定する措置を講ずるため第6条の13の規定に基づき、平成19年4月1日から旭川市医療安全支援センターを設置している。この担当窓口は保健総務課医療薬事係であり、設置目的は市民の医療に対する信頼を確保するため、医療に関する苦情、心配および相談に対し、病院、診療所、薬局等に対して助言、情報提供および研修等を行うことである。

|  |
|--|
| <p>医療法<br/>第6条の9<br/>国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第6条の13<br/>都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、第6条の9に規定する措置を講ずるため、次に掲げる事務を実施する施設（以下「医療安全支援センター」という。）を設けるよう努めなければならない。</p> <p>一 患者又はその家族からの当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所における医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに、当該患者若しく</p> |
|--|

|   |
|---|
| <p>はその家族又は当該病院、診療所若しくは助産所の管理者に対し、必要に応じ、助言を行うこと。</p> <p>二 当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくは従業者又は患者若しくはその家族若しくは住民に対し、医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>三 当該都道府県等の区域内に所在する病院、診療所又は助産所の管理者又は従業者に対し、医療の安全に関する研修を実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該都道府県等の区域内における医療の安全の確保のために必要な支援を行うこと。</p> |
|---|

## ②活動実績

平成 26 年度における旭川市医療安全支援センターの活動実績は次のとおりである。

| 項目                     | 内容  |
|------------------------|---|
| 医療相談の受付・対応             | 計 211 件の相談を受け付け相談者に助言するとともに、必要に応じ医療提供施設に指導した。   |
| 相談事例の収集・分析・情報提供        | 前年度及び過去 5 年間分の医療相談を集計・分析した。<br>前年度に収集した医療相談事例を用いて医療相談事例集を作成し、ホームページで公開および医療機関に配布した。     |
| 医療安全推進検討会の開催           | 年 2 回(8 月および 2 月)開催し、医療安全支援センターの業務内容に関することおよび今後の本市における医療安全推進のための方策等の検討を行った。             |
| 医療安全の確保に関する必要な情報の収集・提供 | 医療機関宛てに計 27 回、厚生労働省通知に基づく医療安全対策又は院内感染対策に関しての注意喚起や日本医療機能評価機構発出の医療事故情報収集事業報告書等の情報提供を行った。  |
| 医療安全に関する研修会の開催         | 市内病院および診療所の従事者向けに医療安全に関する研修会を開催し、64 人の参加があった。ヒヤリハットからの効果的な再発防止策の導き方をテーマに、外部講師による講演を行った。 |
| 研修会への参加                | 3 人の医療相談対応職員が、各種研修会に参加した。   |

(2) 他団体等の事務

保健所内に事務局を置いている団体等、その目的および担当課係は次のとおりである。

| 名称                  | 目的   | 担当係            |
|---------------------|--|----------------|
| 旭川精神衛生協会            | 精神衛生に関する知識の普及、精神的健康の保持増進等を図る   | 健康推進課こころの健康係   |
| 上川中部地域歯科保健推進協議会     | 上川中部1市9町の住民の歯科保健の推進と健康管理を図る方策を協議する   | 健康推進課健康推進係     |
| 旭川市献血推進協議会          | 血液に対する正しい知識について啓発するとともに、医療に必要な血液を確保する                                      | 保健総務課医療薬事係     |
| 旭川食生活改善協議会          | 食生活改善や健康づくりのための知識や技術を普及し市民の健康増進を図る   | 保健指導課栄養係       |
| 旭川市市民委員会連絡協議会環境衛生部会 | 地区市民委員会環境衛生部相互の活動について連絡協議し、市民の環境衛生意識の高揚と自主活動を推進するとともに、関係機関と協力し環境衛生の向上に寄与する | 保健総務課企画調整係     |
| 健康男子コンテスト実行委員会      | 「健康男子プロジェクト」(働き盛りの男性が自分の健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組むことを推進する)の一環としてコンテストを行う       | 保健指導課地域保健第1・2係 |

### 第3章 保健総務課の業務について

#### 第1 監査対象事業

保健総務課が担当している事業で平成26年度の当初予算が1,000千円以上の事業は次のとおりである。

(単位：千円)

| 事業名                  | 担当係   | 当初予算    |
|----------------------|-------|---------|
| 1. 保健所総務費            | 保健総務係 | 3,672   |
| 2. 医療薬事監視指導費         | 医療薬事係 | 2,555   |
| 3. 地域保健対策推進費         | 企画調整係 | 1,940   |
| 4. 急病対策費             | 保健総務係 | 245,200 |
| 5. 休日等歯科対策費          | 保健総務係 | 39,154  |
| 6. 保健統計調査費           | 企画調整係 | 1,566   |
| 7. 地域医療対策費           | 企画調整係 | 1,072   |
| 8. 旭川市医師会看護専門学校運営補助金 | 企画調整係 | 2,146   |

予算に補正または他事業費からの流用がある場合は、後述する各事業において補正・流用後の予算（予算現額）を記載している。

上記の事業費のほか、各事業に共通する委託契約における事務手続に関する意見を「9. 共通」に記載する。

#### 第2 事業費の監査

##### 1. 保健所総務費

###### (1) 概要

地域保健活動の円滑な推進のため、感染性産業廃棄物の収集運搬および処分業務委託、事務機器の借上げ等を行う。

###### (2) 事業成果

感染性産業廃棄物の処理状況は次のとおりである。

(処理数量：リットル)

|          | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 健康推進課    | 1,300       | 750         | 900         |
| 衛生検査課    | 5,800       | 7,100       | 6,800       |
| 食肉衛生検査所  | 3,500       | 1,500       | 1,100       |
| 合計       | 10,600      | 9,350       | 8,800       |
| 委託先      | (株)アンビエンテ丸大 | (株)アンビエンテ丸大 | (株)アンビエンテ丸大 |
| 決定単価(税抜) | 33.50円      | 19.60円      | 33.50円      |

動物愛護センター分は、衛生検査課処理数量に含む。

委託先は、指名競争入札により決定している。

### (3) 予算と決算

#### ①歳入

特定財源としての歳入はない。

#### ②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 4,665    | 3,943    | 3,672    |
| 決算  | 3,277    | 3,084    | 3,315    |
| 不用額 | 1,387    | 858      | 356      |

平成 24 年度は、コピー使用数量が予定数量を下回ったことにより 894 千円の不用額が発生している。

平成 25 年度は、感染性産業廃棄物の収集運搬および処分業務委託料単価が予定単価を下回ったこと、排出量が見込みよりも下回ったことにより 561 千円の不用額が発生している。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 賃金        | 1,257    | 1,261    | 1,282    |
| 旅費        | 2        | 2        | —        |
| 消耗印刷費     | 1,011    | 1,045    | 1,057    |
| 通信運搬費     | 63       | 61       | 51       |
| 手数料       | —        | 0        | —        |
| 災害保険料     | 20       | 20       | 26       |
| 委託料       | 372      | 192      | 318      |
| 使用料および賃借料 | 544      | 496      | 575      |
| 負担金       | 4        | 4        | 4        |
| 合計        | 3,277    | 3,084    | 3,315    |

平成 25 年度の委託料の減少は、感染性産業廃棄物の収集運搬および処分業務委託の決定単価（最低入札単価）が他の年度よりも低かったことによる。

#### (4) 監査結果

保健所総務費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

### 2. 医療薬事監視指導費

#### (1) 概要

適正な医療や医薬品の適切な管理、販売等を図るため次の業務を行う。

##### ①医療機関等立入検査

医療法等関連法規に基づき計画的に定期立入検査を実施するほか、医療機関の新規開設等に伴う立入検査および市民からの苦情相談に対応する立入検査を実施する。

##### ②薬事等監視指導

薬局開設者、医薬品販売業者等に対し、医薬品等の適正な管理、販売および品質保持を図るため、計画的に監視指導を実施するほか、薬局の新規開設等に伴う実地調査および市民からの苦情相談に対応する立入検査を実施する。

##### ③普及啓発活動

「薬と健康の週間」等の実施、薬物乱用防止対策の推進、野生大麻・不正けし撲滅運動の実施、献血推進などの普及啓発活動を行う。

##### ④医療安全支援センター

市民からの医療に関する苦情相談に対応するとともに、医療機関に対する医療安全情報の提供および研修会の開催等により医療安全意識の啓発を図り、医療安全を推進する。

#### (2) 事業成果

##### ①歳入の内容

##### ア. 医療薬事関係手数料

旭川市手数料条例および旭川市医療法施行条例等の定めに従い徴収するものである。平成26年度の徴収事務取扱件数は次のとおりである。

|      | 内容             | 単価<br>(単位：円) | 件数 | 金額<br>(単位：円) |
|------|----------------|--------------|----|--------------|
| 医療関係 | 診療所開設許可        | 18,650       | 8  | 149,200      |
|      | 診療所検査（一部変更の検査） | 13,200       | 1  | 13,200       |
|      | 病院検査（一部変更の検査）  | 21,250       | 19 | 403,750      |
|      | 医療関係合計         |              | 28 | 566,150      |
| 薬事関係 | 薬局開設許可（新規）     | 25,150       | 23 | 578,450      |
|      | 薬局開設許可（更新）     | 10,070       | 5  | 50,350       |
|      | 卸売販売業許可（新規）    | 25,150       | 4  | 100,600      |
|      | 卸売販売業許可（更新）    | 10,070       | 8  | 80,560       |

|      |                     |        |           |           |
|------|---------------------|--------|-----------|-----------|
| 薬事関係 | 店舗販売業許可（新規）         | 25,150 | 10        | 251,500   |
|      | 高度管理医療機器等販売業等許可（新規） | 25,150 | 42        | 1,056,300 |
|      | 高度管理医療機器等販売業等許可（更新） | 10,070 | 9         | 90,630    |
|      | 薬局・医薬品販売業等許可証書換交付   | 2,150  | 11        | 23,650    |
|      | 配置従事者身分証明書交付        | 7,650  | 77        | 589,050   |
|      | 配置従事者身分証明書再交付       | 3,150  | 1         | 3,150     |
|      | 薬局製剤製造販売業許可（新規）     | 7,200  | 2         | 14,400    |
|      | 薬局製剤製造販売承認（385品目）   | 38,500 | 1         | 38,500    |
|      | 薬局製剤製造販売承認（品目）×@100 | 100    | 1         | 800       |
|      | 薬局製剤製造業許可（新規）       | 9,720  | 2         | 19,440    |
|      | 毒物および劇物の販売業の登録（新規）  | 12,480 | 12        | 149,760   |
|      | 毒物および劇物の販売業の登録（更新）  | 5,890  | 14        | 82,460    |
|      | 毒物劇物販売業登録票書換交付      | 2,500  | 3         | 7,500     |
|      | 薬事関係合計              |        | 225       | 3,137,100 |
| 合計   |                     | 253    | 3,703,250 |           |

#### イ. 医療法施行事務等委託金

北海道との平成26年度保健衛生に関する事務の委託契約に従い、委託業務を処理することにより北海道から受ける委託金である。

北海道から委託される事務は多数あり、そのうち医療法施行事務、医師法施行事務、薬事法施行事務の取扱件数を抜粋して示す。

医療法施行事務取扱件数は次のとおりである。

|                          | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------------------|--------|--------|
| 医療法人設立認可申請書の経由           | 2      | —      |
| 医療法人理事の減員認可申請書の経由        | 1      | —      |
| 医師等以外の者の理事長選出に係る認可申請書の経由 | 1      | —      |
| 医療法人の定款等の変更認可申請書の経由      | 15     | 24     |
| 医療法人からの決算届の経由            | 225    | 223    |
| 医療法人解散認可申請書の経由           | 4      | 3      |
| 医療法人特別代理人選任請求書の経由        | —      | 3      |
| 医療法人の登記事項等の届出の経由         | 61     | 61     |
| 医療法人の役員変更の届出の経由          | 59     | 41     |
| 北海道医療機能情報公表制度定期報告の経由     | 481    | 472    |

医師法施行事務取扱件数は次のとおりである。

|               | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------|----------|----------|
| 免許申請書の經由      | 59       | 67       |
| 医籍訂正申請書の經由    | 7        | 9        |
| 免許証書換交付申請書の經由 | 7        | 9        |
| 医籍登録抹消申請書の經由  | 7        | 4        |
| 免許証の再交付申請書の經由 | —        | 2        |

薬事法施行事務取扱件数は次のとおりである。

|                             | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------------------------|----------|----------|
| 医薬品販売業許可更新申請書の經由            | 1        | 5        |
| 登録販売者試験受験願書の經由              | 74       | 83       |
| 販売従事登録申請書の經由                | 32       | 35       |
| 登録販売者名簿登録事項変更届書の經由          | 8        | 4        |
| 販売従事登録証書き換え交付申請書の經由         | 7        | 4        |
| 販売従事登録証再交付申請書の經由            | 5        | 2        |
| 配置販売業許可申請書の經由               | 1        | 2        |
| 配置販売業に従事する場合の届出の經由          | 1        | 6        |
| 医薬品販売業廃止・変更等届出の經由           | 5        | 9        |
| 北海道医療機能情報公表制度定期報告の經由        | 185      | 186      |
| 医薬品製造業許可更新申請書の經由（知事）G 対象外   | —        | 2        |
| 医療機器製造業許可更新申請書の經由（知事）       | —        | 1        |
| 医療機器製造販売業許可更新申請書の經由         | —        | 1        |
| 医療機器修理業許可申請書の經由             | 6        | 4        |
| 医療機器修理業許可更新申請書の經由           | 6        | 9        |
| 医療機器修理業廃止・変更等届出の經由          | 25       | 23       |
| 医療機器修理業区分追加許可申請書の經由         | 2        | 1        |
| 医療機器修理業許可証書き換え交付申請書の經由      | 2        | —        |
| 化粧品製造販売届の經由                 | 18       | 20       |
| 化粧品製造業許可更新申請書の經由            | 1        | —        |
| 化粧品製造販売業許可更新申請書の經由          | 2        | 1        |
| 医薬部外品製造販売承認申請書の經由           | 1        | —        |
| 医薬品等製造業廃止・変更等届出の經由          | 7        | 5        |
| 医薬品等製造業等許可証書き換え交付申請書の經由（知事） | 1        | —        |

ウ. 医務薬事関係北海道権限移譲事務交付金

北海道から権限移譲され行う医療法、医療法施行令および法の施行のための規則（以下、医療法等という。）または薬事法に基づく事務等に対して交付される。

取扱件数は次のとおりである。

|            | 内容  | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|---|----------|----------|
| 医療法等       | 病院の病床数等の変更の許可   | 34       | 38       |
|            | 診療所の病床設置又は病床数、病床種別等の変更の許可   | —        | 3        |
|            | 病院にエックス線装置を備えたとき等の届出の受理   | 31       | 19       |
|            | 病院の開設者の住所等の変更の届出の受理   | 14       | 10       |
|            | 病院の開設後の届出の受理  | 2        | 3        |
| 毒物及び劇物取締法等 | 特定毒物研究者の氏名変更等の届出の受理   | 2        | 5        |
|            | 特定毒物研究者に係る特定毒物の品名等の届出の受理  | —        | 2        |
|            | 特定毒物研究者の許可証の書換え交付   | 2        | 2        |
|            | 特定毒物研究者の許可証の返納の受理   | —        | 3        |
|            | 特定毒物研究者の氏名等の変更等の届出に係る通知   | —        | 1        |
| 薬事法等       | 卸売販売業の営業所の管理等の兼務の許可   | 1        | 1        |
|            | 医薬品の販売業又は高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器若しくは管理医療機器の販売業若しくは賃貸業に係る休廃止等の届出の受理 | 293      | 179      |
|            | 管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出の受理   | 69       | 66       |
|            | 医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の返納の受理                           | 20       | 16       |
|            | 配置販売業者等の身分証明書の返納の受理   | 89       | 71       |
|            |   |          |          |

エ. 麻薬監視等事務費交付金

薬事法等の規定による立入検査等についての地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市の職員を北海道職員に併任することに関する協定書（平成12年4月1日締結）第2条ただし書きの規定に基づき交付される。

## ②事業実績

### ア. 医療機関等立入検査ほか件数

|                        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|
| 要綱に基づく病院立入件数           | 41 施設    | 41 施設    | 39 施設    |
| 要綱に基づかない医療機関等立入件数（苦情等） | 25 施設    | 37 施設    | 32 施設    |
| 苦情相談件数（医療相談窓口分を除く）     | 42 件     | 41 件     | 38 件     |
| 病院開設許可等申請等処理件数         | 110 件    | 105 件    | 128 件    |
| 診療所等開設許可等申請等処理件数       | 272 件    | 339 件    | 307 件    |
| 医療法人設立認可等申請等処理件数       | 361 件    | 369 件    | 357 件    |
| 施術所等開設届等処理件数           | 72 件     | 112 件    | 86 件     |
| 医療従事者免許等申請等処理件数        | 1,287 件  | 1,331 件  | 1,305 件  |

### イ. 薬事等監視指導ほか件数

|                    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 薬事等監視指導施設数         | 170 施設   | 169 施設   | 201 施設   |
| 苦情相談件数（医療相談窓口分を除く） | 21 件     | 20 件     | 22 件     |
| 薬局開設等許可申請等処理件数     | 1,594 件  | 1,396 件  | 1,740 件  |
| 毒物劇物販売業等登録申請等処理件数  | 178 件    | 135 件    | 139 件    |
| 麻薬等免許申請等処理件数       | 2,467 件  | 2,370 件  | 2,617 件  |

### ウ. 普及啓発活動

#### 野生大麻等の除去本数

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 野生大麻除去本数 | 269 本    | 145 本    | 77 本     |
| 不正けし除去本数 | 510 本    | 75 本     | 一本       |

#### 旭川市献血推進協議会に対する支援

|               | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 旭川市献血推進協議会負担金 | 288 千円   | 288 千円   | 288 千円   |

負担金交付理由は、旭川市献血推進協議会の行う事業に応分の負担をすることが市の衛生行政目的の達成につながり、また、献血事業者および血液事業に関わる民間組織等と連携した献血運動の一層の推進を図ることができるためである。

負担金の支出先である旭川市献血推進協議会の損益状況の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|                   | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 前年度繰越金            | 86       | 126      | 91       |
| 旭川市負担金            | 288      | 288      | 288      |
| 会費 (23 口)         | 115      | 115      | 115      |
| 雑収入 (預金利息)        | 0        | 0        | 0        |
| 収入合計              | 489      | 529      | 494      |
| 事務費               | 28       | 31       | 27       |
| 会議費               | 27       | 27       | 28       |
| 事業費               | 308      | 378      | 371      |
| 優良献血協力者表彰         | 5        | 5        | 5        |
| 献血啓発ティッシュ作成等      | 212      | 261      | 225      |
| 旭川市健康まつり献血キャンペーン  | 50       | 72       | 55       |
| 全道統一サマー献血キャンペーン   | 40       | —        | 43       |
| 全国学生クリスマス献血キャンペーン | —        | 38       | 42       |
| その他               | —        | —        | 2        |
| 費用合計              | 363      | 437      | 430      |
| 損益                | 126      | 91       | 64       |

特に指摘すべき点はない。

#### エ. 医療安全支援センター

##### 医療相談窓口

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 医科等関係 | 229 件    | 188 件    | 199 件    |
| 歯科関係  | 16 件     | 16 件     | 12 件     |

##### 医療安全に関する研修会の開催

|      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 参加者数 | 60 人     | 74 人     | 64 人     |

(3) 予算と決算

①歳入

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 8,071    | 8,226    | 6,972    |
| 決算 | 7,872    | 7,255    | 7,296    |
| 増減 | 198      | 970      | △324     |

平成 25 年度は、医務薬事関係北海道権限移譲事務交付金などの道支出金の決算額が予算額を 784 千円下回り、増減額が大きくなっている。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|                    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 使用料・手数料            | 3,501    | 3,654    | 3,703    |
| 医療関係手数料            | 600      | 793      | 566      |
| 薬事関係手数料            | 2,901    | 2,860    | 3,137    |
| 道支出金               | 4,370    | 3,601    | 3,593    |
| 医療法施行事務等委託金        | 1,367    | 1,235    | 1,339    |
| 医務薬事関係北海道権限移譲事務交付金 | 2,413    | 1,514    | 1,261    |
| 麻薬監視等事務費交付金        | 590      | 850      | 992      |
| 合計                 | 7,872    | 7,255    | 7,296    |

②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 2,632    | 2,596    | 2,555    |
| 決算  | 2,506    | 2,482    | 2,405    |
| 不用額 | 125      | 113      | 149      |

最近3年度の事業費の実績の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 報酬        | 15     | 15     | 15     |
| 賃金        | 1,266  | 1,276  | 1,230  |
| 報償費       | 75     | 75     | 80     |
| 旅費        | 304    | 312    | 321    |
| 消耗印刷費     | 217    | 186    | 169    |
| 通信運搬費     | 330    | 319    | 294    |
| 使用料および賃借料 | 9      | 9      | 5      |
| 負担金       | 288    | 288    | 288    |
| 歳出合計      | 2,506  | 2,482  | 2,405  |

上記推移のとおり、著しい増減はない。

#### (4) 追加監査手続

##### ①歳入

医療薬事関係手数料は、旭川市手数料条例および旭川市医療法施行条例等の定めに従い徴収するものであるため、これら手数料と法令とが一致していることを確認した。また、申請書類に不備がないか確認した。

##### ②歳出

##### ア. 医療機関等立入検査

医療機関等立入検査において使用するチェックリスト等が法律に従ったものであるか確認するとともに、立入検査結果を閲覧し、実施状況、指摘内容、その後の対応が適切であるかを確認した。

また、苦情相談や医療相談の記録を閲覧し、内容に応じて立入検査を行うなど適切な対応がとられているか確認した。

##### (ア) 要綱に基づく病院の立入検査

要綱に基づく病院の立入検査は、医療法第25条第1項の規定に基づくものであり、全病院を対象として原則年1回実施と定めている。

定期立入検査を実施する病院とは、医療法第1条の5第1項により定義される「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって二十人以上の患者を入院させるための施設を有するもの」をいう。

立入検査は、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱に基づいて行われている。

病院の定期立入検査結果は次のとおりである。

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実施件数  | 41 件     | 41 件     | 39 件     |
| 指摘あり  | 13 件     | 16 件     | 12 件     |
| 指摘未改善 | 10 件     | 11 件     | 9 件      |

平成 26 年度の実施件数が減少しているのは、検査の対象となる病院が 2 件減少したためであり、実施率は 100%である。

指摘未改善か否かは、各施設からの報告によっている。旭川市保健所による指摘事項に対する改善状況の確認は、次の立入検査時に行っている。

検査結果を閲覧した結果、未改善の指摘事項の多くは、医師数の不足であった。

#### (イ) 要綱に基づかない医療機関等の立入検査

要綱に基づかない医療機関等の立入検査は、新規開設、構造変更または苦情対応等により不定期に実施している。

不定期立入検査では、医療機関の構造設備の確認を行う立入検査については、「構造設備検査結果表」に基づいて確認し、その他の立入検査についてはチェック項目を特に定めずに実施している。

不定期立入検査を実施する医療機関等には、定期立入検査を行う病院および衛生検査所に加え、医療法第 1 条の 5 第 2 項により定義される診療所および同法第 2 条第 1 項により定義される助産所が含まれる。診療所とは「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するもの」をいう。

医療機関等不定期立入検査結果は次のとおりである。

|      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 実施件数 | 25 件     | 37 件     | 32 件     |
| 指摘あり | －件       | 10 件     | 4 件      |

苦情相談や医療相談を受け、不定期立入検査が行われることもあった。

病院または診療所の立入検査については、法律に事前連絡の有無の定めがなく、場合によっては無通告検査も可能となっている。しかし、立入検査対象が病院または診療所であることから、事前連絡なく検査することは難しく、現在は無通告検査を実施していない。ただし、苦情相談や医療相談を受けた場合には、病院または診療所に立入の連絡を入れるものの、内容を説明することなく苦情相談や医療相談を受けた当日または数日以内に立入検査を実施している。これにより、無通告に近い立入検査を行っている。

## イ. 薬事等監視指導

薬事等監視指導において使用するチェックリスト等が法律に従ったものであるか確認するとともに、監視指導結果を閲覧し、実施状況、指摘内容、その後の対応が適切であるかを確認した。

また、苦情相談の記録を閲覧し、内容に応じて適切な対応がとられているか確認した。薬事等監視指導結果は次のとおりである。

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実施施設数 | 170 施設   | 169 施設   | 201 施設   |
| 指摘あり  | 105 施設   | 136 施設   | 134 施設   |

薬事等監視指導実施率は次のとおりである。

(単位：％、実施件数／計画件数)

|               | 平成 24 年度 |       | 平成 25 年度 |       | 平成 26 年度 |       |
|---------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
|               | ％        | 実施/計画 | ％        | 実施/計画 | ％        | 実施/計画 |
| 薬局            | 108      | 40/37 | 111      | 41/37 | 102      | 64/63 |
| 店舗販売業         | 106      | 17/16 | 100      | 16/16 | 100      | 27/27 |
| 卸売販売業         | 100      | 13/13 | 100      | 14/14 | 104      | 24/23 |
| 旧薬種商販売業       | —        | —/1   | —        | —/1   | —        | —/1   |
| 配置販売業         | 71       | 5/7   | 71       | 5/7   | 75       | 3/4   |
| 医療機器修理業       | 100      | 6/6   | 100      | 7/7   | 100      | 7/7   |
| 高度管理医療機器等販売業等 | 108      | 42/39 | 102      | 44/43 | 133      | 61/46 |
| 管理医療機器等販売業等   | 102      | 52/51 | 98       | 50/51 | 123      | 64/52 |

薬局・医薬品販売業（配置販売業を除く）の薬事監視指導は、国や道で定めた実施要領に基づき、平成 25 年度までは店舗（営業所）の 20%（おおむね 5 年に一度の監視指導）、平成 26 年度からは店舗（営業所）の 34%（おおむね 3 年に一度の監視指導）を目標施設数としている。なお、薬事監視指導は、薬剤師の不足している薬局等を優先して実施している。

旧薬種商販売業については、過去 3 年間の監視指導件数が 0 件となっている。しかし、平成 22 年度に監視指導を実施しているため、平成 25 年度までの実施要領によれば、5 年に一度の監視指導実施という目標を達成している。平成 26 年度は、事実上休業していたため業者の協力が得られず未実施となっている。

また、配置販売業は、他の業種と異なり店舗（営業所）を有しない。このため、配置業務のため市外に滞在していることもあり、実施率が低くなっている。

なお、薬事等監視指導結果は施設数で集計し、薬事等監視指導実施率は業種別に集計している。たとえば、薬局と高度管理医療機器等販売業等のどちらも行っている施設については、薬事等監視指導結果では 1 施設と集計され、薬事等監視指導実施率では 2 件

と集計される。

薬事等監視指導は、「薬事監視指導要領」において、「立入検査は、特別な場合を除き、対象施設等に対して事前に連絡する必要はない」と定められており、無通告検査が実施されている。

#### (5) 監査結果

追加監査手続の結果は次のとおりである。

##### ①歳入

医療薬事関係手数料が旭川市手数料条例および旭川市医療法施行条例等と一致していることを確認した。

医療薬事関係手数料は、申請の際に徴収し、証明書の交付が翌年度となるものであっても申請時の収入としている。

手数料の徴収は、旭川市手数料条例第3条において、「手数料を徴収事務に係る申請の際又は当該申請に係る文書の交付の際、申請者から徴収する」と定められている。また、第4条において、「既納の手数料は、還付しない」と定められている。よって、徴収した手数料は申請時の収入となる。

医療薬事関係手数料の徴収事務において、領収書の管理に関する【指摘】がある。指摘内容については、本章69頁第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査、に記載する。

##### ②歳出

医療薬事監視指導費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、次の【意見】がある。

#### 【意見】旅費精算における書類の保管について

旅費について、添付書類の不備が発見された。

平成24年12月18日付け旭人第822号総務部長通知「旅費の取扱いについて」において、旅費の精算にあたり、航空券の搭乗控えと航空券購入の領収証を添付することと定められている。しかし、全国医政関係主管課長会議出席の出張旅費の精算書類には欠航証明書のみ添付され、行きと帰りの搭乗券と欠航後に変更した帰りの搭乗券の添付がなかった。

この点について確認したところ、文書保存する際に何らかの理由で別のファイルにまぎれていたとのことである。提出された書類を確認したところ不備はなかった。

文書保存にあたっては十分に留意すべきである。

また、旭川市保健所より文書保管に当たり添付書類に不足の無いよう、ファイリングの際も複数名で確認を行うことを徹底したとの報告を受けた。

### 3. 地域保健対策推進費

#### (1) 概要

旭川市における地域保健および保健所の運営に関する事項を審議するため保健所運営協議会を設置するとともに、地域保健対策に係る人材の確保および資質の向上等を図るため各種研修および学生実習受入れを実施する。

#### (2) 事業成果

##### ①保健所運営協議会

平成 12 年度に地域保健法第 11 条および旭川市保健所条例第 4 条の規定に基づき、旭川市における地域保健および保健所の運営に関する事項を審議することを目的として設置する。協議会は、関係行政機関、医療・福祉、学校保健、その他関係団体等の代表者または職員、学識経験者、利用者代表並びに公募による委員 20 人以内で構成される。

##### ②地域保健関係職員研修

地域保健関係職員の資質向上を図るため、研修会の開催や研修派遣を行う。ただし、平成 24 年度に 1 回実施して以降、平成 25 年度と平成 26 年度は実施していない。

##### ③関係団体との協議

地域保健医療対策の円滑な推進のため、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等との打ち合わせを行う。

##### ④学生実習への協力

看護学生、福祉関係学生等の実習に協力し、看護職等の確保を図る。

実習実人数は次のとおりである。

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 実習実人数 | 364 人    | 410 人    | 409 人    |

##### ⑤居宅サービス事業者等に関する指定および指導監督等

居宅サービス事業者等の指定申請等の審査および指導監査を行う。

居宅サービス事業者等への実地指導または監査の実施実績は次のとおりである。

(単位：事業所)

|      | 平成 24 年度    | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |   |
|------|-------------|----------|----------|---|
| 実地指導 | 訪問看護        | 10       | 11       | 7 |
|      | 居宅療養管理指導    | —        | 2        | — |
|      | 訪問リハビリテーション | 1        | 4        | 4 |
|      | 通所リハビリテーション | 10       | 6        | 9 |

|      |           |    |    |    |
|------|-----------|----|----|----|
| 実地指導 | 短期入所療養介護  | 9  | 6  | 7  |
|      | 介護老人保健施設  | 7  | 3  | 5  |
|      | 介護療養型医療施設 | 4  | 4  | 4  |
|      | 実地指導合計    | 41 | 36 | 36 |
| 監査   | 訪問看護      | —  | —  | 1  |
|      | 居宅療養管理指導  | —  | 1  | —  |
|      | 介護老人保健施設  | —  | 2  | —  |
|      | 監査合計      | —  | 3  | 1  |

### (3) 予算と決算

#### ①歳入

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 107      | 107      | 167      |
| 決算 | 1        | 182      | 157      |
| 増減 | 105      | △75      | 9        |

最近 3 年度の歳入推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|                | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| 使用料・手数料        | —        | 180      | 157      |
| 介護老人保健施設等関係手数料 | —        | 180      | 157      |
| 道支出金           | 1        | 1        | 0        |
| 歳入合計           | 1        | 182      | 157      |

介護老人保健施設等関係手数料は、平成 24 年度から徴収開始となったため、平成 24 年度の予算において介護老人保健施設新規 1 件、介護老人保健施設構造変更 1 件を見込んだが実績は 0 件だった。

#### ②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 2,957    | 2,789    | 1,940    |
| 決算  | 2,654    | 2,445    | 1,507    |
| 不用額 | 302      | 343      | 432      |

平成 26 年度は、保健所運営協議会委員の出席者が予算 36 人に対して実績 25 人（内、報酬辞退 3 人）と少なかったため、また、会議の中止等により旅費が予算 674 千円に対して実績が 402 千円だったことなどから、432 千円の不用額が発生している。

最近 3 年度の事業費の実績の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 報酬       | 215      | 184      | 169      |
| 旅費       | 1,291    | 1,213    | 402      |
| 消耗印刷費    | 183      | 245      | 146      |
| 使用料及び賃借料 | —        | —        | —        |
| 負担金      | 963      | 801      | 788      |
| 合計       | 2,654    | 2,445    | 1,507    |

平成 26 年度の旅費は、会議の中止等により減少している。

国立保健医療科学院で行われる研修出張の旅費は応募資格のある医師がいる場合に計上する旅費であり、平成 26 年度は該当する医師がいなかったため、計上していないことから旅費が大幅に減少している。

#### （４）追加監査手続

居宅サービス事業所等への実地指導に関して、実地指導結果を閲覧し、実施状況、指摘内容およびその後の対応が適切であることを確認した。

また、苦情相談の記録を閲覧し、内容に応じて適切な対応がとられているか確認した。

居宅サービス事業等への実地指導の実績、指摘の有無は次のとおりである。

|      | 平成 24 年度 |          |          | 平成 25 年度 |          |          | 平成 26 年度 |          |          |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|      | 指導<br>実績 | 指摘<br>あり | 監査<br>実施 | 指導<br>実績 | 指摘<br>あり | 監査<br>実施 | 指導<br>実績 | 指摘<br>あり | 監査<br>実施 |
| 訪問看護 | 10       | 8        | —        | 11       | 9        | —        | 7        | 7        | 1        |
| 居宅療養 | —        | —        | —        | 2        | 1        | 1        | —        | —        | —        |
| 訪問リハ | 1        | —        | —        | 4        | 3        | —        | 4        | 3        | —        |
| 通所リハ | 10       | 9        | —        | 6        | 4        | —        | 9        | 9        | —        |
| 短期入所 | 9        | 8        | —        | 6        | 4        | —        | 7        | 6        | —        |
| 老健施設 | 7        | 7        | —        | 3        | 2        | 2        | 5        | 5        | —        |
| 療養医療 | 4        | 4        | —        | 4        | 4        | —        | 4        | 4        | —        |
| 合計   | 41       | 36       | —        | 36       | 27       | 3        | 36       | 34       | 1        |

(5) 監査結果

地域保健対策推進費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、検討事項としての次の【意見】がある。

【意見】支払遅延を防止するための体制の構築について

第2回保健所運営協議会は、平成26年12月19日に開催され、平成27年3月5日に支払が行われていた。これに対して、第1回保健所運営協議会は、平成26年7月9日に開催され、平成26年8月7日に支払が行われている。

第2回の支払が遅いことについて質問したところ、担当者の失念により委員に対する報酬の支払が遅延したとのことであった。

支払遅延を防止するため、他の者による牽制ないしは確認が働くような体制を構築すべきである。

【意見】負担金の金額根拠について

旭川市が支出する一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団への年会費700千円については、市において金額の妥当性について問題提起されている。

一般社団法人北海道総合在宅ケア事業団は、次に示すとおり1年間で一般正味財産が25,888千円増加している。したがってこの財政状態などを勘案し、当法人に対して適切な会費の徴収について検討するよう促す必要がある。

(単位：千円)

|               | 平成25年度    | 平成26年度    | 増減      |
|---------------|-----------|-----------|---------|
| I 資産の部        |           |           |         |
| 1. 流動資産       |           |           |         |
| 現金預金          | 347,711   | 329,492   | △18,218 |
| 未収金           | 389,218   | 414,390   | 25,171  |
| その他           | 3,327     | 2,949     | △377    |
| 流動資産合計        | 740,258   | 746,833   | 6,575   |
| 2. 固定資産       |           |           |         |
| (1) 特定資産合計    | 440,643   | 450,643   | 10,000  |
| (2) その他固定資産合計 | 33,450    | 32,621    | △828    |
| 固定資産合計        | 474,093   | 483,264   | 9,171   |
| 資産合計          | 1,214,351 | 1,230,098 | 15,746  |
| II 負債の部       |           |           |         |
| 負債合計          | 638,786   | 628,645   | △10,141 |
| III 正味財産の部    |           |           |         |
| 1. 指定正味財産合計   | —         | —         | —       |

|             |           |           |        |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| 2. 一般正味財産合計 | 575,564   | 601,453   | 25,888 |
| 負債及び正味財産合計  | 1,214,351 | 1,230,098 | 15,746 |

#### 4. 急病対策費

##### (1) 概要

市民の健康と生命を守るため、次の急病対策事業体系図のとおり急病患者の診療体制を確保している。

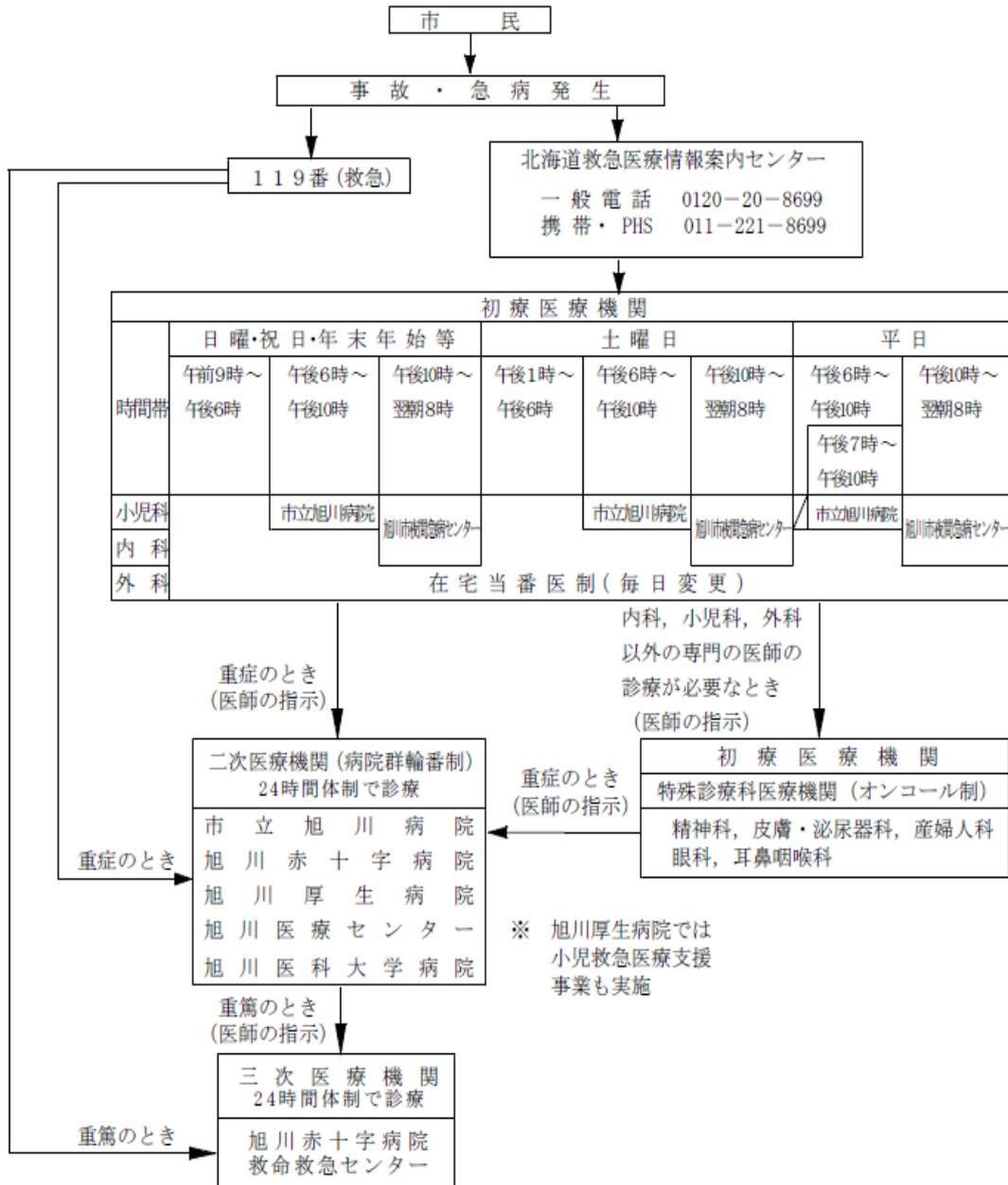
初療とは、休日・夜間等の救急診療の最初の段階をいい、一般社団法人旭川市医師会への委託により、内科、小児科、外科について、在宅当番医である開業医療機関と旭川市夜間急病センターにおいて実施していたところ、平成26年度からは、小児科の準夜帯の初療について、小児科開業医等の派遣により市立旭川病院にて実施している。準夜帯とは、原則、平日、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日、12月30日から翌年1月3日までの午後6時から午後10時までの時間帯をいう。ただし、平日の小児科については、午後7時から午後10時までとしている。

二次診療（病院群輪番制）とは、休日・夜間等における重症救急患者の医療であり、入院や手術を必要とする段階をいい、公的医療機関（市立旭川病院、旭川赤十字病院、旭川厚生病院、旭川医療センター、旭川医科大学病院）で実施しており、実施医療機関に対しては負担金を交付する。

二次診療（小児救急医療支援事業）とは、休日・夜間等における小児重症救急患者の医療であり、入院や手術を必要とする段階をいい、旭川厚生病院で実施しており、実施医療機関に対しては補助金を交付する。

三次診療とは、複数の診療科領域にわたる重篤救急患者の救命医療をいい、旭川赤十字病院救命救急センターで実施しており、実施医療機関に対しては補助金を交付する。

# 旭川市の急病対策事業体系図



(2) 事業成果

①医療機関別の利用状況

(単位：人)

|      |               |          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|---------------|----------|----------|----------|----------|
| 初療   | 当番医療機関<br>(※) | 受診者      | 44,224   | 45,827   | 41,148   |
|      |               | 当番 1 回平均 | 27       | 28       | 25       |
|      | 夜間急病センター      | 受診者      | 5,262    | 5,026    | 4,875    |
|      |               | 1 日平均    | 14       | 14       | 13       |
| 二次診療 | 病院群輪番制        | 受診者      | 7,863    | 7,712    | 7,744    |
|      |               | 1 日平均    | 22       | 21       | 21       |
|      | 小児救急医療        | 受診者      | 1,587    | 1,343    | 933      |
|      |               | 1 日平均    | 4        | 4        | 3        |
| 三次診療 | 救命救急センター      | 受診者      | 8,817    | 8,793    | 9,371    |
|      |               | 1 日平均    | 24       | 24       | 26       |

※当番医療機関の平成 26 年度受診者数は、市立旭川病院における準夜帯の小児科初療人数 6,429 人を含む。

②診療科目別の利用状況（初療当番医療機関）

(単位：人)

|     |          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| 内科  | 受診者      | 16,332   | 16,250   | 16,246   |
|     | 当番 1 回平均 | 29       | 29       | 29       |
| 小児科 | 受診者      | 18,646   | 19,988   | 16,043   |
|     | 当番 1 回平均 | 38       | 41       | 33       |
| 外科  | 受診者      | 9,246    | 9,589    | 8,859    |
|     | 当番 1 回平均 | 16       | 16       | 15       |

(3) 予算と決算

①歳入

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 65,518   | 64,077   | 64,097   |
| 決算 | 64,383   | 60,786   | 60,127   |
| 増減 | 1,134    | 3,290    | 3,969    |

最近3年度の歳入の決算推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|                 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 使用料・手数料         | 50,331 | 46,740 | 46,069 |
| 夜間急病センター使用料     | 50,294 | 46,704 | 46,022 |
| その他             | 37     | 35     | 47     |
| 道支出金            | 12,899 | 12,899 | 12,908 |
| 小児救急医療対策事業費補助金  | 12,899 | 12,899 | 12,908 |
| 諸収入             | 1,152  | 1,147  | 1,150  |
| 小児救急医療各町割分（諸収入） | 887    | 885    | 888    |
| その他             | 265    | 262    | 262    |
| 歳入合計            | 64,383 | 60,786 | 60,127 |

夜間急病センター使用料は、受診者数の減少に伴い減少している。

## ②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|----------|---------|---------|---------|
| 当初予算     | 255,346 | 260,035 | 245,200 |
| 補正・流用後予算 | —       | —       | 251,275 |
| 決算       | 254,105 | 256,744 | 247,548 |
| 不用額      | 1,240   | 3,290   | 3,726   |

平成26年度は、超音波画像診断装置を購入するため予防接種費から流用し充当している。

補正・流用後予算の「—」は、補正・流用がないことを示す。以下同じ。

最近3年度の事業費の実績の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|           | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|-----------|---------|---------|---------|
| 報償費       | 9       | 13      | 22      |
| 消耗印刷費     | 21      | 23      | 12      |
| 委託料       | 206,222 | 210,562 | 195,385 |
| 使用料および賃借料 | 709     | 709     | 709     |
| 備品購入費     | —       | —       | 6,053   |

|     |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|
| 負担金 | 18,945  | 19,066  | 18,982  |
| 補助金 | 28,197  | 26,369  | 26,382  |
| 合計  | 254,105 | 256,744 | 247,548 |

各診療体制別の委託料・賃借料・負担金・補助金の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|      |                  |        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|------------------|--------|----------|----------|----------|
| 初療   | 在宅当番・オンコール       | 委託料 ※1 | 68,903   | 68,649   | 62,785   |
|      | 夜間急病センター         | 委託料 ※1 | 137,319  | 141,912  | 129,600  |
|      |                  | 賃借料 ※2 | 709      | 709      | 709      |
|      | 小児科夜間急病外来に伴う薬局業務 | 委託料 ※3 | —        | —        | 3,000    |
| 二次診療 | 病院群輪番制           | 負担金 ※4 | 18,945   | 19,066   | 18,982   |
|      | 小児救急医療           | 補助金 ※5 | 19,349   | 19,349   | 19,362   |
| 三次診療 | 救命救急センター         | 補助金 ※6 | 8,848    | 7,020    | 7,020    |

※1 一般社団法人旭川市医師会に委託する。

※2 一般社団法人旭川市医師会から土地を賃借する。

※3 株式会社旭薬調剤センターに委託する。

※4 1市9町（旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・幌加内町）が運営主体となり、旭川赤十字病院、旭川厚生病院、市立旭川病院、旭川医療センター、旭川医科大学病院に委託して負担金を交付する。

※5 旭川厚生病院に対して補助金を交付する。

※6 旭川赤十字病院救命救急センターに対して補助金を交付する。

#### (4) 追加監査手続

夜間急病センター使用料について、徴収から旭川市における歳入調定の流れを確認し、歳入額と関連する書類とを照合した。

旭川市夜間急病センターは、一般社団法人旭川市医師会を指定管理者として運営を行っている。

夜間急病センター使用料は、旭川市夜間急病センター条例において健康保険法により算出した額と定められている。指定管理者は、利用者から被保険者負担分を徴収するとともに、診療報酬請求を行う。被保険者負担分は、診療時に現金で徴収することがほとんどであるが、後日現金または振込で徴収することもある。指定管理者は1週間の徴収分をとりまとめて旭川市に納付し、「旭川市公金収納事務実施状況報告書」を提出する。市は実際に徴収した金額により収入調定および納付の処理を行う。

また、指定管理者が行った診療報酬請求分は、国保連合会などの審査ののち、診療の翌々月に市の口座に振り込まれ、市は入金額に基づいて収入調定および納付の処理を行う。年度末においては、3月診療の診療報酬請求分まで出納整理期間で歳入処理する。

被保険者負担分の未納金額は指定管理者が管理し、未納者に対して請求を行っている。平成27年7月31日現在の平成23年度から平成26年度までの被保険者負担分の未納金額は次のとおり。

(単位：円)

|              | 平成23年度 | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度 |
|--------------|--------|---------|---------|--------|
| 被保険者負担分の未納金額 | 91,930 | 124,240 | 113,670 | 80,570 |

なお、子ども（乳幼児等）医療費助成の対象者については、指定管理者が子ども（乳幼児等）医療費助成金請求書を作成し、利用者が居住する市町等に対して請求を行う。助成金は、他の町分は診療を行った翌月または翌々月に、旭川市分は請求書を受領した月の翌月に各市町等から市の口座に振り込まれ、市は入金額に基づいて収入調定の処理を行う。旭川市分については、子育て支援部子育て支援課に請求書を送付している。年度末においては、旭川市を除き3月診療分まで出納整理期間で歳入処理する。

#### (5) 監査結果

急病対策費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

夜間急病センター使用料の収入に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、検討事項としての【意見】がある。

#### 【意見】未納金額の管理方法について

夜間急病センターの使用料については、旭川市会計規則第24条の規定による事前に調定し難いものとして、被保険者負担分を収納した後に調定を行う事後調定としている。このため、利用者の被保険者負担分で未納となっている使用料についても、収納した時点で調定を行っている。

未納金については、「旭川市夜間急病センター未納患者処理簿」を作成し、入金管理を行っている。指定管理者は、未納者に対して診療月の翌月から2年間請求書を送付し督促を行い、その後は入金管理を行っている。

現在は、未納金の管理方法について定めはないため、指定管理者の判断で未納金の督促を行っている。医師の診療に関する債権の短期消滅時効は、民法第170条第1号において3年間と定められている。これを目安として、未納者に対する請求期間を市と指定管理者の間で明確にしておくべきと考える。

【意見】診療報酬請求の管理について

指定管理者が行った診療報酬請求分は、国保連合会などの審査ののち、診療の翌々月に市の口座に振り込まれ、市は入金額に基づいて収入調定の処理を行っている。審査の結果、請求額と入金額が異なった場合は、過誤理由に応じて、指定管理者が再請求などを行い、再請求により入金になった場合は、入金時に他の診療報酬請求分とともに収入調定の処理を行っている。

夜間急病センター使用料は、旭川市夜間急病センター条例において健康保険法により算出した額と定められている。このため、市が健康保険法により算出した額を利用者より徴収すべき金額として把握し、被保険者負担分と診療報酬請求分の入金を管理すべきである。

【意見】子ども（乳幼児等）医療費助成金に係る収入の年度内処理について

子ども（乳幼児等）医療費助成金は、診療の翌月、翌々月または請求の翌月に利用者が居住する市町等から入金され、年度末においては、旭川市分を除き3月診療分まで出納整理期間で処理している。旭川市の3月診療分は、出納整理期間で歳入処理せず、翌年度の入金時に収入調定の処理を行っている。しかし、他町同様に旭川市分についても3月診療分を出納整理期間で歳入処理すべきである。

5. 休日等歯科対策費

(1) 概要

適切な歯科診療および歯科保健指導を実施し、住民の健康保持を図るため、一般社団法人旭川歯科医師会に委託し、休日救急歯科診療および心身障害者歯科診療を道北口腔保健センター歯科診療所において実施する。

休日救急歯科診療とは、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）および国民の祝日等における歯科診療をいう。

心身障害者歯科診療とは、障害者基本法第2条に定める者を対象とした歯科診療をいう。

(2) 事業成果

延べ患者数は次のとおりである。

(単位：人)

|           | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|-----------|---------|---------|---------|
| 休日救急歯科診療  | 621     | 665     | 642     |
|           | (531)   | (557)   | (559)   |
| 心身障害者歯科診療 | 1,869   | 1,949   | 2,067   |
|           | (1,662) | (1,390) | (1,494) |
| 合計        | 2,490   | 2,614   | 2,709   |

( ) 内は新患者数である。

### (3) 予算と決算

#### ①歳入

特定財源としての歳入はない。

#### ②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 37,872   | 37,872   | 39,154   |
| 決算  | 37,870   | 37,870   | 39,153   |
| 不用額 | 1        | 1        | 0        |

最近 3 年度の事業費の実績の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 報償費 | —        | —        | 200      |
| 委託料 | 37,870   | 37,870   | 38,953   |
| 合計  | 37,870   | 37,870   | 39,153   |

平成 26 年度は、消費税増税に伴い委託料が増加している。

### (4) 監査結果

休日等歯科対策費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

## 6. 保健統計調査費

### (1) 概要

統計法等に基づき次の厚生統計調査を実施する。

- ①人口動態調査
- ②国民生活基礎調査
- ③医療施設調査（動態）
- ④医療施設調査（静態）
- ⑤患者調査
- ⑥介護サービス施設・事業所調査
- ⑦病院報告
- ⑧医師・歯科医師・薬剤師調査
- ⑨受療行動調査
- ⑩社会保障・人口問題基本調査

⑪衛生行政報告例

⑫地域保健・健康増進事業報告

①から⑤は基幹統計調査であり、⑥から⑫は一般統計調査である。

(2) 事業成果

実施調査の取扱件数は次のとおりである。

| 保健統計調査         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|
| ①人口動態調査        | 9,480 件  | 9,556 件  | 9,272 件  |
| ②国民生活基礎調査      | 3 地区     | 7 地区     | 5 地区     |
| ③医療施設調査 (動態)   | 41 件     | 51 件     | 60 件     |
| ④医療施設調査 (静態)   | —        | —        | 470 件    |
| ⑤患者調査          | —        | —        | 37 施設    |
| ⑥21 世紀成年者縦断調査  | 5 地区     | —        | —        |
| ⑦病院報告          | 633 件    | 633 件    | 628 件    |
| ⑧医師・歯科医師・薬剤師調査 | 2,350 件  | —        | 2,358 件  |
| ⑨受療行動調査        | —        | —        | 3 施設     |
| ⑩社会保障・人口問題基本調査 | 1 地区     | 該当なし     | 該当なし     |

(3) 予算と決算

①歳入

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 6,188    | 6,386    | 6,234    |
| 決算 | 6,062    | 5,654    | 6,947    |
| 増減 | 125      | 731      | △713     |

最近3年度の歳入の決算推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|                  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 国庫支出金            | 6,062  | 5,654  | 6,947  |
| 厚生労働統計調査に係る委託費   | 5,983  | 5,654  | 6,947  |
| 社会保障・人口問題基本調査委託費 | 79     | —      | —      |
| 合計               | 6,062  | 5,654  | 6,947  |

平成26年度は、過去2年度には取扱いのない患者調査、受療行動調査などがあり、国庫支出金が増加している。

## ②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 予算  | 1,406  | 1,381  | 1,566  |
| 決算  | 940    | 747    | 1,455  |
| 不用額 | 465    | 633    | 110    |

最近3年度の事業費の実績の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|       | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 報酬    | 363    | 323    | 452    |
| 報償費   | 62     | 81     | 444    |
| 旅費    | 113    | 107    | 186    |
| 消耗印刷費 | 111    | 91     | 90     |
| 通信運搬費 | 288    | 143    | 281    |
| 歳出合計  | 940    | 747    | 1,455  |

平成26年度は、患者調査(3年に1度実施)に対する調査協力謝礼として図書カードを配布したこと、受療行動調査(3年に1度実施)に対する謝礼としてボールペンを配布したことから報償費が増加している。なお、患者調査の謝礼金額については、厚生労働大臣官房統計情報部が定めた金額に従っている。

## (4) 監査結果

保健統計調査費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

## 7. 地域医療対策費

### (1) 概要

西神居地区（神居古潭、豊里、西丘）の住民の医療を確保するため、最寄りの医療機関である深川市立納内診療所への患者の送迎を行う。また、通院移送に利用する深川市更進待合所の施設維持管理に係る費用の一部を負担する。

深川市立納内診療所への患者の送迎業務は、1者特命随意契約により、深川市から診療業務の委託を受けている者に委託している。

|         |                                     |   |
|---------|-------------------------------------|---|
| 委託先     | 医療法人アンリー・デュナン会                      | 大坂康博医師  |
| 契約期間    | 平成26年4月1日から平成26年9月30日               | 平成26年10月6日から平成27年3月31日                            |
| 送迎日数・回数 | 47日                                 | 50回   |
| 単価      | 7,020円<br>14,040円の2分の1（旭川市と深川市とで按分） | 10,530円<br>21,060円の2分の1（旭川市と深川市とで按分）              |
| 委託料     | 329,940円                            | 526,500円  |
| 再委託先    | 有限会社納内ハイヤー                          | 有限会社納内ハイヤー（10月のみ）<br>11月以降は委託先の職員が送迎しており再委託はしていない |

### (2) 事業成果

深川市立納内診療所の受診者数（延べ）は次のとおり。

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 受診者数（延べ） | 780    | 296    | 219    |
| 診療日数（日）  | 284    | 140    | 105    |

### (3) 予算と決算

#### ①歳入

特定財源としての歳入はない。

#### ②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

|     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 予算  | 887    | 887    | 1,072  |
| 決算  | 871    | 471    | 980    |
| 不用額 | 15     | 415    | 91     |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 委託料 | 740      | 347      | 856      |
| 負担金 | 131      | 123      | 124      |
| 合計  | 871      | 471      | 980      |

平成 24 年度までは総価契約で週 4 回の送迎を行っていたのに対して、平成 25 年度から単価契約としたことにより、委託料が大幅に減少している。

本事業は、旭川市と深川市で深川市立納内診療所への送迎代金を支出することとしており、平成 26 年度は深川市が診療所事業の確保のため、送迎代金を引き上げたことから本市もそれに合わせて単価を増額させている。この結果、平成 26 年度の委託料は平成 25 年度より増加している。

#### (4) 監査結果

地域医療対策費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、検討事項としての次の【意見】がある。

##### 【意見】契約方式の検討について

平成 26 年度は、年度途中で委託先が医療法人アンリー・デュナン会から大坂康博医師に変更となり、委託料の単価が 1 日当たり 7,020 円から 1 回当たり 10,530 円に増額している。予定価格の積算によれば、運転手の時給が 1,250 円から 3,200 円になっており、これが増額の大きな原因である。

しかし、時給増額の理由が明確に示されていないため、増額理由を質問したところ、深川市が送迎代金を引き上げたことからそれに合わせて増額したとのことであった。本事業は、深川市立納内診療所の診療業務の委託を受けている者に委託していることから、深川市が主体となっている。深川市に対して増額理由を確認し、その内容を検討した上で、契約方式にとらわれることなく、送迎に必要な額を委託料とすべきである。

## 8. 旭川市医師会看護専門学校運営補助金

### (1) 概要

昭和 55 年度より、看護師（専門課程）および准看護師（高等課程）を養成する旭川市医師会看護専門学校の運営費の一部を助成し、同校の看護師および准看護師の養成力の強化・拡充を図っている。

(2) 事業成果

補助金の交付額は、平成 26 年度の旭川市医師会看護専門学校運営費に対する、北海道補助金（看護師等養成費補助金）交付決定額の 10 分の 1 を限度とし、予算の範囲内としている。

平成 24 年度から平成 26 年度の当該補助金は、いずれの年度も北海道補助金（看護師等養成費補助金）交付決定額の 10 分の 1 より少ない金額であった。

北海道補助金交付決定額、北海道補助金交付決定額の 10 分の 1、予算配当額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|                      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 北海道補助金交付決定額          | 45,017   | 45,015   | 47,876   |
| 北海道補助金交付決定額の 10 分の 1 | 4,501    | 4,501    | 4,787    |
| 予算配当額                | 2,146    | 2,146    | 2,146    |

学生数の推移は次のとおりである。

|                 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 専門課程（看護師 1・2 科） | 201      | 191      | 188      |
| 高等課程（准看護師科）     | 167      | 157      | 163      |
| 合計              | 368      | 348      | 351      |

(3) 予算と決算

①歳入

特定財源としての歳入はない。

②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 2,146    | 2,146    | 2,146    |
| 決算  | 2,146    | 2,146    | 2,146    |
| 不用額 | —        | —        | —        |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 補助金 | 2,146    | 2,146    | 2,146    |
| 合計  | 2,146    | 2,146    | 2,146    |

#### (4) 監査結果

旭川市医師会看護専門学校運営補助金の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

### 9. 共通

#### 【意見】1者特命随意契約における予定価格設定の必要性について

1者特命随意契約において、保健総務課では予定価格を設定し、委託を予定している者との見積り合わせを行っている。この予定価格の設定にあたり、単価の算定が難しいものについては、事前に委託を予定している者と参考見積りの確認を行っている。このため、次の1者特命随意契約において、予定価格と見積価格は一致していた。

| 事業名     | 委託契約                     | 委託先                      |
|---------|--------------------------|--------------------------|
| 急病対策費   | 平成 26 年度小児科夜間急病外来に伴う薬局業務 | 株式会社旭薬調剤センター             |
| 地域医療対策費 | 地域医療対策事業                 | 医療法人アンリー・デュナン会<br>大坂康博医師 |

確かに、旭川市契約事務取扱規則第 18 条において準用する第 7 条および第 8 条において、随意契約についても予定価格の設定が求められている。しかし、前述の 1 者特命随意契約においては、見積り合わせを行っても必ず一致する予定価格の設定をする必要があるのか、事務の効率化を図ることができないか検討すべきと考える。予定価格を設定して見積り合わせを行うことよりも、見積価格を提示してもらい、その内容を検討する手続の方が重要と考える。

このことは、他部局の 1 者特命随意契約の場合においても同様である。

### 第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査

#### 1. 旭川市夜間急病センター

##### (1) 施設の概要

|       |  |          |           |
|-------|--|----------|-----------|
| 設置目的  | センター方式で内科・小児科の救急診療を行うことにより、深夜から早朝にかけての急病患者の診療体制を確保することを目的に設置した。          |          |           |
| 設置根拠  | 旭川市夜間急病センター条例  |          |           |
| 設置年月日 | 昭和57年12月27日  | 増改築      | —         |
| 所在地   | 旭川市金星町1丁目  |          |           |
| 建設費   | 新築時  | 82,727千円 | 増改築時<br>— |
| 財源内訳  | 道補助金 24,847千円 市債 49,900千円 一般財源 7,980千円                                   |          |           |
| 規模・構造 | 敷地面積 551.07 m <sup>2</sup><br>延床面積 293.46 m <sup>2</sup><br>鉄筋コンクリート造平屋建 |          |           |
| 利用対象者 | 夜間における急病患者   |          |           |
| 事業内容  | 夜間における内科・小児科の急病患者の初療   |          |           |
| 運営方法  | 指定管理者（一般社団法人旭川市医師会）  |          |           |
| 料金制度  | 使用料  |          |           |
| 類似施設  | —  |          |           |

##### (2) 沿革

|          |   |
|----------|---|
| 昭和52年8月  | 旭川市医師会の協力を得て、次の体制で開始<br>・夜間および休日等に対する初療は開業医の輪番による在宅当番医制で実施<br>・特殊診療科はオンコール（待機）制により実施<br>・二次診療は公的医療機関（市立旭川病院、旭川赤十字病院、旭川厚生病院、道北病院（現 旭川医療センター）の4病院）が受け持ち |
| 昭和53年7月  | 三次診療として旭川赤十字病院救命救急センターが待機する体制を開始  |
| 昭和57年12月 | 旭川市夜間急病センター開設   |

##### (3) 収支の状況

旭川市夜間急病センターは、平成19年度行政評価の対象となっている。平成25年度の行政評価は、正職員が常駐している公共施設を対象としたため、指定管理者に運営を委託する夜間急病センターは対象外となっている。

行政評価において作成される公共施設評価シートと同様の方法により、平成24年度から平成26年度の収支の状況を比較すると、次のとおりである。

(単位：千円)

| 内訳               |        | 年度 | 平成 24 年度<br>(決算) | 平成 25 年度<br>(決算) | 平成 26 年度<br>(決算) |
|------------------|--------|----|------------------|------------------|------------------|
|                  |        |    |                  |                  |                  |
| 収入               | 使用料    |    | 50,306           | 46,717           | 46,035           |
|                  | その他    |    | 290              | 285              | 296              |
|                  | 合計 (A) |    | 50,597           | 47,002           | 46,331           |
| 支出               | 委託料    |    | 137,319          | 141,912          | 129,600          |
|                  | 使用料賃借料 |    | 709              | 709              | 709              |
|                  | 工事請負費  |    | —                | —                | —                |
|                  | その他    |    | —                | —                | —                |
|                  | 合計 (B) |    | 138,028          | 142,622          | 130,309          |
| 差引 (合計(A)－合計(B)) |        |    | △ 87,431         | △ 95,619         | △ 83,977         |

使用料は、利用者数の減少に伴い減少している。

#### (4) 利用状況

利用状況を最近3年度で比較すると次のとおりである。

(単位：人)

|    |          |         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|---------|----------|----------|----------|
| 初療 | 夜間急病センター | 受診者     | 5,262    | 5,026    | 4,875    |
|    |          | 1日平均受診者 | 14       | 14       | 13       |

#### (5) 公共施設評価の結果

平成 19 年度の公共施設評価の結果は次のとおりである。

| 評価主体 | 評価結果 | 説明                                  |
|------|------|-------------------------------------|
| 各部局  | A    | 必要性、有効性、効率性を総合的に勘案し、現行どおりが妥当である。    |
| 外部評価 | —    | —                                   |
| 最終評価 | A    | サービス等の向上を図るとともに、管理運営状況の的確な把握に努めること。 |

(注) 評価結果のAは“現行どおり”を意味する。

(6) 監査結果

夜間急病センターの備品棚卸の結果、次の指摘がある。

【指摘】備品についての不備事項

①システム上廃棄処理済みで、現品は廃棄されていないもの（使用されていない）

| 備品番号         | 品名  | 規格等           | 場所   |
|--------------|-----|---------------|------|
| 旧個別 No. 0135 | 吸引器 | アコマ医科工業製 SB-5 | 診察室② |

②システム上廃棄処理済みで、現品は廃棄されていないもの（使用中）

| 備品番号         | 品名     | 規格等 | 場所   |
|--------------|--------|-----|------|
| 旧個別 No. 0025 | 卓上本棚   | —   | 診察室② |
| 旧個別 No. 0230 | 点滴スタンド | —   | 処置室① |

③現物あるが使用されていないもの

| 備品番号    | 品名                      | 規格等                                | 取得年月            | 金額     | 備考                | 場所    |
|---------|-------------------------|------------------------------------|-----------------|--------|-------------------|-------|
| 0021074 | 顕微鏡                     | オリンパス<br>BHS-121                   | 昭和 57 年<br>12 月 | 375 千円 | 旧 個 別<br>No. 0018 | フィルム室 |
| 0021086 | 架台                      | 米国 3M 社製バ<br>ード 7A                 | 昭和 57 年<br>12 月 | 590 千円 | 旧 個 別<br>No. 0140 | 検査室   |
| 0021087 | その他<br>の医療<br>用機械<br>器具 | 五十嵐医科工<br>業製 携帯甲<br>ネプライザー<br>モーター | 昭和 58 年<br>2 月  | 35 千円  | 旧 個 別<br>No. 0152 | 操作室   |
| 0021089 | その他<br>の医療<br>用機械<br>器具 | ミズホ<br>MSP-208A ネプ<br>ライザーポン<br>プ  | 平成 5 年 8<br>月   | 49 千円  | 旧 個 別<br>No. 0228 | 操作室   |

④備品番号シールの貼り付けがないもの

| 備品番号         | 品名規格等            | 取得年月         | 金額       | 場所     |
|--------------|------------------|--------------|----------|--------|
| 旧個別 No. 0735 | ロッカー<br>チトセ L-37 | 昭和 57 年 12 月 | 21,800 円 | 更衣室（女） |

## 2. 保健総務課

### (1) 備品の棚卸

備品棚卸の結果、次の指摘がある。

#### 【指摘】 備品についての不備事項

##### ① 現物を廃棄済みで廃棄登録がもれているもの

| 備品番号                    | 品名     | 規格等      | 場所       |
|-------------------------|--------|----------|----------|
| 0086864<br>旧個別 No. 2478 | 行政判例集成 | 衛生環境編 9Ⅱ | 保健総務課執務室 |

監査実施中に廃棄登録（備品異動申請）済み。

##### ② 現物と規格が相違しているもの

| 備品番号                    | 品名     | 規格等             | 場所                | 備考                       |
|-------------------------|--------|-----------------|-------------------|--------------------------|
| 0021055<br>旧個別 No. 0534 | マイクロホン | コクヨ<br>WA-W311C | 保健所棟 1 階<br>文書保管庫 | 実際の規格：TOSHIBA<br>AWM-311 |

監査実施中に登録規格を修正済み。

##### ③ 分冊の登録がないもの

| 備品番号                    | 品名       | 規格等                           | 場所       |
|-------------------------|----------|-------------------------------|----------|
| 0067307<br>旧個別 No. 3202 | 取扱法規の手引き | わかりやすい医薬品等取扱<br>法規の手引き（全、2、3） | 保健総務課執務室 |

監査実施中に分冊登録済み。

### (2) 預金通帳等の棚卸および実査

保健総務課では備品のほか、次の預金通帳・切手などを管理する。

| 担当係   | 資産の種類    | 使用目的など                                     | 結果  |
|-------|----------|--|---|
| 保健総務係 | タクシーチケット | 感染症審査協議会結核部会に出席する委員や研修会等の講師に対して交付するため保有する。 | タクシーチケット管理簿を作成し、チケットの支給年月日、使用年月日、未使用の場合の回収廃棄の顛末を記録している。                   |
| 保健総務係 | 切手       | 至急の郵便物発送等のために保有する。                         | 郵便切手受払簿を作成し、毎月課長の検証・決裁を受けている。<br>実査日（平成 27 年 10 月 22 日）現在の残高は管理簿の残高と一致した。 |

|       |      |                                 |  |
|-------|------|---------------------------------|--|
| 企画調整係 | 預金通帳 | 旭川市市民委員会連絡協議会環境衛生部会の事務局として保管する。 | 届出印は保健総務課長、通帳は保健総務課企画調整係員が保管している。<br>平成27年3月31日の残高は旭川市市民委員会連絡協議会環境衛生部会の決算書に計上されている金額と一致した。 |
| 医療薬事係 | 預金通帳 | 旭川市献血推進協議会の事務局として保管する。          | 届出印は保健総務課長、通帳は保健総務課医療薬事係員が保管している。<br>平成27年3月31日の残高は旭川市献血推進協議会の決算書に計上されている金額と一致した。          |
| 医療薬事係 | 領収書  | 医療薬事関係手数料徴収のために保有する。            | 領収書受払簿を作成していない。  |

**【指摘】** 未使用領収書の簿冊管理について

医療薬事関係手数料は現金で徴収しており、保健総務課医療薬事係が領収書を管理している。未使用の領収書綴りの管理状況について確認したところ、受払簿が作成されておらず、鍵のかかる場所で保管されていなかった。

未使用領収書は鍵のかかる場所に保管すべきである。

また、受払簿の作成については、平成26年度の旭川市包括外部監査において指摘した事項（平成26年度包括外部監査の結果に関する報告書 193頁）であり、会計課より今後は受払簿を作成するとの回答を得ていたものである。会計課から担当課への受払簿の作成に関する通知は、平成27年12月22日に行われた。

監査実施中に、この通知に基づき未使用領収書は鍵のかかる場所に保管し、受払簿を作成するよう改善された。後述する、他の保管場所での同じ指摘に関しても同様に改善されている。

**【意見】** 預金通帳と銀行印の保管について

旭川市献血推進協議会については、旭川市献血推進協議会規約において事務局を旭川市保健所保健総務課内におくと規定され、旭川市献血推進協議会会計事務取扱要領に基づいて会計事務を行っている。また、旭川市献血推進協議会事務局規程により、事務局長その他必要な職員は会長が定めるとし、事務局長は保健総務課長、事務局次長は保健総務課医療薬事係長、書記は保健総務課医療薬事係員が担当している。通帳の管理につ

いては、旭川市献血推進協議会会計事務取扱要領で届出印と通帳は区分して保管管理すると定められており、届出印は事務局長、通帳は事務局書記がそれぞれ鍵付きの場所で保管している。

環境衛生部会についても同様に、旭川市市民委員会連絡協議会環境衛生部会規程において事務局を旭川市保健所保健総務課内におくと規定され、旭川市市民委員会連絡協議会環境衛生部会会計事務取扱要領に基づいて会計事務を行っている。また、旭川市市民委員会連絡協議会環境衛生部会事務局規程により、事務局長その他必要な職員は、部会長がこれを定めるとし、事務局長は保健総務課長、書記は保健総務課企画調整係員が担当している。通帳の管理については、届出印は事務局長、通帳は事務局書記がそれぞれ鍵付きの場所で保管している。ただし、会計事務取扱要領には通帳の管理に関する定めがない。

外郭団体の会計事務については、「外郭団体における会計事務の処理基準について（通知）」（旭行革第 50 号）にて、届出印と通帳は分離してそれぞれ担当者を明確にして保管管理すること、届出印の保管者は課長以上の者とすることが定められている。したがって、本通知に基づいて前述の会計事務取扱要領を改めるべきである。

## 第4章 健康推進課の業務について

### 第1 監査対象事業

健康推進課が担当している事業で平成26年度の当初予算が1,000千円以上の事業は次のとおりである。

(単位：千円)

| 事業名             | 担当係     | 当初予算    |
|-----------------|---------|---------|
| 1. 精神障害者医療費助成費  | こころの健康係 | 24,263  |
| 2. 地域精神保健活動費    | こころの健康係 | 4,747   |
| 3. がん検診費        | 健康推進係   | 321,222 |
| 4. 健康推進管理事務費    | 健康推進係   | 8,452   |
| 5. 感染症予防対策費     | 保健予防係   | 20,517  |
| 6. 予防接種費        | 保健予防係   | 537,158 |
| 7. 結核医療費公費負担事業費 | 保健予防係   | 8,186   |
| 8. 歯科保健推進費      | 健康推進係   | 5,093   |
| 9. 難病相談支援費      | 健康推進係   | 5,858   |

予算に補正または他事業費からの流用がある場合は、後述する各事業において補正・流用後予算（予算現額）を記載している。

上記の事業のほか、平成25年度で終了した精神障害者バス料金助成事業に係るバス回数券の処理について「10. 精神障害者バス料金助成事業費」において調査した。

### 第2 事業費の監査

#### 1. 精神障害者医療費助成費

##### (1) 概要

精神障害者の入院医療費の一部助成により、治療徹底と社会復帰を促進し、ひいては精神障害者福祉の増進を図るために、旭川市精神障害者医療費助成条例に基づき実施している。

具体的には精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に定める者で、精神科を標ぼうする保険医療機関に入院している者に対して、医療費自己負担額の内、月額1万円を限度に助成する。ただし、食事療養標準負担額および生活療養標準負担額は対象外である。また、助成対象者は旭川市に1年以上住所を有する者に限定している。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第5条（定義）

この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

(2) 事業成果

助成実績の推移は次のとおりである。

|          | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  | 平成 26 年度  |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 助成件数     | 2,168 件   | 2,128 件   | 2,109 件   |
| 助成金額     | 21,627 千円 | 21,222 千円 | 21,055 千円 |
| 月平均受給者数  | 345 人     | 416 人     | 348 人     |
| 受給実人数    | 272 人     | 237 人     | 235 人     |
| 1 件当り助成額 | 9,976 円   | 9,973 円   | 9,984 円   |

件数および金額とも減少傾向である。

(3) 予算と決算

①歳入

この事業には特定財源としての歳入はない。

②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 26,027   | 25,595   | 24,263   |
| 決算  | 21,650   | 21,245   | 21,067   |
| 不用額 | 4,376    | 4,349    | 3,195    |

不用額の発生は件数の見込み違いによるものである。

各年度の見込件数と実績件数は次のとおりである。

|      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 見込件数 | 2,600 件  | 2,557 件  | 2,425 件  |
| 実績件数 | 2,168 件  | 2,128 件  | 2,109 件  |
| 差異   | 432 件    | 429 件    | 316 件    |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 需用費 | 23       | 22       | 11       |
| 扶助費 | 21,627   | 21,222   | 21,055   |
| 合計  | 21,650   | 21,245   | 21,067   |

#### (4) 追加監査手続

平成 26 年度の「精神障害者医療費助成受給者一覧」から抽出した次の事例について、支給手続が適切に行われていたかどうかを検討した。

| 支給年月         | 助成受給者  | 異常点       | 備考  |
|--------------|--------|-----------|---|
| 平成 26 年 4 月  | A 氏    | 14 ヶ月支給   | 平成 25 年 1 月から平成 26 年 2 月まで                              |
|              | B 氏 ※1 | 住所が旭川市以外  | 上川郡東神楽町   |
| 平成 26 年 5 月  | C 氏    | 13 ヶ月支給   | 平成 24 年 9、10 月、平成 25 年 5、6 月、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月まで |
|              | D 氏    | 14 ヶ月支給   | 平成 25 年 3 月から平成 26 年 4 月まで                              |
| 平成 26 年 6 月  | E 氏 ※1 | 住所が旭川市以外  | 上川郡東神楽町   |
| 平成 26 年 7 月  | F 氏 ※2 | 1 ヶ月不支給   | 平成 26 年 3～5 月のうち 3 月分不支給                                |
| 平成 26 年 8 月  | G 氏    | 1 年超以前分支給 | 平成 24 年 8 月から平成 25 年 1 月まで                              |
|              | H 氏    | 13 ヶ月支給   | 平成 25 年 6 月から平成 26 年 6 月まで                              |
| 平成 26 年 10 月 | I 氏    | 13 ヶ月支給   | 平成 25 年 7～11 月、平成 26 年 1～8 月                            |
| 平成 27 年 1 月  | J 氏 ※3 | 24 ヶ月支給   | 平成 24 年 12 月から平成 26 年 11 月まで                            |
|              | K 氏    | 13 ヶ月支給   | 平成 25 年 12 月から平成 26 年 12 月まで                            |
| 平成 27 年 2 月  | L 氏    | 16 ヶ月支給   | 平成 25 年 2 月、平成 25 年 8 月から平成 26 年 7 月まで、平成 26 年 9～11 月   |

※1 「精神障害者医療費助成受給者一覧」には支給に係る通知の送付先住所を記載しているため、旭川市以外の住所の事例がある。これらについては住民票により 1 年以上前から旭川に住所があることを確かめた。

※2 F 氏は平成 26 年 3～5 月分の支給申請をしたものの、うち 3 月分は不支給となった。これは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」）において、平成 26 年 3 月末までは保護者制度があったため、精神障害者が旭川市に住所を有することに加え、保護者が旭川市に 1 年以上住所を有することも支給要件とされていた。なお、精神保健福祉法は改正され、平成 26 年 4 月 1 日に施行となり保護者制度は廃止され、同時に市の条例も改正された。

保護者制度では、医師により精神疾患を有するとの診断がなされたときは、後見人または保佐人、配偶者、親権者、扶養義務者が法の定める順位に従って保護者となる。その保護者は精神疾患者に治療を受けさせ、また財産上の利益を保護する義務を負う。主に保護者となる家族の負担が過重であるとの声が強かった。

※3 本助成は、支給申請日の属する月の前月から 2 年間遡及して支給している（2 年超以前分は支給していない）。この点は条例の規定には明示されていない。この事務は平成 20 年度に市民部（現福祉保険部）から引き継いだものであり、移管前から 2 年間で遡及支給をしていたため引き続き同様の事務を進めている。このため、J 氏は平成 24 年 11 月以前も医療費自己負担額があるものの支給対象にしていない。

旭川市精神障害者医療費助成条例において、助成しない者およびその確認方法は次のとおりである。

| 助成しない者                                       | 確認方法                                   |
|--|--|
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条に規定する知事による入院措置を受けている者 | 口頭および領収書の確認                            |
| 生活保護法による保護を受けている者                            | 口頭および領収書のほか、住基データを閲覧して「国保」（国民健康保険）を確認  |
| 旭川市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成を受けている者   | 口頭および領収書のほか、住基データを閲覧して助成の有無を確認         |
| その他国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受け、又は受けることができる者   | 口頭および領収書のほか、住基データを閲覧して「後期」（後期高齢者医療）を確認 |

これらについては、上記助成受給者に係る「精神障害者医療費助成受給資格申請カード」（「精神障害者医療費助成受給資格認定申請書」）、「精神障害者医療費助成記録」、「診断書」、「住民票」、住基データの照会票により、助成しない者に該当しないことを確かめた。

#### （5）監査結果

精神障害者医療費助成費の支出に関して、次の【指摘】を除き特に指摘すべき事項はない。また、検討事項として次の【意見】がある。

##### 【指摘】支給期間に関する規定について

「旭川市精神障害者医療費助成条例」には、支給対象期間に係る定めがない。しかし、実務上は従来からの慣例として、支給申請日の属する月の前月から2年間遡及して支給している（2年超以前分は支給していない）。

支給対象期間を明確にするために、条例等に遡及期間を明示すべきである。

##### 【意見】過去の支給要件について

平成26年4月1日施行の改正精神保健福祉法にもとづき改正される前の条例では、精神障害者本人が旭川市に住所を有することに加え、保護者が旭川市に1年以上住所を有することも支給要件とされていた。改正後は、助成対象者が旭川市に1年以上住所を有することが支給要件となっている。保護者は一般的には家族が担っていたため、家族が負担軽減のため、助成制度のある他の自治体に所在する医療機関への入院を防ぐことが意図されていたと考えられる。

しかし保護者は、本人の治療を進め、本人の財産を守ることを責務としていたのであり、治療費は本人の財産から支払われることを前提しているにもかかわらず、保護者についての要件を追加していたのは偏重であり弱者保護に欠けていたと考える。

同様に本人以外の過重な要件の制度が存在するか否かの点検が必要である。

【意見】精神障害者医療費助成制度の周知について

毎年、1年超の期間にわたって遡及支給の申請をする者が少なからずいる。そして稀ではあるが2年超以前分の医療費の助成が得られず不利益を被る者もいる。これらはこの制度に関する周知が不足している証とも考えられるので、精神科を標ぼうする保険医療機関と連携して更なる周知徹底を図るべきである。

2. 地域精神保健活動費

(1) 概要

地域における精神保健活動を円滑に推進し、精神障害者の社会復帰を促進するため、精神保健関係機関等との連携を図るとともに、精神科医や保健師等による相談・指導を実施する。具体的には、精神保健相談、訪問指導、啓発普及活動、入院関係事務、精神科病院実地指導および北海道自殺対策緊急強化基金事業などである。

(2) 事業成果

主な事業実績は次のとおりである。

| 区分                 |               | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |         |
|--------------------|---------------|----------|----------|----------|---------|
| 精神保健相談 延回数         |               | 1,357 回  | 1,245 回  | 1,931 回  |         |
| 訪問指導 延件数           |               | 85 件     | 92 件     | 97 件     |         |
| 普及啓発活動             | 精神保健講演会       | 回数       | 2 回      | 2 回      |         |
|                    |               | 参加者      | 150 人    | 561 人    |         |
|                    | 精神保健家族学<br>習会 | 日数       | 2 日      | 2 日      |         |
|                    |               | 参加者      | 18 人     | 34 人     |         |
|                    | 健康教育          | 回数       | 18 回     | 14 回     |         |
|                    |               | 参加者      | 451 人    | 512 人    |         |
|                    | 合計 ※          |          | 619 人    | 1,107 人  | 548 人   |
|                    | 入院事務 取扱件数     |          | 2,318 件  | 2,223 件  | 1,996 件 |
| 精神科病院実地指導 病院数      |               | 7 病院     | 7 病院     | 7 病院     |         |
| 旭川市精神障害者家族連合会運営費助成 |               | 200 千円   | 200 千円   | 200 千円   |         |
| 北海道地域自殺対策緊急強化推進事業費 |               | 1,549 千円 | 1,365 千円 | 1,554 千円 |         |

※ 普及啓発活動の参加者数が、平成 25 年度 1,107 人、平成 26 年度 548 人と激減している。これは講演会の参加者減および健康教育の回数減が主な理由である。講演会は講

師の知名度やテーマにより増減幅が大きく、また、健康教育は依頼団体が少なかったことによる。

### (3) 予算と決算

#### ①歳入

特定財源となる歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 2,333    | 2,291    | 2,265    |
| 決算 | 1,825    | 1,644    | 1,845    |
| 増減 | 507      | 646      | 419      |

特記すべき事項はない。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目   | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 道支出金 | 1,824    | 1,639    | 1,835    |
| 諸収入  | 1        | 5        | 9        |
| 合計   | 1,825    | 1,644    | 1,845    |

道支出金は主に北海道地域自殺対策緊急強化推進事業費補助金である。

#### ②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 2,955    | 2,899    | 4,747    |
| 決算  | 2,312    | 2,175    | 4,255    |
| 不用額 | 642      | 723      | 491      |

平成 26 年度は報酬と委託料が増加しているため予算決算とも前年度より大きくなっている。理由は次の決算内容の注記のとおり。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 報酬 ※1   | 132      | 126      | 1,750    |
| 報償費     | 180      | 451      | 196      |
| 旅費      | 143      | 185      | 189      |
| 需用費     | 1,088    | 838      | 704      |
| 役務費     | 367      | 328      | 381      |
| 委託料 ※2  | 300      | 0        | 650      |
| 使用料・賃借料 | 88       | 82       | 173      |
| 負担金・補助金 | 12       | 162      | 210      |
| 合計      | 2,312    | 2,175    | 4,255    |

※1 平成 26 年度の増加は機構改革により係員が 5 名減となったことを受け、業務の補助として嘱託職員 1 名を配置したことによる。

※2 平成 26 年度の内容は自殺対策講演会に係る講師招へい業務委託料である。

#### (4) 追加監査手続

平成 26 年度の普及啓発活動における参加者が激減している状況を調べた。

##### <精神保健講演会>

|     | 平成 25 年度  | 平成 26 年度                       |
|-----|---|--------------------------------|
| 講 師 | 北海道大学大学院教授 傳田 健三<br>(北海道家庭生活総合カウンセリング<br>センター理事長) | こころのリカバリー総合支援センタ<br>ー長 阿部 幸弘   |
| 演 題 | 若者のうつ ～「新型うつ病」とは何か<br>～                           | もしかして、ひきこもり? ～抱え<br>込まずに相談しよう～ |
| 参加者 | 114 名   | 108 名                          |

##### <自殺対策講演会>

|     | 平成 25 年度                         | 平成 26 年度                    |
|-----|----------------------------------|-----------------------------|
| 講 師 | 精神科医・立教大学教授 香山 リカ                | タレント 北野 誠                   |
| 演 題 | 生きる力をつける処方箋 ～今日から<br>あなたにもできること～ | 死んだら、アカン! ～父親の自殺<br>を乗り越えて～ |
| 参加者 | 447 名                            | 170 名                       |

<健康教育>

|   |     | 平成 25 年度                       | 平成 26 年度                     |
|---|-----|--------------------------------|------------------------------|
| 1 | 依頼者 | 旭川市教育委員会                       | 旭川市教育委員会                     |
|   | 演題  | 生きる力と教職員の役割<br>～サービス・メンタルヘルス等～ | チーム貢献力<br>～教職員のメンタルヘルス～      |
|   | 参加者 | 51名                            | 46名                          |
| 2 | 依頼者 | 上川管内教育委員会連合会                   | 旭川市教育委員会                     |
|   | 演題  | 心の健康づくり                        | 教職員のメンタルヘルス                  |
|   | 参加者 | 80名                            | 24名                          |
| 3 | 依頼者 | ぴあふる岩山(社福 鷹栖共生会)               | いきいきクラブ                      |
|   | 演題  | こころの健康を考える                     | こころの健康を考える                   |
|   | 参加者 | 14名                            | 33名                          |
| 4 | 依頼者 | 北星公民館女性学級ひまわり                  | 旭川公共職業安定所                    |
|   | 演題  | こころの健康を考える                     | 職場におけるメンタルヘルス<br>～うつ病の予防と対策～ |
|   | 参加者 | 25名                            | 55名                          |
| 5 | 依頼者 | 旭川市教育委員会                       | 旭川公共職業安定所                    |
|   | 演題  | 教職員のメンタルヘルス                    | 職場におけるメンタルヘルス<br>～うつ病の予防と対策～ |
|   | 参加者 | 25名                            | 38名                          |
| 6 | 依頼者 | 旭川公共職業安定所                      | 旭川市 介護高齢課                    |
|   | 演題  | 職場におけるメンタルヘルス<br>～うつ病の予防と対策～   | こころの健康を考える<br>「らくちんな心の作り方」   |
|   | 参加者 | 48名                            | 8名                           |
| 7 | 依頼者 | 旭川公共職業安定所                      | 上川中部森林管理署                    |
|   | 演題  | 職場におけるメンタルヘルス<br>～うつ病の予防と対策～   | 職場におけるメンタルヘルス                |
|   | 参加者 | 44名                            | 41名                          |
| 8 | 依頼者 | 旭川市 介護高齢課                      | —                            |
|   | 演題  | こころの健康を考える<br>「らくちんな心の作り方」     | —                            |
|   | 参加者 | 8名                             | —                            |

|    |     |                              |         |
|----|-----|------------------------------|---------|
| 9  | 依頼者 | 上川地区郵便局長婦人会                  | —       |
|    | 演題  | 心の健康から健康に明るく生きていく            | —       |
|    | 参加者 | 65名                          | —       |
| 10 | 依頼者 | いきいきクラブ                      | —       |
|    | 演題  | こころの健康を考える                   | —       |
|    | 参加者 | 28名                          | —       |
| 11 | 依頼者 | 北海道電力 旭川統括電力センター             | —       |
|    | 演題  | 職場におけるメンタルヘルス<br>～うつ病の予防と対策～ | —       |
|    | 参加者 | 36名                          | —       |
| 12 | 依頼者 | 函館税関旭川空港出張所                  | —       |
|    | 演題  | 職場におけるメンタルヘルス                | —       |
|    | 参加者 | 2名                           | —       |
| 13 | 依頼者 | 道北若力会（上川調査設計協会若手）            | —       |
|    | 演題  | 職場における心の健康づくり                | —       |
|    | 参加者 | 31名                          | —       |
| 14 | 依頼者 | 上川中部森林管理署                    | —       |
|    | 演題  | 職場における心の健康づくり                | —       |
|    | 参加者 | 55名                          | —       |
| 合計 |     | 14回 512名                     | 7回 245名 |

激減の主な発生は自殺対策講演会であり、この講演会では講師の違いにより参加者の増減が発生していると思われる。講演会の参加者数は、講師の知名度により大きく増減するものであり、またテーマについては普及啓発の必要性を勘案するものの、“自殺予防”や“依存症対策”など一般市民の関心が高いとはいえないものを取り上げるためやむを得ないと思われる。

また、健康教育は依頼団体が平成25年度は14団体であるのに対して、平成26年度は7団体だったことで前年度から半減している。これについては、市内高等教育機関に呼びかけて学生を対象としたメンタルヘルス研修会を企画・実施するなど新たな取り組みを進めており、またさらなる周知として企業への働きかけを準備しているところであり、健康教育の実施回数は着実に増加している。

#### （5）監査結果

地域精神保健活動費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

### 3. がん検診費

#### (1) 概要

がん検診の機会を提供し、がんの予防、早期発見および早期治療によってがんによる死亡者数の減少を図るため、健康増進法に基づき各種がん検診を実施する。

検診の対象者、検査内容および自己負担額は次のとおりである。

|             | 対象者                             | 検査内容                    | 自己負担額 ※1                   |
|-------------|---------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 胃がん<br>※2   | 受診日において35歳以上(旭川市国保加入者は30歳以上)    | 問診、バリウムを飲み胃部X線撮影        | 500円                       |
| 子宮頸がん<br>※3 | 平成26年3月31日現在20歳代の偶数年齢及び30歳以上の女性 | 問診、頸部細胞検査<br>必要時に体部細胞検査 | 700円<br>(体部検査も実施の場合1,200円) |
| 乳がん<br>※3   | 平成26年3月31日現在40歳以上の偶数年齢の女性       | 問診、視触診、マンモグラフィ(乳房X線検査)  | 40歳代 2方向撮影 900円            |
|             |                                 |                         | 50歳以上 1方向撮影 700円           |
| 肺がん<br>※2   | 受診日において40歳以上                    | 問診、胸部X線撮影<br>必要時に喀痰検査   | 100円<br>(喀痰検査も実施の場合400円)   |
| 大腸がん<br>※3  | 受診日において40歳以上                    | 問診、免疫便潜血検査              | 600円                       |

※1 旭川市国保加入者は自己負担額300円(肺がんX線撮影は100円)

※2 実施場所はがん検診センターおよび巡回検診車である。

※3 実施場所はがん検診センターおよび指定医療機関である。

がん検診における受診促進のため、特定の年齢に達した市民に対し、子宮頸がん・乳がん・大腸がんの検診費用が無料になるクーポン等を送付している。

平成21年度から平成24年度のがん検診推進事業における無料クーポン交付対象者で、クーポン未利用者に対しては改めて無料クーポンを送付しがん検診の受診促進を図っている。

#### (2) 事業成果

##### ①受診者数の推移

がん検診受診者数の推移は次のとおりである。

(単位：人)

| 区分      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 胃がん検診   | 11,067 | 10,778 | 10,373 |
| 子宮頸がん検診 | 20,619 | 19,631 | 21,327 |

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 乳がん検診  | 10,881 | 10,520 | 11,438 |
| 肺がん検診  | 12,392 | 12,133 | 12,025 |
| 大腸がん検診 | 16,782 | 16,534 | 16,528 |
| 合計     | 71,741 | 69,596 | 71,691 |

## ②受診率の推移

がん検診受診率の推移は次のとおりである。

|                    |         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------------|---------|----------|----------|----------|
| 胃がん ※1,2           | 対象者数(人) | 129,652  | 134,460  | 135,613  |
|                    | 受診者(人)  | 11,046   | 10,761   | 10,353   |
|                    | 受診率(%)  | 8.5      | 8.0      | 7.6      |
| 子宮頸がん              | 対象者数(人) | 90,494   | 92,458   | 92,330   |
|                    | 受診者(人)  | 20,619   | 19,631   | 21,327   |
|                    | 受診率(%)  | 22.8     | 21.2     | 23.1     |
| 乳がん<br>(マンモグラフィ併用) | 対象者数(人) | 38,689   | 39,408   | 39,850   |
|                    | 受診者(人)  | 10,881   | 10,520   | 11,438   |
|                    | 受診率(%)  | 28.1     | 26.7     | 28.7     |
| 肺がん ※2             | 対象者数(人) | 116,718  | 123,713  | 125,355  |
|                    | 受診者(人)  | 12,392   | 12,133   | 12,025   |
|                    | 受診率(%)  | 10.6     | 9.8      | 9.6      |
| 大腸がん ※2            | 対象者数(人) | 116,718  | 123,713  | 125,355  |
|                    | 受診者(人)  | 16,782   | 16,534   | 16,528   |
|                    | 受診率(%)  | 14.4     | 13.4     | 13.2     |
| 合計                 | 受診者(人)  | 71,720   | 69,579   | 71,671   |
|                    | 受診率(%)  | 16.9     | 15.8     | 16.4     |

※1 胃がん検診受診者数に国保対象者（30～34歳）を含んでいない。

※2 胃がん・肺がん・大腸がんの受診率が減少傾向であるが、総人口は減少しているものの、がん検診対象者人口は増加傾向にある一方で、受診者数が伸び悩んでいるためである。取り分け胃がん検診は前夜以降食事をしないなどの制約があることが受診行動の妨げになっていると考えられる。また、胃がん検診を受けないことで、他の検診も受診しない傾向にあると考えられる。

③無料クーポン券の配付と受診状況

無料クーポン券配付及び受診状況は次のとおりである。

|          |         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|---------|----------|----------|----------|
| 子宮頸がん ※1 | 対象者数(人) | 9,823    | 9,998    | 1,484    |
|          | 受診者(人)  | 2,426    | 2,037    | 139      |
|          | 受診率(%)  | 24.7     | 20.4     | 9.4      |
| 乳がん ※2   | 対象者数(人) | 12,347   | 12,807   | 2,588    |
|          | 受診者(人)  | 3,027    | 2,577    | 675      |
|          | 受診率(%)  | 24.5     | 20.1     | 26.1     |
| 大腸がん     | 対象者数(人) | 23,227   | 24,172   | 23,333   |
|          | 受診者(人)  | 2,878    | 2,326    | 2,215    |
|          | 受診率(%)  | 12.4     | 9.6      | 9.5      |

※1 平成 26 年度の新規対象者は 20 歳である。

※2 平成 26 年度の新規対象者は 40 歳である。

④無料クーポン券の再発行と受診状況

平成 21 年度から平成 24 年度における無料クーポン未利用者への再発行と受診率の状況は次のとおりである。

|                  |         | 平成 26 年度 |
|------------------|---------|----------|
| 子宮頸がん検診無料クーポン再発行 | 対象者数(人) | 19,641   |
|                  | 受診者(人)  | 2,546    |
|                  | 受診率(%)  | 13.0     |
| 乳がん検診無料クーポン再発行   | 対象者数(人) | 26,402   |
|                  | 受診者(人)  | 2,638    |
|                  | 受診率(%)  | 10.0     |

(3) 予算と決算

①歳入

特定財源となる歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 46,232   | 46,691   | 28,280   |
| 決算 | 34,828   | 21,899   | 17,740   |
| 増減 | 11,404   | 24,792   | 10,540   |

平成 24 年度および平成 26 年度において増減額が大きいのは、検診者数が見込と実績で乖離しているためである。詳細は歳出数値に係る注記に記載した。平成 25 年度は国

による研究事業として予定していたHPV（ヒトパピローマウイルス：子宮頸がんの原因と言われているウイルス）検診事業を市の事業としては実施しないこととしたため、歳入として見込んでいた国庫補助金が減額となった。これを受けて平成26年度の予算は少なく設定した。

決算の内容は次のとおりである。

（単位：千円）

| 科目      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 国庫支出金 ※ | 34,536 | 21,570 | 17,398 |
| 諸収入     | 292    | 329    | 342    |
| 合計      | 34,828 | 21,899 | 17,740 |

※ 国庫支出金（がん検診推進事業費補助金）は、国の財政事情を勘案した厚生労働省による補助基準額の減額査定により減少傾向である。

## ②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

|          | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|----------|---------|---------|---------|
| 当初予算     | 330,606 | 306,268 | 321,222 |
| 補正・流用後予算 | 330,520 | —       | 320,411 |
| 決算       | 287,680 | 279,995 | 302,684 |
| 不用額      | 42,840  | 26,272  | 17,726  |

補正・流用後予算の「—」は、補正・流用がないことを示す。以下同じ。

平成24年度および平成26年度の不用額はがん検診受診者数の見込と実績の乖離による委託料の減少による。

平成25年度はHPV（ヒトパピローマウイルス）検診事業を市の事業として実施しなかったことによる委託料の執行減が減少の主因である。

受診者数の見込と実績は次のとおりである。

|         | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|---------|---------|---------|---------|
| 当初受診者見込 | 84,780人 | 69,157人 | 75,381人 |
| 受診者実績   | 71,741人 | 69,596人 | 71,691人 |
| 乖離      | 13,039人 | △439人   | 3,690人  |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 賃金      | 3,965    | 3,749    | 3,105    |
| 需用費     | 1,785    | 1,690    | 1,714    |
| 役務費 ※1  | 2,069    | 2,046    | 4,457    |
| 委託料     | 275,580  | 265,320  | 293,049  |
| 使用料・賃借料 | 234      | 230      | 236      |
| 負担金・補助金 | 163      | 146      | 121      |
| 償還金 ※2  | 3,882    | 6,812    | —        |
| 合計      | 287,680  | 279,995  | 302,684  |

※1 平成 26 年度は平成 21 年度から平成 24 年度のクーポン未利用者に対する再発行およびクーポン利用者に対する受診勧奨事業を行ったため、クーポン券等の発送件数が大幅に増加したため通信運搬費が倍増している。

なお、平成 26 年度の通信運搬費の予算は 9,431 千円であり、不用額は 4,974 千円である。これは経費節減のため、①一般クーポンについて、同封物の重量を合計で特別郵便に収まるよう用紙種別等の見直しを行い、②再発行クーポンについて、圧着ハガキの採用により発送経費を圧縮し、③発送時期を一括にすることで大量発送割引の適用を受けたことによる。

※2 償還金は前年度に国庫補助金の超過交付があったものの返還である。

#### (4) 追加監査手続

##### ①委託料支払の事務フローとチェック方法

委託料の支払に関する事務フローを調査し、また各場面での内容のチェック方法を検討した。

医療機関が検診業務を市民に実施してから、当該医療機関にその委託料を支払うまでの流れは次のとおりである（予防接種も同様）。

委託料請求書着⇒市職員による資格要件等点検⇒入力データ編成（パンチ委託）⇒システムへのデータ入力（保守委託業者によるデータ記録処理）⇒各種エラーリスト出力⇒エラーリストによる修正処理⇒データ確定⇒委託料内訳票・財務会計データ出力⇒支出負担行為兼支出命令書起票⇒医療機関へ銀行振込

また、請求内容のチェックおよび入力内容のチェックは次のとおりに行っている。

『市職員による資格要件等点検』段階において、住民基本台帳等との突合で市民としての所在や国保等の資格・年齢要件・件数などを照合し、その後『システムへのデータ入力』によりコンピューターが住基台帳その他と機械的照合を行い、エラーについて『各種エラーリスト出力』し、このリストにより再び職員がデータの修正を実施、

最終確定したデータに基づき『委託料内訳票・財務会計データ出力』を行っている。

なお予防接種の場合、料金は保険証の種類に関係なく一律のため、国保等の資格確認は行っていないものの、概ねがん検診と同様のチェックを行っている。

実際に帳票類を閲覧した結果、以上のとおり業務がなされており、委託料の支払に関して事務フローおよびチェック方法に特別な不備はないと判断した。

## ②委託料の決定方法および手続

医療機関に支払う検診業務に係る委託料の決定方法および手続について調査した。

### ア. 積算価格

#### (ア) 北海道対がん協会

北海道対がん協会が行うがん検診の委託料の積算は、平成 25 年度の契約金額（平成 18 年度契約金額を基に調整した額）に消費税率の変更を反映した額であり、次のとおりである。

| 検診名\計算内訳                          | 平成 18 年度<br>契約金額 | 調整<br>(10 円未満<br>四捨五入) | 消費税変更   | 積算額     |
|-----------------------------------|------------------|------------------------|---------|---------|
| 胃がん                               | 4,720 円          | 0.95                   | 108/105 | 4,608 円 |
| 子宮がん検診/頸部                         | 4,940 円          | 0.968                  | 108/105 | 4,917 円 |
| 子宮がん検診/頸体部                        | 7,290 円          | 0.968                  | 108/105 | 7,262 円 |
| 乳がん検診/マンモグラフィ、視触診（2 方向撮影・40 歳代）   | 6,600 円          | 0.95                   | 108/105 | 6,449 円 |
| 乳がん検診/マンモグラフィ、視触診（1 方向撮影・50 歳代以上） | 5,600 円          | 0.95                   | 108/105 | 5,472 円 |
| 肺がん検診/撮影読影                        | 1,450 円          | 0.968                  | 108/105 | 1,440 円 |
| 肺がん検診/撮影読影・喀痰                     | 4,200 円          | 0.968                  | 108/105 | 4,186 円 |
| 大腸がん検診                            | 2,110 円          | 0.8767                 | 108/105 | 1,903 円 |

委託料については診療報酬単価の大幅な改定など大きな変更事由が生じた場合にのみ見直しを行っており、直近で消費税率の改正を除き大幅な変更があったのは平成 18 年度であるため現状の契約額の基準としている。また、平成 18 年度契約額を基準に計算しているため、前年度ベースの契約額に置き換える調整を行い、さらに消費税変更の影響を加味して積算している。

#### (イ) 旭川市医師会

医科診療報酬に基づいて以下のように計算している。

| 積算項目\検診名   | 子宮がん<br>(頸部) | 子宮がん<br>(頸体部) | 乳がん<br>(2 方向撮<br>影・40 歳代) | 乳がん<br>(1 方向撮<br>影・50 歳代<br>以上) | 大腸がん    |
|------------|--------------|---------------|---------------------------|---------------------------------|---------|
| 初診料        | 2,700 円      | 2,700 円       | 2,700 円                   | 2,700 円                         | 2,700 円 |
| 細胞診検査（婦人科） | 1,500 円      | 1,500 円       | —                         | —                               | —       |

|                  |         |          |         |         |         |
|------------------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 子宮頸管粘液採取         | 300 円   | 300 円    | —       | —       | —       |
| 子宮内膜組織採取         | —       | 3,500 円  | —       | —       | —       |
| 病理学的検査判断料        | 1,460 円 | 1,460 円  | —       | —       | —       |
| 検診通知             | 100 円   | 100 円    | 100 円   | 100 円   | 100 円   |
| 診療情報提供料          | 110 円   | 110 円    | 110 円   | 110 円   | 110 円   |
| 写真診断料            | —       | —        | 2,130 円 | 1,280 円 | —       |
| 撮影料              | —       | —        | 1,630 円 | 980 円   | —       |
| フィルム料            | —       | —        | 680 円   | 340 円   | —       |
| フィルム送付料          | —       | —        | 156 円   | 156 円   | —       |
| 糞便検査 (2 日法)      | —       | —        | —       | —       | 200 円   |
| 免疫学的検査判断料        | —       | —        | —       | —       | 1,400 円 |
| 計                | 6,170 円 | 9,670 円  | 7,506 円 | 5,666 円 | 4,510 円 |
| 消費税及び地方消費税       | 493.6 円 | 773.6 円  | 600.5 円 | 453.3 円 | 360.8 円 |
| 合計 (円未満切捨)       | 6,663 円 | 10,443 円 | 8,106 円 | 6,119 円 | 4,870 円 |
| 調整率              | 0.9185  | 0.9199   | 0.9175  | 0.9178  | 0.9209  |
| 積算額<br>(円未満四捨五入) | 6,120 円 | 9,607 円  | 7,437 円 | 5,616 円 | 4,485 円 |

上記の調整率は前年度ベースの契約額に基づいて計算しているためである。子宮がん(頸部)を例にすると、診療報酬に照らして算出した積算項目の合計額は6,663円(税込み)であり、診療報酬の大幅な改定など単価の変更要素がないためこの6,663円に調整率を乗じることになる。前年度の契約単価5,950円に消費税増税分を自然増として計算した6,120円(5,950円×108/105)を平成26年度の積算価格とするために、調整率を0.9185(6,120円÷6,663円)としている。

同じがん検診でも北海道対がん協会と旭川市医師会とでは積算額に違いがあるのは、各々の前年ベースを基本としているためである。すなわち従前の契約額(見積額)との兼ね合いや予算の制約等を考慮しながら一定の単価調整を行い積算根拠としているためである。

なお、肺がん検診については、検診内容および方法が北海道対がん協会と同一のため、同協会での積算金額に情報ディスク料を加算した額としている。

| 積算項目\検診名    | 肺がん検診/撮影読影 | 肺がん検診/撮影読影・喀痰 |
|-------------|------------|---------------|
| 北海道対がん協会積算額 | 1,440 円    | 4,186 円       |
| 情報ディスク料     | 5 円        | 5 円           |
| 合計          | 1,445 円    | 4,191 円       |

#### イ. 見積合わせ

見積合わせの年月日は、北海道対がん協会が平成26年3月19日、旭川市医師会が

平成 26 年 3 月 24 日、(医) 慶友会吉田病院が平成 26 年 10 月 6 日、旭川厚生病院が平成 26 年 11 月 21 日となっている。

予定価格と見積価格の状況は次のとおりである。

(単位：円)

| 検診名                                  | 予定価格  | 見積価格  | 契約先        |
|--------------------------------------|-------|-------|------------|
| 胃がん検診                                | 4,608 | 4,600 | (医)慶友会吉田病院 |
| 肺がん検診/撮影読影                           | 1,440 | 1,430 | 同上         |
| 肺がん検診/撮影読影・喀痰                        | 4,186 | 4,180 | 同上         |
| 胃がん検診                                | 4,608 | 4,600 | 旭川厚生病院     |
| 肺がん検診/撮影読影                           | 1,440 | 1,430 | 同上         |
| 肺がん検診/撮影読影・喀痰                        | 4,186 | 4,180 | 同上         |
| 子宮がん検診/頸部                            | 6,120 | 6,119 | 旭川市医師会     |
| 子宮がん検診/頸体部                           | 9,607 | 9,606 | 同上         |
| 乳がん検診/マンモグラフィ, 視触診(2<br>方向撮影・40歳代)   | 7,437 | 7,436 | 同上         |
| 乳がん検診/マンモグラフィ, 視触診(1<br>方向撮影・50歳代以上) | 5,616 | 5,616 | 同上         |
| 大腸がん検診                               | 4,485 | 4,484 | 同上         |
| 肺がん巡回検診/撮影読影                         | 1,445 | 1,445 | 同上         |
| 肺がん巡回検診/撮影読影・喀痰                      | 4,191 | 4,191 | 同上         |
| 胃がん検診                                | 4,608 | 4,600 | 北海道対がん協会   |
| 子宮がん検診/頸部                            | 4,917 | 4,910 | 同上         |
| 子宮がん検診/頸体部                           | 7,262 | 7,260 | 同上         |
| 乳がん検診/マンモグラフィ, 視触診(2<br>方向撮影・40歳代)   | 6,449 | 6,440 | 同上         |
| 乳がん検診/マンモグラフィ, 視触診(1<br>方向撮影・50歳代以上) | 5,472 | 5,470 | 同上         |
| 肺がん検診/撮影読影                           | 1,440 | 1,430 | 同上         |
| 肺がん検診/撮影読影・喀痰                        | 4,186 | 4,180 | 同上         |
| 大腸がん検診                               | 1,903 | 1,900 | 同上         |

(医)慶友会吉田病院と旭川厚生病院の予定価格は、各がん検診とも実施内容が同一である北海道対がん協会との積算金額を適用している。旭川市医師会が行う肺がん巡回検診/撮影読影と肺がん巡回検診/撮影読影・喀痰の予定価格は北海道対がん協会との積算金額に情報ディスク料5円を加算した額である。

旭川医科大学病院における委託料は業務内容が旭川市医師会に委託するがん検診業

務と同一のため、旭川市医師会との契約予定額を提示して平成 26 年 3 月 24 日付けで承諾書を入手している。

(医)慶友会吉田病院と旭川厚生病院は見積合わせの時期が異なるのに、その結果は両者とも同じ見積価格になっている。この理由は両者への委託業務は巡回検診であり、同検診については先行して北海道対がん協会と契約を締結しており、見積の結果については「旭川市委託及び賃貸借契約に係る入札結果等の公表要綱」に基づき公表しているため、先行契約の契約額を参照したか、または前年度の見積額（基本単価部分）を踏襲したことによるものと思われる。

また、旭川市医師会と北海道対がん協会の検診委託料の見積価格は、予定価格と同じか 1 円とか 2 円低い金額になっている。このように近似するのは委託料を見直す相当な理由がないことから積算は前年ベースで行っており、一方、相手方の見積りも消費税の上昇分を反映しているものの、基本単価部分は前年と同額となっているためである。

### ③がん検診受診率の比較

旭川市におけるがん検診の受診率を北海道内の主要都市のそれと比較してみた。厚生労働省による平成 25 年度の地域保健・健康増進事業報告によると次のとおりである。

| 都市名  | 胃がん検診 | 子宮がん検診 | 肺がん検診 | 乳がん検診 | 大腸がん検診 |
|------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 旭川市  | 8.3%  | 37.6%  | 9.2%  | 32.9% | 13.1%  |
| 札幌市  | 8.3%  | 45.1%  | 3.1%  | 34.6% | 16.2%  |
| 函館市  | 6.3%  | 45.4%  | 11.8% | 37.8% | 14.8%  |
| 小樽市  | 7.5%  | 43.6%  | 9.2%  | 38.1% | 17.4%  |
| 室蘭市  | 1.5%  | 38.7%  | 15.4% | 44.6% | 10.6%  |
| 釧路市  | 12.8% | 33.3%  | 13.1% | 30.7% | 16.4%  |
| 帯広市  | 11.6% | 43.8%  | 13.3% | 31.5% | 25.8%  |
| 北見市  | 12.7% | 24.5%  | 12.6% | 27.2% | 19.3%  |
| 岩見沢市 | 6.5%  | 19.1%  | 7.1%  | 24.9% | 10.8%  |
| 苫小牧市 | 4.2%  | 26.1%  | 11.9% | 24.7% | 11.4%  |
| 江別市  | 12.7% | 31.4%  | 14.2% | 31.9% | 21.4%  |
| 千歳市  | 9.9%  | 32.5%  | 11.9% | 31.3% | 18.5%  |

(注) 乳がん検診は視触診およびマンモグラフィの受診率である。

上記のとおりであり、旭川市において受診率が著しく低い検診はない。旭川市は独自の施策として、住民組織や北海道対がん協会との連携による啓発活動のほか、平成 24 年度から特定健診等とがん検診（胃がん・肺がん）を同時に受診することができるセット型健診、平成 26 年 10 月から肺炎球菌ワクチン接種済者への肺がん検診の無料化などを行い、受診率向上に取り組んでいる。

#### (5) 監査結果

がん検診費の支出に関して、次の【指摘】を除き特に指摘すべき事項はない。また、検討事項として次の【意見】がある。

##### 【指摘】積算金額の違いの是正について

同一の検診でありながら旭川市医師会と北海道対がん協会とでは委託料に違いがある。これはそれぞれ前年ベースを基本として、従前の契約額（見積額）との兼ね合いや予算の制約等を考慮しながら一定の単価調整を行って積算し、一方、見積りも前年の委託料をベースに調整して提示しているためと思われる。

同じ内容の検診であれば委託料は、委託先が異なる場合にそれぞれ積算および見積りを行うとしても、近い金額にするのが合理的であると考えられるので、現在行っている前年ベースを基本とする積算方法は見直すべきである。なお、一人当たりのがん検診の積算金額の違いの例を示すと次のとおりである。

| 検診名                             | 旭川市医師会  | 北海道対がん協会 |
|---------------------------------|---------|----------|
| 子宮がん検診/頸部                       | 6,120 円 | 4,917 円  |
| 子宮がん検診/頸体部                      | 9,607 円 | 7,262 円  |
| 乳がん検診/マンモグラフィ、視触診（2方向撮影・40歳代）   | 7,437 円 | 6,449 円  |
| 乳がん検診/マンモグラフィ、視触診（1方向撮影・50歳代以上） | 5,616 円 | 5,472 円  |
| 大腸がん検診                          | 4,485 円 | 1,903 円  |

##### 【意見】受診率減少の分析と対策について

胃がん・肺がん・大腸がんの受診率が減少傾向である。しかし、この原因について詳細な分析が行われていない。受診率が低下傾向にあるものについては詳細な分析を行い、必要であれば対策を講じるべきである。

#### 4. 健康推進管理事務費

##### (1) 概要

健康推進課の業務に係るシステムの管理委託、事務機器の賃借、さらに検診周知のための協力費の支払いなどにより、関係業務を円滑かつ効率的に実施する。具体的には各種検診システムおよび課内のOA機器の運用・管理、検診業務の周知（日程表および受診票の町内会への配布業務）に係る旭川市市民委員会連絡協議会女性・婦人部への協力費支払いを行う。

##### (2) 事業成果

協力費の支払、主な委託料の実績および推移は次のとおりである。

|          |        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度   | 平成 26 年度   |            |
|----------|--------|----------|------------|------------|------------|
| 協力費      | 地区割    | 地区数      | 64 地区      | 64 地区      | 64 地区      |
|          |        | 金額       | 704 千円     | 704 千円     | 704 千円     |
|          | 世帯割    | 世帯数      | 159,027 世帯 | 159,754 世帯 | 167,331 世帯 |
|          |        | 金額       | 604 千円     | 607 千円     | 635 千円     |
| 委託料      | システム管理 |          | 1,512 千円   | 1,512 千円   | 1,555 千円   |
|          | データ入力  |          | 1,944 千円   | 2,043 千円   | 2,129 千円   |
|          | システム改修 |          | 1,713 千円   | 882 千円     | 1,548 千円   |
| 電子複写機賃借料 |        | 693 千円   | 638 千円     | 663 千円     |            |

平成 26 年度に世帯数が増加したのは、これまで町内会への配布に参加していなかった西地区市民委員会が加わったことによる。電子複写機賃借料は平成 22 年 6 月からの 5 年契約である。

### (3) 予算と決算

#### ①歳入

この事業に係る特定財源としての歳入はない。

#### ②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 8,527    | 7,956    | 8,452    |
| 決算  | 8,111    | 7,290    | 8,092    |
| 不用額 | 415      | 665      | 359      |

特記すべき事項はない。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 報償費 ※1  | 1,308    | 1,311    | 1,339    |
| 需用費     | 460      | 424      | 364      |
| 委託料 ※2  | 5,169    | 4,437    | 5,233    |
| 使用料・賃借料 | 1,172    | 1,117    | 1,154    |
| 合計      | 8,111    | 7,290    | 8,092    |

※1 報償費は、旭川市市民委員会連絡協議会女性・婦人部への協力費支払いである。

※2 平成 26 年度における委託料の主な支出内容は以下のとおり。

| 委託の内容      | 委託料     | 委託先             |
|------------|---------|-----------------|
| システム管理業務   | 1,555千円 | (株)旭川保健医療情報センター |
| データ入力業務    | 2,129千円 | 同上              |
| がん検診システム改修 | 1,548千円 | 同上              |

#### (4) 追加監査手続

業務委託や賃貸借に係る契約締結の手続について内容を検討した。

主な業務委託契約および賃貸借契約は次のとおりである。

| 内容                     | 予定価格       | 見積価格                                     | 契約先             | 備考          |
|------------------------|------------|--|-----------------|-------------|
| がん検診・予防接種・結核健診システム改修業務 | 1,439,000円 | 1,434,000円                               | (株)旭川保健医療情報センター | 随意契約        |
| がん検診データ入力業務            | 628,568円   | A 540,745円<br>B 592,389円<br>C 1,566,117円 | (株)旭川保健医療情報センター | 指名競争入札、3者指名 |
| 住民健診情報照会システム管理業務       | 240,000円   | 240,000円                                 | (株)旭川保健医療情報センター | 随意契約        |
| がん検診・予防接種・結核健診システム管理業務 | 1,200,000円 | 1,200,000円                               | (株)旭川保健医療情報センター | 随意契約        |
| 住民健診情報照会システム賃貸借        | 79,200円    | 79,200円                                  | (株)旭川保健医療情報センター | 随意契約、再リース   |
| がん検診・予防接種・結核健診システム賃貸借  | 324,000円   | 324,000円                                 | (株)旭川保健医療情報センター | 随意契約、再リース   |

上記のうち予定価格と見積価格が同額なのは、主に、賃貸借についてはシステムを繰り返し再リースしているためであり、委託についても同様に、再リースしているシステムの保守管理業務であり業務内容も同一であるためである。

#### (5) 監査結果

健康推進管理事務費に支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

### 5. 感染症予防対策費

#### (1) 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、患者発生時・平常時の各状況に応じ、各種感染症の意識啓発による予防対策、患者等への適切な医療サービスの提供を行い、まん延を防止するための各種検査等を適切に実施する。

具体的には 0-157 やインフルエンザなどの感染症予防対策、結核予防対策、エキノコックス症対策、ウイルス性肝炎対策、エイズ予防対策であり、感染症に関する検査や相談業務を実施し、感染症の発生状況を把握して国へ報告するとともに、0-157 やインフルエンザなど広く市民に予防啓発を図る必要がある感染症について、正しい情報を提供する。さらに感染症発生時には疫学調査や二次感染防止などの措置を講じる。

この事業における検査は、ウイルス性肝炎対策は感染症法に基づき、感染の疑いがある者が対象となっているのに対し、第 5 章 137 頁の「4. 肝炎ウイルス検診費」では健康増進法に基づき、感染の疑いの有無にかかわらず肝炎ウイルス検査の未受診者を対象に行うものである。

## (2) 事業成果

### ① 感染症患者等の発生推移

感染症患者等発生数の推移は次のとおりである。

| 区分    |           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|-----------|----------|----------|----------|
| 一類感染症 | 患者        | 0 人      | 0 人      | 0 人      |
|       | 無症状病原体保有者 | 0 人      | 0 人      | 0 人      |
| 二類感染症 | 患者        | 49 人     | 37 人     | 24 人     |
|       | 無症状病原体保有者 | 9 人      | 18 人     | 14 人     |
| 三類感染症 | 患者        | 7 人      | 4 人      | 6 人      |
|       | 無症状病原体保有者 | 0 人      | 1 人      | 0 人      |
| 合計    |           | 65 人     | 60 人     | 44 人     |

一類感染症とは、感染力・重篤度・危険性が極めて高い感染症であり、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、天然痘（痘瘡）、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ熱がこれに該当する。

二類感染症とは、感染力・重篤度・危険性が高い感染症であり、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS、コロナウイルスに限る）がこれに該当する。

三類感染症とは、感染力・重篤度・危険性は高くは無いものの、集団発生を起こす可能性が高い感染症であり、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（0-157 など）、腸チフス、パラチフスがこれに該当する。

## ②結核予防対策

結核健診受診者の推移は次のとおりである。

| 区分         |      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|------|----------|----------|----------|
| 65 歳以上の市民等 | 受診者数 | 8,198 人  | 7,612 人  | 7,755 人  |
|            | 受診率  | 9.1%     | 7.9%     | 7.8%     |
| 結核患者の接触者   | 受診者数 | 202 人    | 129 人    | 89 人     |
|            | 受診率  | 95.7%    | 100.0%   | 98.9%    |

## ③エキノコックス症対策

エキノコックス症健診回数と受診者数は次のとおりである。

| 平成 24 年度 |       | 平成 25 年度 |       | 平成 26 年度 |       |
|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| 回数       | 受診者   | 回数       | 受診者   | 回数       | 受診者   |
| 12 回     | 329 人 | 14 回     | 142 人 | 10 回     | 190 人 |

(注) 受診結果はいずれも陰性。

## ④ウイルス性肝炎対策

ウイルス性肝炎検査と相談の推移は次のとおりである。

| 区分     |     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|-----|----------|----------|----------|
| ウイルス検査 | 回数  | 18 回     | 22 回     | 22 回     |
|        | B 型 | 39 人     | 50 人     | 112 人    |
|        | C 型 | 39 人     | 50 人     | 114 人    |
| 肝炎相談   |     | 60 件     | 68 件     | 156 件    |

ウイルス性肝炎に係るウイルスの種類には、A型、B型、C型、D型、E型などがあり、A型・E型は主に水や食べ物を介して感染し、B型・C型・D型は主に血液・体液を介して感染するものである。インターネットサイト「肝炎ウイルス検査マップ」によると各型の特徴等は次のとおりである。なお、日本ではB型およびC型肝炎ウイルスによる発症が圧倒的に多いため、B型とC型が肝炎検査の対象になっている。

| 種類       | 特徴等  |
|----------|--|
| A型肝炎ウイルス | 主に水や食べ物を介して感染する。衛生状態の改善により、感染者は劇的に減少している。慢性化することはほぼなく、ワクチン接種により予防することができる。   |
| B型肝炎ウイルス | 主に血液・体液を介して感染する。以前は、B型肝炎の主な感染ルートは母子間（垂直感染）であった。しかし、1986年にB型肝炎の母親から生まれてきた子供に対し、ワクチン接種が開始されて以来、母子感染は激減した。また、近年ではしっかり |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>とした感染対策が取られ、輸血を含め、医療行為による感染はほとんどなくなった。B型肝炎ウイルスが免疫機能の正常な成人に感染した場合は、ほとんどが急性肝炎の形態を取り治癒する。しかし、健康成人が感染しても慢性化しやすい欧米型のB型肝炎（ジェノタイプA）が、特に性的接触等により増加している。B型肝炎ウイルスは、多くの人でワクチン接種による予防が可能である。</p> |
| C型肝炎ウイルス | <p>B型と同じく、主に血液を介して感染する。以前は輸血による感染が非常に問題となっていた。しかし、1992年に輸血血液についてより高感度なC型肝炎ウイルス抗体検査が導入されたことにより、輸血による感染はほとんどなくなった。覚せい剤等の注射の回し打ち、入れ墨（タトゥー）等の針の使いまわし、不衛生なピアス処置などにより感染する。</p>                |
| D型肝炎ウイルス | <p>血液等を介して感染し、B型肝炎ウイルスに感染している人にも感染する。D型肝炎ウイルスの重感染により、肝炎が増悪することがある。</p>  |
| E型肝炎ウイルス | <p>主に水や食べ物を介して感染する。近年、豚、イノシシ、シカのレバーや加熱不十分な肉の摂食によりE型肝炎を起こした例が複数例報告されている。慢性化することはないものの、妊婦が感染した場合、重篤な経過をとることが報告されている。</p>  |

#### ⑤エイズ予防対策

エイズ検査と相談の推移は次のとおりである。

| 区分           |      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------|------|----------|----------|----------|
| HIV 抗体検査     |      | 205 人    | 254 人    | 202 人    |
| エイズ相談        |      | 268 件    | 270 件    | 262 件    |
| エイズ・性感染症出前講座 | 延回数  | 17 回     | 13 回     | 17 回     |
|              | 受講者数 | 2,501 人  | 2,184 人  | 1,999 人  |

(3) 予算と決算

①歳入

特定財源となる歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    |         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|---------|----------|----------|----------|
| 予算 | 感染症     | 1,736    | 1,536    | 1,810    |
|    | 結核      | 874      | 1,054    | 1,051    |
|    | エキノコックス | —        | —        | —        |
|    | 肝炎      | 142      | 93       | 84       |
|    | エイズ     | 715      | 819      | 792      |
|    | 合計      | 3,467    | 3,502    | 3,737    |
| 決算 | 感染症     | 1,544    | 1,930    | 2,258    |
|    | 結核      | 1,172    | 1,111    | 1,015    |
|    | エキノコックス | —        | —        | —        |
|    | 肝炎      | 51       | 49       | 72       |
|    | エイズ     | 690      | 423      | 375      |
|    | 合計      | 3,457    | 3,513    | 3,721    |
| 増減 | 感染症     | 191      | △394     | △448     |
|    | 結核      | △298     | △57      | 35       |
|    | エキノコックス | —        | —        | —        |
|    | 肝炎      | 91       | 44       | 12       |
|    | エイズ     | 25       | 396      | 417      |
|    | 合計      | 9        | △11      | 15       |

主に検査数の見込と実績の差により増減が発生する。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 国庫支出金 | 3,457    | 3,513    | 3,721    |
| 合計    | 3,457    | 3,513    | 3,721    |

国庫支出金は主に感染症予防対策事業負担金である。

②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|              |         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------|---------|----------|----------|----------|
| 当初予算         | 感染症     | 3,099    | 3,064    | 2,981    |
|              | 結核      | 15,152   | 14,506   | 15,484   |
|              | エキノコックス | 462      | 350      | 289      |
|              | 肝炎      | 294      | 185      | 178      |
|              | エイズ     | 1,440    | 1,639    | 1,585    |
|              | 合計      | 20,447   | 19,744   | 20,517   |
| 補正・流用<br>後予算 | 感染症     | 3,047    | —        | 4,589    |
|              | 結核      | —        | —        | 15,288   |
|              | エキノコックス | —        | —        | —        |
|              | 肝炎      | —        | —        | —        |
|              | エイズ     | —        | —        | —        |
|              | 合計      | 20,395   | —        | 21,929   |
| 決算           | 感染症     | 3,199    | 2,962    | 4,550    |
|              | 結核      | 13,253   | 12,230   | 13,317   |
|              | エキノコックス | 373      | 174      | 227      |
|              | 肝炎      | 180      | 88       | 186      |
|              | エイズ     | 1,461    | 1,497    | 1,284    |
|              | 合計      | 18,468   | 16,953   | 19,567   |
| 不用額          | 感染症     | △151     | 101      | 38       |
|              | 結核      | 1,898    | 2,275    | 1,970    |
|              | エキノコックス | 88       | 175      | 61       |
|              | 肝炎      | 113      | 96       | △8       |
|              | エイズ     | △21      | 141      | 300      |
|              | 合計      | 1,927    | 2,790    | 2,362    |

平成 26 年度における感染症の補正・流用は主に備品購入費 1,458 千円である。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 報酬       | 23       | —        | 15       |
| 職員手当等 ※1 | 687      | 763      | 579      |

|          |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|
| 賃金       | 1,282  | 1,418  | 1,502  |
| 報償費      | 2,490  | 2,511  | 2,508  |
| 旅費       | 226    | 238    | 294    |
| 需用費      | 1,325  | 1,217  | 942    |
| 役務費      | 1,799  | 1,944  | 1,327  |
| 委託料 ※2   | 8,629  | 7,581  | 9,540  |
| 使用料・賃借料  | 36     | 36     | 38     |
| 備品購入費 ※3 | —      | —      | 1,425  |
| 負担金・補助金  | 1,260  | 1,241  | 1,242  |
| 償還金      | 705    | —      | 150    |
| 合計       | 18,468 | 16,953 | 19,567 |

※1 平成 26 年度の職員手当等は平成 27 年 4 月 23 日に科目更正により振替られている。これは夜間・休日 HIV 抗体検査時間外手当である。

※2 委託料は医療機関に対する結核健康診断等の委託料である。

※3 平成 26 年度における備品購入費は患者移送用陰圧装置（ポータブルアイソレーター）である。

| 予定価格        | 見積価格        | 契約先     | 備考   |
|-------------|-------------|---------|------|
| 1,350,000 円 | 1,320,000 円 | ㈱北海道モリタ | 随意契約 |

#### （４）監査結果

感染症予防対策費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

## 6. 予防接種費

### （１）概要

予防接種法に基づく定期の予防接種を医療機関に委託することにより個別方式で実施する。また、ポリオ生ワクチン 2 次感染健康被害救済措置給付要綱に基づき被害者への救済措置を講じている。

予防接種の種類とその対象者および回数は次のとおりである。

| ワクチン名                          | 対象者および回数   |
|--------------------------------|--|
| ヒブワクチン（ヒブ感染症）                  | 生後 2 月～生後 60 月に至るまでの間にある者 / 初回 3 回, 追加 1 回 / 計 4 回       |
| 肺炎球菌ワクチン（小児の肺炎球菌感染症）           | 生後 2 月～生後 60 月に至るまでの間にある者 / 初回 3 回, 追加 1 回 / 計 4 回       |
| 四種混合ワクチン（ジフテリア, 百日咳, 破傷風, ポリオ） | 第 1 期 生後 3 月～生後 90 月に至るまでの間にある者 / 初回 3 回, 追加 1 回 / 計 4 回 |
| 三種混合ワクチン（ジフテリア, 百日咳, 破傷風）      | 第 1 期 生後 3 月～生後 90 月に至るまでの間にある者 / 初回 3 回, 追加 1 回 / 計 4 回 |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 二種混合ワクチン（ジフテリア，破傷風）         | 第2期 11歳以上13歳未満の者 / 1回   |
| 不活化ポリオワクチン（ポリオ）             | 第1期 生後3月～生後90月に至るまでの間にある者 / 初回3回，追加1回 / 計4回                             |
| BCG（結核）                     | 生後1歳に至るまでの間にある者 / 1回  |
| MR（麻しん風しん），M（麻しん），R（風しん）    | 第1期 生後12月～生後24月に至るまでの間にある者 / 1回   |
|                             | 第2期 5歳以上7歳未満の者で小学校就学前の1年間   |
| 水痘ワクチン（水痘）                  | 生後12月～生後36月に至るまでの間にある者 / 2回   |
|                             | 生後36月～生後60月に至るまでの間にある者 / 1回（平成26年度に限り経過措置）                              |
| 子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルス感染症） | 小学校6年生～高校1年生の女子 / 3回  |
| インフルエンザワクチン（インフルエンザ）        | 65歳以上の高齢者等 / 1回   |
| 肺炎球菌ワクチン（高齢者の肺炎球菌感染症）       | 65歳，70歳，75歳，80歳，85歳，90歳，95歳，100歳，101歳以上の者等 / 1回（101歳以上の者は平成26年度に限り経過措置） |
| 風しん抗体検査                     | 妊娠を希望する女性とその夫などの同居人（婚姻関係は問わない） / 1回                                     |
| 麻しん風しん混合ワクチン（成人）            | 妊娠を希望する女性とその夫などの同居人（婚姻関係は問わない）で、抗体検査で低抗体価であった者 / 1回                     |

## （2）事業成果

定期接種および助成事業に係る予防接種の主な実績は次のとおりである。

| 区分             | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度   |
|----------------|-----------|-----------|----------|
| BCG            | 2,462人    | 2,050人    | 2,396人   |
| ヒブ ※4          | 延 10,130人 | 延 10,569人 | 延 9,581人 |
| 小児用肺炎球菌 ※4     | 延 10,272人 | 延 10,077人 | 延 9,539人 |
| 三種混合 ※1        | 延 8,555人  | 延 2,730人  | 延 362人   |
| 四種混合 ※1        | 延 1,715人  | 延 7,538人  | 延 9,329人 |
| ジフテリア・破傷風第2期   | 2,423人    | 2,418人    | 2,196人   |
| 急性灰白髄炎（ポリオ） ※1 | 延 11,767人 | 延 3,952人  | 延 1,118人 |

|             |          |         |         |
|-------------|----------|---------|---------|
| 麻しん・風しん第1期  | 2,518人   | 2,296人  | 2,430人  |
| 麻しん・風しん第2期  | 2,675人   | 2,530人  | 2,466人  |
| 子宮頸がん ※2 ※4 | 延 3,302人 | 延 682人  | 延 8人    |
| インフルエンザ     | 47,938人  | 49,713人 | 51,938人 |
| 高齢者用肺炎球菌 ※3 | —        | —       | 10,765人 |

※1 四種混合は、三種混合と急性灰白髄炎（ポリオ）の混合ワクチンである。平成24年11月から四種混合ワクチンが定期予防接種に導入され、平成26年12月に三種混合ワクチンの通常の市場における販売が中止となった。四種混合ワクチンが導入されたので、平成24年11月以降、三種混合ワクチンの接種は減少した。また、ポリオの予防接種は、平成24年9月以前は生ポリオを使用しており、接種回数が2回であったのに対し、平成24年9月からは不活化ポリオへと切り替わった。対象者に変更はなく、回数が4回接種に増えた。三種混合ワクチンを使用していた時期は、接種者は三種混合ワクチンと生ポリオをそれぞれ別に接種していた。しかし、四種混合ワクチンが導入されてからは、四種混合ワクチンのみの接種で良くなった。

※2 子宮頸がんの予防接種は平成25年6月から国による副反応の調査等のために積極的勧奨を差し控えているため減少している。

※3 高齢者用肺炎球菌は平成26年度から定期予防接種とされた。

※4 平成24年度は国の助成事業として実施している。

### （3）予算と決算

#### ①歳入

特定財源となる歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

|    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 予算 | 2,776  | 2,025  | 6,464  |
| 決算 | 3,068  | 3,088  | 4,881  |
| 増減 | △292   | △1,063 | 1,582  |

決算の内容は次のとおりである。

（単位：千円）

| 科目      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 国庫支出金 ※ | —      | —      | 1,639  |
| 道支出金    | 2,026  | 2,167  | 2,334  |
| 諸収入     | 1,042  | 921    | 908    |
| 合計      | 3,068  | 3,088  | 4,881  |

※ 平成26年度は特定感染症検査等事業費補助金としての風しん抗体検査の補助金である。

②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 当初予算     | 344,002  | 591,013  | 537,158  |
| 補正・流用後予算 | 425,127  | 613,852  | 649,330  |
| 決算       | 424,354  | 523,802  | 598,109  |
| 不用額      | 773      | 90,049   | 51,221   |

平成 25 年度および平成 26 年度の不用額は主として委託料によって発生している。

平成 25 年度の委託料の予算決算の差異は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | a 当初予算  | b 補正・流用後 | c 決算    | a-c    | b-c    |
|-----|---------|----------|---------|--------|--------|
| 委託料 | 580,581 | 602,914  | 513,831 | 66,749 | 89,083 |

平成 25 年 7 月から風しんについて助成事業として開始したため補正増としたものの、この接種者数が伸びず、また子宮頸がんについても積極的な勧奨を差し控えたことで不用額が多額となった。

見込と実績の差異状況は次のとおりである。

|       | 見込      | 実績      | 差       | 達成率   | 不用額       |
|-------|---------|---------|---------|-------|-----------|
| 子宮頸がん | 5,179 人 | 682 人   | 4,497 人 | 13.2% | 68,098 千円 |
| 風しん   | 4,096 人 | 499 人   | 3,597 人 | 12.2% | 19,783 千円 |
| 四種混合  | 8,697 人 | 7,538 人 | 1,159 人 | 86.7% | 12,691 千円 |

この理由は子宮頸がんについて、ワクチンとの因果関係が否定できない副反応が特異的に見られたため、前記のとおり接種の勧奨を差し控えたこと、風しんについては北海道では広く流行しなかったこと、当初単年度事業として開始したものの平成 26 年度も継続することになったため積極的な広報をしなかったこと、四種混合については、三種混合と不活化ポリオの組み合わせで接種を行う人数が多かったことによる。

平成 26 年度の委託料の予算決算の差異は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | a 当初予算  | b 補正・流用後 | c 決算    | a-c     | b-c    |
|-----|---------|----------|---------|---------|--------|
| 委託料 | 527,088 | 636,321  | 585,687 | △58,599 | 50,634 |

この増減は平成 26 年 10 月から水痘と高齢者の肺炎球菌感染症予防接種が定期予防接種となることから補正したものの、水痘ほか数種の予防接種について人数見込を大幅に下回ったためである。

見込と実績の差異状況は次のとおりである。

|         | 見込     | 実績     | 差      | 達成率   | 不用額      |
|---------|--------|--------|--------|-------|----------|
| 水痘      | 6,650人 | 3,968人 | 2,682人 | 59.7% | 18,827千円 |
| 子宮頸がん   | 758人   | 8人     | 750人   | 1.1%  | 11,677千円 |
| 不活化ポリオ  | 2,108人 | 1,118人 | 990人   | 53.0% | 10,018千円 |
| 風しん抗体検査 | 1,300人 | 451人   | 849人   | 34.7% | 5,603千円  |

この理由は、水痘については既に任意で接種を済ませた人数の推計が困難であったため、子宮頸がんは積極的勧奨の差し控えが継続したため、不活化ポリオは複数のパターンでポリオの接種が行われていることから当該ワクチンを使用する者の見込みが困難であったため、および新規に開始された風しん抗体検査は対象者が妊娠を希望する妊婦とその家族で幅広いことから希望者数の見込みが困難であったためである。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目       | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|----------|---------|---------|---------|
| 賃金 ※1    | 3,041   | 1,459   | 1,577   |
| 報償費      | 25      | 20      | —       |
| 旅費       | 110     | 7       | 54      |
| 需用費 ※2   | 10,109  | 4,287   | 4,965   |
| 役務費 ※3,4 | 1,701   | 1,327   | 2,712   |
| 委託料      | 406,637 | 513,831 | 585,687 |
| 使用料・賃借料  | 26      | —       | —       |
| 負担金・補助金  | 2,702   | 2,869   | 3,112   |
| 合計       | 424,354 | 523,802 | 598,109 |

※1 平成24年度までBCGの予防接種は保健所での集団接種であり、そのためのBCG接種看護師パートと予防接種事務補助としての臨時職員の分が賃金として計上されていた。平成25年度からBCGが医療機関での個別接種となり、BCG接種看護師パートが不要になったため減額となった。

※2 平成24年度まではBCG接種を保健所内で実施していたため、平成24年度の需用費にはそのワクチン代が含まれているため以後減額している。

※3 平成26年度の役務費（通信運搬費）は10月から新たに水痘と高齢者用肺炎球菌が定期予防接種となり、医療機関への事務連絡や高齢者用肺炎球菌の個別通知により増額している。

※4 役務費の中に災害保険料として予防接種事故賠償補償保険に係る保険料が毎年度約700千円含まれている。これは被保険者の過失により身体や生命を害した場合、予防接種法に基づき行ったまたは自らの行政措置として行った予防接種において死亡または身体障害を被った場合に対象となるものである。

平成 26 年度の負担金・補助金の内容は次の交付金である。

| 相手先 | 内容                         | 支払額      | 備考  |
|-----|----------------------------|----------|---|
| M氏  | ポリオ生ワクチン 2 次感染症対策事業に伴う特別手当 | 2,674 千円 | 平成 26 年 1 月から 12 月分。<br>旭川市が定めている「ポリオ生ワクチン 2 次感染健康被害救済措置給付要綱」(以下「要綱」)に基づき、1 年間で 4 回(1, 4, 7, 10 月支払い)に分けて支払っている。<br>なお、支払額の 3/4 (2,005 千円) は道支出金(予防接種健康被害救済措置事業補助金)を充てている。                                    |
| N氏  | 予防接種健康被害救済措置に係る医療費・医療手当    | 437 千円   | 平成 24 年 7 月から平成 26 年 3 月まで。<br>平成 24 年 9 月に厚生労働大臣宛てに申請した予防接種健康被害救済措置に係る申請が平成 26 年 2 月に認定されたことに伴い、保護者からの請求により、予防接種法施行令及び施行通知に定められた医療費・医療手当(受診月分)を支払った。<br>なお、支払額の 3/4 (328 千円) は道支出金(予防接種健康被害救済措置事業負担金)を充てている。 |

#### (4) 追加監査手続

##### ①委託料支払の事務フローとチェック方法

委託料の支払に関する事務フローを調査し、また各場面での内容のチェック方法を検討した。

検討内容と結果は、本章 88 頁「3. がん検診費 (4) 追加監査手続①委託料支払の事務フローとチェック方法」に記載のとおりである。

##### ②委託料の請求および支払

次のとおり、委託料の請求および支払について内容をチェックした。

| 内容       | 年月               | 金額       | 件数          | 備考                             |
|----------|------------------|----------|-------------|--------------------------------|
| インフルエンザ予 | 平成 27 年<br>1 月請求 | 2,068 千円 | 136 先 823 件 | 「旭川市インフルエンザ (B 類疾病) の予防接種委託料請求 |

|                |             |          |            |   |
|----------------|-------------|----------|------------|---|
| 防接種委託料         | 分           |          |            | 書」の計算チェックと「インフルエンザ接種委託料金内訳票」と「支出負担行為兼支出命令書（複数相手方内訳書）」の照合                                      |
| 乳幼児等予防接種委託料    | 平成26年7月請求分  | 30,392千円 | 48先3,442件  | 「旭川市乳幼児等予防接種委託料請求書」の計算チェックと「予防接種委託料金内訳票」と「支出負担行為兼支出命令書（複数相手方内訳書）」の照合                          |
| 肺炎球菌感染症予防接種委託料 | 平成26年12月請求分 | 12,641千円 | 141先2,220件 | 「旭川市高齢者の肺炎球菌感染症（B類疾病）の予防接種委託料請求書」の計算チェックと「高齢者の肺炎球菌感染症予防接種委託料金内訳票」と「支出負担行為兼支出命令書（複数相手方内訳書）」の照合 |

備考欄に記載した手続を行った結果、金額と件数は正しかった。

### ③委託料の決定方法および手続

予防接種の業務はその特殊性・専門性から医療機関でなければ実施できないため、市内の接種医の大部分が加入している旭川市医師会と随意契約している。

委託料は、健康推進課保健予防係において医科診療報酬等を参考として作成した積算書に基づき決定した予定価格と、旭川市医師会からの見積価格を比較した上で決定している。

6種類の予防接種について積算の内容を示すと次のとおりである。

(単位：円)

|       | 肺炎球菌感染症予防接種 | インフルエンザ予防接種 | インフルエンザ予防接種（予診のみ） | BCG   | ヒブワクチン | 小児用肺炎球菌ワクチン |
|-------|-------------|-------------|-------------------|-------|--------|-------------|
| 問診料等  | 2,820       | 1,700       | 1,700             | 2,700 | 2,700  | 2,700       |
| 乳幼児加算 | —           | —           | —                 | 750   | 750    | 750         |
| 注射料   | 330         | 330         | —                 | 330   | 330    | 330         |
| 手数料   | 150         | —           | —                 | 150   | 150    | 150         |
| ワクチン代 | 3,700       | 1,016       | —                 | 2,885 | 2,737  | 4,644       |
| 小計    | 7,000       | 3,046       | 1,700             | 6,815 | 6,667  | 8,574       |
| 消費税等  | 560         | 243         | 136               | 545   | 533    | 686         |

|     |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 調整額 |       | 1     | 4     |       |       |       |
| 合計  | 7,560 | 3,290 | 1,840 | 7,360 | 7,200 | 9,260 |

予定価格と見積価格は次のとおりである。

(単位：円)

| 予防接種名             | 予定価格   | 見積価格   | 契約先    |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 肺炎球菌感染症予防接種       | 7,560  | 7,560  | 旭川市医師会 |
| インフルエンザ予防接種       | 3,290  | 3,290  | 同上     |
| インフルエンザ予防接種（予診のみ） | 1,840  | 1,840  | 同上     |
| BCG               | 7,360  | 7,360  | 同上     |
| ヒブワクチン            | 7,200  | 7,200  | 同上     |
| 小児用肺炎球菌ワクチン       | 9,260  | 9,260  | 同上     |
| DPT 三種混合 3歳未満     | 6,560  | 6,560  | 同上     |
| DPT 三種混合 3歳以上6歳未満 | 5,250  | 5,250  | 同上     |
| DPT 三種混合 6歳以上     | 4,530  | 4,530  | 同上     |
| DPT-IPV 四種混合      | 11,260 | 11,260 | 同上     |
| ポリオ               | 10,120 | 10,120 | 同上     |
| 麻しん風しん 3歳未満       | 11,440 | 11,440 | 同上     |
| 麻しん風しん 3歳以上6歳未満   | 10,140 | 10,140 | 同上     |
| 麻しん風しん 6歳以上       | 9,420  | 9,420  | 同上     |
| 麻しん 3歳未満          | 7,770  | 7,770  | 同上     |
| 麻しん 3歳以上6歳未満      | 6,460  | 6,460  | 同上     |
| 麻しん 6歳以上          | 5,740  | 5,740  | 同上     |
| 風しん 3歳未満          | 7,790  | 7,790  | 同上     |
| 風しん 3歳以上6歳未満      | 6,490  | 6,490  | 同上     |
| 風しん 6歳以上          | 5,770  | 5,770  | 同上     |
| 二種混合（小学6年）0.1ml   | 4,280  | 4,280  | 同上     |
| 二種混合（小学6年）0.5ml   | 3,370  | 3,370  | 同上     |
| 二種混合（小学6年）1.0ml   | 3,200  | 3,200  | 同上     |
| 子宮頸がん予防ワクチン       | 15,570 | 15,570 | 同上     |
| 予診のみ              | 2,700  | 2,700  | 同上     |
| 風しん抗体検査           | 6,600  | 6,600  | 同上     |
| 麻しん風しん予防接種        | 5,650  | 5,650  | 同上     |

予定価格と見積価格がすべて一致しているのは積算が医科診療報酬および薬価（ワクチン代）によっているからである。

#### ④予防接種事故賠償責任保険の内容の検討

旭川市では毎年度約 700 千円の保険料を支払って「全国市長会予防接種事故賠償責任保険」に加入している。平成 26 年度には、前記の負担金・補助金の内容で記載したとおり、予防接種事故関係で 2 件の交付金を支払っているが、この保険による補償は受けていない。そこでこの保険の契約内容および保険金支払要件などを検討した。

|      |   |   |
|------|---|---|
| 名称   | 全国市長会予防接種事故賠償責任保険   |   |
| 被保険者 | 旭川市、旭川市長および旭川市から委託を受けて予防接種を行う医師                             |   |
| 保険期間 | 毎年 4 月 1 日午前 0 時から翌年 3 月 31 日午後 12 時まで                      |   |
| 保険料  | 保険加入時点の全住民数×1.90 円  |   |
| 契約先  | 全国市長会   |   |
| 幹事会社 | 損害保険ジャパン日本興亜(株)   |   |
| 保険内容 | 予防接種賠償責任保険 (A 保険)<br>法定救済措置費用保険 (B 保険)<br>行政措置災害補償保険 (C 保険) |   |
| A 保険 | 対象となる予防接種   | 法定接種および行政措置接種   |
|      | 対象となる損害   | 市が予防接種を実施する上での過失により、被接種者の身体もしくは生命を害した場合、市または市から委託を受けた医師が法律上の賠償責任を負担することで被る損害          |
|      | 対象とならない損害   | 被保険者の故意によって生じた賠償責任、被保険者の役職員が公務遂行中に被った身体障害によって生じた賠償責任、特別の約定により加重された賠償責任など              |
|      | 保険金 (てん補限度額)  | 1 事故につき 1 億円<br>保険期間中につき 5 億円 (住民数 20 万人以上 50 万人未満)                                   |
| B 保険 | 対象となる予防接種   | 法定接種  |
|      | 対象となる損害   | 法定予防接種の被接種者が死亡または身体障害を被った場合、市が予防接種法の規定に従って支出する費用                                      |
|      | 対象とならない損害   | 被保険者の故意によって生じた損害  |
|      | 保険金 (A 類疾病および臨時接種の場合)                                       | 死亡保険金 10,525 千円<br>障害保険金 障害等級 1 級 10,525 千円<br>障害等級 2 級 7,008 千円<br>障害等級 3 級 5,349 千円 |

|      |           |   |
|------|-----------|---|
| C 保険 | 対象となる予防接種 | 行政措置接種  |
|      | 対象となる損害   | 市が自らの行政措置に基づき実施する予防接種を受けた者が死亡または身体障害を被った場合、市が制定する「予防接種事故災害補償規程」に基づき負担する補償費用                 |
|      | 対象とならない損害 | 被保険者の故意によって生じた損害  |
|      | 補償保険金     | 死亡補償保険金 42,100 千円<br>障害補償保険金 障害等級 1 級 42,100 千円<br>障害等級 2 級 28,031 千円<br>障害等級 3 級 21,400 千円 |

予防接種事故賠償補償保険は予防接種実施上の過失に起因して被接種者の身体または生命が害された場合、予防接種法に基づき被保険者が行う予防接種を受け身体障害を被った場合若しくは死亡した場合、市独自の行政措置による予防接種に起因する事故が対象となっている。平成 26 年度の交付金がいずれも保険対象にならないのは、M氏は被接種者ではないのでどれにも該当せず、N氏は予防接種法に基づき行う予防接種を受け、被接種者が健康被害を受けているものの死亡するに至ることなく、また予防接種法に基づく救済措置による障害年金または障害児養育年金が給付されているような身体障害でもないためである。

#### (5) 監査結果

予防接種費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

### 7. 結核医療費公費負担事業費

#### (1) 概要

結核と診断された患者が安心して適正な医療を受けられるように、医療費の一部（あるいは全額）を公費で負担するものである。根拠法令等として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」および「旭川市感染症診査協議会条例」がある。医療費公費負担制度は次の 2 種類である。申請に基づき公費負担を行い、必要な場合は入院勧告（措置）・就業制限を行う。

#### ・一般患者に対する公費負担（法第 37 条の 2）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
（結核患者の医療）

第 37 条の 2 都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。

・入院勧告・入院措置患者に対する公費負担（法第 37 条）

|  |
|--|
| <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律<br/>         （入院患者の医療）<br/>         第 37 条 都道府県は、都道府県知事が第 19 条若しくは第 20 条（これらの規定を第 26 条において準用する場合を含む。）又は第 46 条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。</p> <p>一 診察<br/>         二 薬剤又は治療材料の支給<br/>         三 医学的処置、手術及びその他の治療<br/>         四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> |
|--|

このほか、感染症診査協議会（結核部会）の開催（月 2 回開催）、結核医療費の審査、支払事務の委託などを行っている。

（2）事業成果

結核医療費の公費負担の件数と金額の推移は次のとおりである。

|          | 平成 24 年度 |        | 平成 25 年度 |        | 平成 26 年度 |        |
|----------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
|          | 一般患者     | 入院勧告等  | 一般患者     | 入院勧告等  | 一般患者     | 入院勧告等  |
| 負担件数（件）  | 521      | 52     | 450      | 46     | 408      | 27     |
| 負担金額（千円） | 821      | 4, 825 | 739      | 6, 159 | 691      | 1, 446 |

（3）予算と決算

①歳入

特定財源となる歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 8, 000   | 6, 422   | 5, 446   |
| 決算 | 4, 566   | 3, 861   | 3, 222   |
| 増減 | 3, 433   | 2, 560   | 2, 223   |

決算の内容は次のとおりである。

（単位：千円）

| 科目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 国庫支出金 ※ | 4, 566   | 3, 861   | 3, 222   |
| 合計      | 4, 566   | 3, 861   | 3, 222   |

※ 平成 26 年度国庫支出金には平成 25 年度結核医療費の追加交付 1, 186 千円を含んでいる。結核の公費は 3 月から 2 月が一年度となり、公費の請求を受けるのは診療月の 2 か月後であり、年度最終の 2 月診療分の請求は 4 月に受けることになる。補助金申請の流れは 4 月に概算による交付申請、6 月に概算による交付決定、1 月に変更交付申請、3 月に概算による支給、5 月に実績報告、7 月に交付額確定となるので、翌年度に確定

分の追加交付または返還が発生する。

## ②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 12,029   | 10,221   | 8,186    |
| 決算  | 7,161    | 8,665    | 2,721    |
| 不用額 | 4,867    | 1,555    | 5,464    |

命令入所者の件数および金額が当初見込みより大幅に少なかったため不用額が多額に発生した。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 報酬      | 462      | 485      | 515      |
| 需用費     | 68       | 62       | 23       |
| 役務費     | 14       | 5        | 8        |
| 委託料     | 46       | 40       | 35       |
| 使用料・賃借料 | 38       | —        | —        |
| 備品購入費   | —        | 577      | —        |
| 扶助費     | 5,646    | 6,899    | 2,138    |
| 償還金     | 884      | 594      | —        |
| 合計      | 7,161    | 8,665    | 2,721    |

## (4) 追加監査手続

平成 26 年度の報酬の内容について検討した。平成 26 年度の報酬は 515,900 円で、これを報酬額 7,700 円/日で割ると 67 人になる。一方平成 26 年度に開催された感染症診査協議会結核部会の開催日は 21 回で延べ 93 人出席である。差の 26 人について原因を調べたところ、結核部会の委員である市立旭川病院に勤務する医師への報酬（20 回出席）については款：衛生費、項：病院費、目：病院整備費において病院事業会計への繰出金として支出されていた。これは、病院事業会計などの地方公営企業法が適用される事業の特別会計に対する繰出しについては、独立採算の原則から補助金・負担金などに限定されているため、各事業の繰出金に計上せず、総合政策部（財政課）が庁内分を一括して「病院事業会計負担金」などとして病院事業会計へ支出することとしているためである。保健総務課が担当している急病対策費の小児救急医療センター化に要する経費

が上記同様「病院事業会計負担金」に計上されている。

また、平成 27 年 3 月 12 日と 3 月 26 日開催分の報酬のうち延べ 6 人分（3 名×2 回）については平成 27 年度予算で支出済となっており、これは平成 26 年度予算で支出すべきところであるものの、出納整理期間（5 月 31 日まで）を過ぎていたため平成 27 年度での支出となった。支出が遅れた理由は、予算残額が不足していたため流用手続きが財政課で完了してから起票する予定であったものの、流用完了の確認をしないまま年度末の異動の辞令があり、後任者への支払いの引き継ぎを失念したためである。平成 27 年度になって平成 26 年度予算執行状況を確認したところ、3 月分委員報酬の未払いが判明したため、平成 27 年度予算から支出したものである。

#### （5）監査結果

結核医療費公費負担事業費の支出に関しては、次の【指摘】を除き特に指摘すべき事項はない。

##### 【指摘】業務の適切な引き継ぎについて

平成 26 年度分の委員への報酬の一部が平成 27 年度で処理されている。遅れた理由は人事異動の際に報酬の支払いについて後任者への引き継ぎを失念したためである。今後、業務の引き継ぎは適切に行うようにしなければならない。

## 8. 歯科保健推進費

### (1) 概要

生涯にわたって歯の健康を維持するため、国が提唱している 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とした「8020 運動」を推進する。幼児から大人まで広く住民の口腔衛生意識の普及啓発に係る各種歯科保健事業を実施する。

具体的には、歯周病ケア普及歯科健診、歯の健康キャンペーン、親子のよい歯のコンクール、健康診査・健康相談・健康教育、パネル・ポスター展、上川中部地域歯科保健推進協議会に対する負担金、幼児むし歯予防（フッ素洗口）事業補助金などである。

### (2) 事業成果

健診受診者とキャンペーン来場者数の推移は次のとおりである。

| 区分            |      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------|------|----------|----------|----------|
| 健診受診者         | 節目年齢 | 56 人     | 40 人     | 54 人     |
|               | 妊産婦  | 214 人    | 344 人    | 404 人    |
| 歯の健康キャンペーン来場者 |      | 2,035 人  | 1,708 人  | 1,852 人  |

健康診査、健康相談および健康教育の実施状況は次のとおりである。

| 区分   |    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----|----------|----------|----------|
| 健康診査 | 回数 | 141 回    | 142 回    | 142 回    |
|      | 人数 | 4,870 人  | 4,391 人  | 4,003 人  |
| 健康相談 | 回数 | 98 回     | 113 回    | 121 回    |
|      | 人数 | 506 人    | 467 人    | 462 人    |
| 健康教育 | 回数 | 32 回     | 26 回     | 20 回     |
|      | 人数 | 428 人    | 313 人    | 220 人    |

幼児むし歯予防（フッ素洗口）の実施状況は次のとおりである。

|       | 平成 24 年度 |         | 平成 25 年度 |         | 平成 26 年度 |         |
|-------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
|       | 施設数      | 実施人数    | 施設数      | 実施人数    | 施設数      | 実施人数    |
| 幼稚園   | 20       | 1,797 人 | 20       | 1,631 人 | 20       | 1,584 人 |
| 保育所・園 | 18       | 738 人   | 21       | 800 人   | 21       | 761 人   |
| 合計    | 38       | 2,535 人 | 41       | 2,431 人 | 41       | 2,345 人 |

(3) 予算と決算

①歳入

特定財源となる歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 127      | 127      | 126      |
| 決算 | 77       | 118      | 186      |
| 増減 | 49       | 9        | △60      |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目   | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 道支出金 | 77       | 118      | 186      |
| 合計   | 77       | 118      | 186      |

②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 当初予算     | 4,635    | 5,113    | 5,093    |
| 補正・流用後予算 | 4,720    | —        | 5,379    |
| 決算       | 4,717    | 5,058    | 5,379    |
| 不用額      | 3        | 54       | 0        |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 報酬      | 1,612    | 1,612    | 1,612    |
| 旅費      | 75       | 72       | 78       |
| 需用費     | 250      | 228      | 252      |
| 役務費     | 129      | 128      | 129      |
| 委託料     | 888      | 1,256    | 1,545    |
| 負担金・補助金 | 1,760    | 1,760    | 1,760    |
| 合計      | 4,717    | 5,058    | 5,379    |

平成 26 年度における委託料の主なものと負担金・補助金の内容は次のとおりである。

| 委託/負担/補助              | 相手先             | 金額       | 備考        |
|-----------------------|-----------------|----------|-----------|
| 歯周病ケア普及歯科健診業務委託       | 旭川歯科医師会         | 1,545 千円 | 3,854 円/件 |
| 上川中部地域歯科保健推進協議会運営費負担金 | 上川中部地域歯科保健推進協議会 | 760 千円   |           |
| 幼児むし歯予防（フッ素洗口）事業補助金   | 旭川歯科医師会         | 1,000 千円 |           |

#### （４）追加監査手続

歯周病ケア普及歯科健診に係る委託料の決定方法および手続について調査した。

当該委託業務は医療機関においてのみ実施可能であることから、市内の歯科医師の大部分が加入している旭川歯科医師会を一者特命で随意契約としている。

1 件当りの予定価格は歯科診療報酬の単価を参考に以下のように積算された。

| 内訳         | 金額         |
|------------|------------|
| 歯科初診料      | 2,180 円    |
| 歯周組織検査     | 1,200 円    |
| 事務手数料      | 189 円      |
| 小計         | 3,569 円    |
| 消費税及び地方消費税 | 285.52 円   |
| 合計         | 3,854.52 円 |

健(検)診は自由診療であるため必ずしも診療報酬単価と一致しなければならないものではない。しかし、旭川市としてはこの単価を参考にしながら積算を行っている。具体的には診療報酬単価をベースとしながら、従前の委託料（見積額）との兼ね合いや予算の制約等を考慮しながら一定の単価調整を行い積算根拠としている。なお、上記の事務手数料は委託料の請求時に提出を必須としている「健診票」の作成および送付に係る費用である。

見積合わせの結果は次のとおりである。

| 検診名         | 予定価格       | 見積価格    | 契約先     |
|-------------|------------|---------|---------|
| 歯周病ケア普及歯科健診 | 3,854.52 円 | 3,854 円 | 旭川歯科医師会 |

予定価格の端数をカットした額が見積価格となっている。

#### （５）監査結果

歯科保健推進費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

## 9. 難病相談支援費

### (1) 概要

難病患者等に対する相談・支援等により、疾病や療養生活への不安の軽減と生活の質の向上を図る。難病患者団体への事業補助により、難病患者や家族が抱えている療養上、日常生活での悩みや不安の解消を図る。

具体的には、難病相談（来所または電話相談）、家庭訪問による指導、難病患者連絡会議の実施、自助グループ・患者団体への療養支援などのほか、北海道が実施する特定医療費（指定難病）支給に係る申請受付等を行う。

### (2) 事業成果

主な事業実績は次のとおりである。

| 区分               | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 難病相談             | 140 件    | 106 件    | 164 件    |
| 家庭訪問指導           | 19 回     | 10 回     | 23 回     |
| 北海道難病連旭川支部事業費の助成 | 710 千円   | 710 千円   | 710 千円   |
| 特定疾患治療研究事業等申請受付  | 7,760 件  | 7,782 件  | 8,802 件  |

### (3) 予算と決算

#### ①歳入

特定財源となる歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 4,586    | 5,092    | 5,633    |
| 決算 | 5,092    | 5,611    | 6,513    |
| 増減 | △506     | △519     | △880     |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目   | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 道支出金 | 5,092    | 5,611    | 6,513    |
| 合計   | 5,092    | 5,611    | 6,513    |

## ②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 当初予算     | 5,771    | 5,902    | 5,858    |
| 補正・流用後予算 | —        | —        | 6,382    |
| 決算       | 5,696    | 5,584    | 6,382    |
| 不用額      | 74       | 317      | 0        |

特に記すべき事項はない。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 報酬 ※1   | 3,225    | 3,225    | 3,225    |
| 賃金      | 670      | 538      | 656      |
| 旅費      | 220      | 139      | 188      |
| 需用費     | 157      | 162      | 205      |
| 役務費 ※2  | 699      | 727      | 1,316    |
| 使用料・賃借料 | 11       | 80       | 80       |
| 負担金・補助金 | 710      | 710      | 710      |
| 合計      | 5,696    | 5,584    | 6,382    |

※1 報酬は嘱託職員 2 名分である。

※2 平成 26 年度の役務費増加理由は難病新法の成立に伴い、特定疾患医療受給者への関係書類の送付回数が例年より 1 回増えたための通信運搬費の増である。

## (4) 監査結果

難病相談支援費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

### 10. 精神障害者バス料金助成事業費

#### (1) 概要

精神障害者は就労者が少なく、経済的に交通費の負担が厳しい状況の下にある。またひきこもりがちな者が多いことから、社会参加を促し交流の機会を増やす。

具体的には精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、年間 3,000 円分のバス料金助成を行う。

バス料金助成希望者は、バス乗車券または給付券のいずれかを選択する。バス乗車券は、道北バス、北海道中央バスおよび空知中央バスの各バス会社の中から選択し、給付券は旭川電気軌道の IC カードの購入あるいは IC カードへの入金に利用できるものである。また、給付券の有効期限は平成 26 年 3 月 31 日である。

なお、この事業は平成 26 年度からは福祉保険部障害福祉課へ移管し、「障害者バス利用促進補助金事業」として実施されている。これは精神障害者保健福祉手帳所持者に対する市内区間のバス料金の半額化を行うものである。

## (2) 事業成果

主な事業実績は次のとおりである。

| 区分         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| バス乗車券等交付者数 | 1,323 人  | 1,357 人  | —        |

## (3) 予算と決算

### ①歳入

この事業に係る特定財源としての歳入はない。

### ②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 当初予算     | 3,993    | 4,317    | —        |
| 補正・流用後予算 | —        | 4,122    | —        |
| 決算       | 3,755    | 3,865    | —        |
| 不用額      | 237      | 256      | —        |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 需用費   | 8        | 7        | —        |
| 扶助費 ※ | 3,747    | 3,858    | —        |
| 合計    | 3,755    | 3,865    | —        |

※ 平成 25 年度の扶助費は 3 千円×1,286 人である。

## (4) 追加監査手続

扶助費の人数 1,286 人と交付者数 1,357 人との不一致内容は次のとおりである。

| 項目             | 人数      | 備考              |
|----------------|---------|-----------------|
| 扶助費の人数         | 1,286 人 |                 |
| 平成 24 年度からの繰越分 | 26 人    |                 |
| 電気軌道給付券未交換者分   | 49 人    | 給付券を交付したものの有効期限 |

|                |         |                                    |
|----------------|---------|------------------------------------|
|                |         | までに I C カードの購入・入金に使用されなかったもの       |
| バス乗車券等交換に伴う返還分 | 2 人     | バス乗車券を申請・取得したものの、後日給付券への変更希望があったもの |
| 未交付残分          | △6 人    | 未交付で残った 18,000 円分                  |
| 交付者数           | 1,357 人 |                                    |

上記の未交付残分の処理について調査した。

バス会社ごとの残は次のとおりである。

| バス会社    | 冊数 | 金額       | 備考                                     |
|---------|----|----------|--|
| 北海道中央バス | 6  | 6,000 円  | 1,000 円 (100 円券 11 枚綴) × 6 冊、6,600 円   |
| 空知中央バス  | 12 | 12,000 円 | 1,000 円 (100 円券 11 枚綴) × 12 冊、13,200 円 |

旭川市精神障害者バス料金助成事業が平成 26 年 3 月 31 日で終了したことから、未交付分のバス回数乗車券の払い戻しを受けようとした。北海道中央バスは手数料 (1,000 円につき 200 円) を差し引いて 4,800 円払戻し、空知中央バスは表紙を切り離しているため払戻し不可とされ、市役所内の他部署 (福祉保険部保護第 3 課) で利用するため譲渡した。

これに関して、平成 26 年 5 月 19 日に払い戻しを受けた 4,800 円は平成 26 年度の歳入 (款/項/目/節=諸収入/雑入/雑入/その他の収入) とし、平成 26 年 5 月 26 日に譲渡した 12,000 円分については起案書による決裁はあるものの、換金性がなく、公有財産や物品とは性質の異なるものであるため会計処理はしていない。

#### (5) 監査結果

精神障害者バス料金助成事業費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、検討事項として次の【意見】がある。

##### 【意見】 終了した事業に関する会計処理について

終了した事業に係る会計処理は、当該終了年度の決算で会計処理すべきである。

平成 25 年度にて終了する精神障害者バス料金助成事業に係るバス券の払い戻しは、出納整理期間内の事象でもあるので、平成 25 年度決算において歳入とするのが正しかったと考える。

##### 【意見】 払戻しに手数料を要する乗車券等の扱いについて

払戻しに手数料を要する乗車券等については、払戻しを行う前に市役所内の他部署での使用を検討すべきである。上記ケースの場合、6,000 円分のバス券が払戻手数料 1,200 円控除され 4,800 円入金されている。他部局で使用すれば払戻手数料分の減額は不要で

あった。

### 第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査

#### 1. 備品等の棚卸

健康推進課が管理している備品等について、備品管理台帳等に基づいて現物棚卸を行った。その結果、次の不備が発見された。

#### 【指摘】備品の不備事項

##### ①備品番号シールが貼られていないもの

| 備品番号                    | 品名    | 規格等                                  | 場所         |
|-------------------------|-------|--------------------------------------|------------|
| 0021396<br>旧個別 No. 0009 | 歯科治療器 | オサダ BL-30・2 型用 標準<br>コントラヘッド CH07    | 第二庁舎 3 階倉庫 |
| 0021397<br>旧個別 No. 0015 | 歯科治療器 | オサダ BL-30・2 型用 等速<br>コントラシャンク CS-132 | 第二庁舎 3 階倉庫 |

上記については今後の使用見込を検討し、使用見込があればシールの貼り付け、使用見込がなければしかるべき手続を経て返納処理を行うべきである。監査実施中に備品異動申請を行った。なお、シールを貼り付ける場合に、当該治療器に直接貼ることが衛生上不適切であれば、治療器のケースにシールを貼る方法が考えられる。

##### ②現物を廃棄済みで備品一覧に掲載されているもの

| 備品番号                    | 品名      | 規格等                                   | 場所      |
|-------------------------|---------|---------------------------------------|---------|
| 0021038<br>旧個別 No. 0111 | 普通乗用自動車 | 旭川 500せ 2629 トヨタプリ<br>ウス NHW-11-AEEEB | こころの健康係 |

上記については、不用品処分依頼書にて平成 27 年 7 月に売却処分されていることを確認した。速やかに廃棄登録すべきである。

##### ③現物はあるが使用されていないもの

| 備品番号                          | 品名          | 規格等                               | 場所                 | 備考  |
|-------------------------------|-------------|-----------------------------------|--------------------|-----|
| 0021348<br>0021349<br>0021350 | 案内掲示板       | ウチダ 壁掛けタイプ                        | 第二庁舎 3 階倉庫         | 3 台 |
| 0021400<br>0021401<br>0021402 | その他の医療用機械器具 | 蘇生オキシゲン 酸素ポン<br>ベ                 | 第二庁舎 3 階診察室 1 書棚下段 | 3 台 |
| 0021396                       | 歯科治療器       | オサダ BL-30・2 型用 標準コ<br>ントラヘッド CH07 | 第二庁舎 3 階倉庫         | 1 台 |

|         |       |                                      |                |     |
|---------|-------|--------------------------------------|----------------|-----|
| 0021397 | 歯科治療器 | オサダ BL-30・2 型用 等速コ<br>ントラクション CS-132 | 第二庁舎 3 階倉<br>庫 | 1 台 |
| 0021398 | 歯科治療器 | 歯髄電気診断器（デントテス<br>ター）メディソン社 PB-08     | 第二庁舎 3 階倉<br>庫 | 1 台 |
| 0021399 | 歯科治療器 | 技工用マイクロエンジン オ<br>サダ BL-30.2 本体机上     | 第二庁舎 3 階倉<br>庫 | 1 台 |

上記については今後の使用見込を検討して、使用見込がなければしかるべき手続を経て返納処理を行うべきであり、監査実施中に備品異動申請を行った。

## 2. 預金および金券類の実査

健康推進課において管理している次の預金および金券類を実査した。

| 担当係     | 内容                                    | 結果  |
|---------|---------------------------------------|---|
| こころの健康係 | 旭川精神衛生協会の預金通帳（普通預金<br>2 口座、定期預金 1 口座） | 預金通帳は係長、銀行印は<br>課長が管理している。<br>平成 27 年 3 月 31 日の残高<br>は旭川精神衛生協会の決算<br>書に計上されている金額と<br>一致した。                      |
| 健康推進係   | 上川中部地域歯科保健推進協議会の預<br>金通帳              | 銀行印は課長（協議会事務<br>局長）、預金通帳は担当係が<br>管理している。<br>平成 27 年 3 月 31 日の残高<br>は上川中部地域歯科保健推<br>進協議会の決算書に計上さ<br>れている金額と一致した。 |
| 保健予防係   | H I V 抗体検査のための北海道収入証<br>紙             | 実査日（平成 27 年 10 月 21<br>日）現在の残高は管理簿の<br>残高と一致した。   |

北海道収入証紙の残金額と金種別の枚数は次のとおりである。

|             |           |     |
|-------------|-----------|-----|
| 合計 17,600 円 | 2,000 円証紙 | 8 枚 |
|             | 300 円証紙   | 1 枚 |
|             | 200 円証紙   | 4 枚 |
|             | 100 円証紙   | 4 枚 |
|             | 50 円証紙    | 2 枚 |

これを 4 つの封筒に分けて保管している。

|         |   |                          |         |   |                          |
|---------|---|--------------------------|---------|---|--------------------------|
| 4,550 円 | 2,000 円証紙<br>200 円証紙<br>100 円証紙<br>50 円証紙 | 2 枚<br>2 枚<br>1 枚<br>1 枚 | 4,550 円 | 2,000 円証紙<br>200 円証紙<br>100 円証紙<br>50 円証紙 | 2 枚<br>2 枚<br>1 枚<br>1 枚 |
| 4,400 円 | 2,000 円証紙<br>300 円証紙<br>100 円証紙           | 2 枚<br>1 枚<br>1 枚        | 4,100 円 | 2,000 円証紙<br>100 円証紙                      | 2 枚<br>1 枚               |

これは速やかに払い出しができるように検査手数料に合わせて証紙を準備しているためであり、従来は検査料 1 回 4,400 円を 4 口分残にしていたものを、平成 26 年度から検査手数料が 1 回 4,400 円から 1 回 4,550 円に値上がりになったことにより上記のような分け方になって現在に至っている。

保健予防係で記載している「北海道収入証紙受払簿」によると、最近の購入と払出および残高の動きは次のとおりである。

(単位：円)

| 年月日               | 購入     | 払出     | 残高     | 購入先/ 払出先 |
|-------------------|--------|--------|--------|----------|
| 平成 25 年 11 月 20 日 | —      | 4,400  | 13,200 | 道立衛生研究所  |
| 平成 25 年 11 月 22 日 | 18,000 | —      | —      | 食品衛生協会   |
|                   | —      | 18,000 | 13,200 | 道立衛生研究所  |
| 平成 25 年 12 月 5 日  | 4,400  | —      | 17,600 | 食品衛生協会   |
| 平成 26 年 2 月 24 日  | —      | 4,400  | 13,200 | 道立衛生研究所  |
| 平成 26 年 2 月 26 日  | 18,000 | —      | —      | 食品衛生協会   |
|                   | —      | 18,000 | 13,200 | 道立衛生研究所  |
| 平成 26 年 3 月 13 日  | 4,400  | —      | 17,600 | 食品衛生協会   |

平成 25 年 11 月 22 日と平成 26 年 2 月 26 日は検査料 18,000 円の特種検査があったため、当日 10,000 円、5,000 円、3,000 円の証紙各 1 枚を購入して払出したものである。

平成 25 年 11 月 20 日は通常検査に 2,000 円と 200 円の証紙を各 2 枚払出し、平成 25 年 12 月 5 日に補充している。平成 26 年 2 月 24 日は通常検査に 2,000 円の証紙 2 枚、300 円と 100 円の証紙を各 1 枚払出し、平成 26 年 3 月 13 日に補充している。

平成 26 年 3 月 13 日以降、実査日（平成 27 年 10 月 21 日）まで全く動きがない。

収入証紙の適正在庫としては、H I V 抗体検査は平日の日中だけに実施するとは限らず、平日の夜間、休日に行う場合もあり、さらに収入証紙購入料金の通常の事務手続きが 1 週間以上の期間を要すること、および過去の例から 1 週間に 2 回の検査があったことを踏まえ、4 セット分 (4,550 円/回×4 回=18,200 円) が必要としてきたとのことである。

**【意見】** 収入証紙の適正在庫について

H I V抗体検査に係る収入証紙の適正在庫は、上記のとおり 4 セット分 (4,550 円/回×4 回=18,200 円) のところ、平成 26 年 3 月 13 日以降現在まで在庫は 17,600 円であり、600 円不足の状態が長期間継続している。

しかしながら、近時の検査実績を踏まえ適正在庫を再検討し、それに合致した在庫とすべきである。

## 第5章 保健指導課の業務について

### 第1 監査対象事業

保健指導課が担当している事業で平成26年度の当初予算が1,000千円以上の事業は次のとおりである。

(単位：千円)

| 事業名             | 担当係       | 当初予算   |
|-----------------|-----------|--------|
| 1. 食生活改善地区組織活動費 | 栄養係       | 1,014  |
| 2. 栄養改善推進費      | 栄養係       | 2,563  |
| 3. 保健事業費        | 地域保健第1・2係 | 7,475  |
| 4. 肝炎ウイルス検診費    | 地域保健第1・2係 | 36,666 |

予算に補正または他事業費からの流用がある場合は、後述の各事業において補正・流用後予算（予算現額）を記載している。

### 第2 事業費の監査

#### 1. 食生活改善地区組織活動費

##### (1) 概要

昭和53年厚生省通知「国民の健康づくり地方推進事業について」の中の「国民の健康づくり地方推進事業実施要綱」に基づき、地域住民による自主的な食生活の改善を中心として健康づくりの普及啓発活動を推進するため、食生活改善推進員の養成および推進員により構成される地区組織の活動支援を行う。

具体的な活動は次のとおりである。

##### ①食生活改善地域講習会

食生活改善推進員の自主的な実践活動の場として、また食生活改善活動の一つとして、各地域で住民向け講習会を開催する。当講習会業務は、食生活改善推進員により構成される団体である旭川食生活改善協議会に委託している。

##### ②食生活改善推進員の依頼

活動継続者および養成講座修了者に食生活改善推進員としての活動依頼を行う。

##### ③食生活改善推進員養成講座

新たな食生活改善推進員を養成するため、推進員として必要な知識や技術を身に付けるための6日間の講座を開催する。

##### ④食生活推進員再教育講座

食生活改善活動を展開していく上で必要な知識や技術に関する講座を開催し、推進員の資質向上を図る。

##### ⑤旭川食生活改善協議会の活動支援

食生活改善推進員により構成される地区組織である「旭川食生活改善協議会」の理事会や総会・研修会などに出席し、活動支援を行う。

(2) 事業成果

活動実績は次のとおりである。

|                |      | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   | 平成 26 年度   |
|----------------|------|------------|------------|------------|
| ①食生活改善地域講習会    | 市民   | 593 人/30 回 | 517 人/25 回 | 506 人/24 回 |
|                | 未就学児 | 438 人/10 回 | 491 人/15 回 | 528 人/16 回 |
| ②食生活改善推進員の就任依頼 | 継続者  | 146 人      | 137 人      | 123 人      |
|                | 修了者  | 16 人       | 6 人        | 8 人        |
|                | 合計   | 162 人      | 143 人      | 131 人      |
| ③食生活改善推進員養成講座  | 受講者  | 17 人       | 8 人        | 8 人        |
|                | 修了者  | 16 人       | 7 人        | 8 人        |
| ④食生活改善推進員再教育講座 |      | 130 人/2 回  | 144 人/2 回  | 137 人/2 回  |

(3) 予算と決算

①歳入

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 144      | 120      | 117      |
| 決算 | 118      | 104      | 104      |
| 増減 | 25       | 15       | 13       |

上記推移のとおり、著しい増減はない。

歳入は諸収入であり、地域講習会または養成講座参加者から調理教材費として 1 人 200 円を徴収する。

②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 1,064    | 1,032    | 1,014    |
| 決算  | 1,005    | 922      | 927      |
| 不用額 | 58       | 109      | 86       |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 報償費       | 17       | 17       | 6        |
| 消耗印刷費     | 280      | 202      | 236      |
| 通信運搬費     | 43       | 37       | 25       |
| 委託料       | 630      | 630      | 628      |
| 使用料および賃借料 | 34       | 34       | 31       |
| 歳出合計      | 1,005    | 922      | 927      |

上記推移のとおり、著しい増減はない。

委託料はすべて、食生活改善地域講習会実施業務委託料である。

#### (4) 監査結果

食生活改善地区組織活動費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、検討事項として次の【意見】がある。

##### 【意見】1 者特命随意契約における予定価格設定の必要性について

食生活改善地域講習会業務は、1 者特命随意契約により、旭川食生活改善協議会に委託している。

第3章保健総務課と同様に、1 者特命随意契約をするにあたり、保健指導課では予定価格を設定し、委託先との見積り合わせを行っている。しかし、この見積り合わせでの予定価格の設定は、事前に委託先より参考見積りを徴収して行っていることから、予定価格と委託先の見積価格は一致する。

見積り合わせを行っても必ず一致する予定価格の設定をする必要があるのか、事務効率化を図ることができないか検討すべきと考える。予定価格を設定して見積り合わせを行うことよりも、まず委託先より見積価格の提示を受け、その内容を検討する手続を規定する方が機能的と考える。同様の【意見】である第3章 68 頁を参照。

## 2. 栄養改善推進費

### (1) 概要

健康増進法、栄養士法、調理師法その他の関係法令に基づく各種事業を実施し、市民の健康の保持増進を図る。

具体的な活動は次のとおりである。

#### ①離乳食教室の開催

4ヶ月から1歳児を持つ保護者を対象に、月齢に応じて離乳食を進められるよう支援する。

②栄養士研修事業

職域栄養士を対象とした研修を実施するとともに、管理栄養士養成施設の学生実習を受け入れる。

③国民健康・栄養調査

国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため、国から地区指定があった場合に調査を実施する。

④給食施設指導

特定給食施設等に対し、適正な栄養管理棟について巡回指導を行うとともに、給食担当者を対象とした研修会を実施する。

⑤各種免許受付進達事務

調理師・栄養士・管理栄養士の申請等の受理・交付事務および養成施設に関する届出受理事務を行う。

⑥表彰関係事業

長年保健衛生に貢献し功績が顕著である方等を表彰する。

⑦栄養表示制度の支援

健康増進法に基づき、栄養成分や健康の保持増進に関する表示が適正に行われるよう支援等を行う。

(2) 事業成果

①歳入の内容

歳入は栄養士法および調理師法施行事務等委託金である。これは栄養士法または調理師法に従い、北海道知事に提出する書類について旭川市保健所を経由することに対して北海道が旭川市に支出する事務の委託金である。

調理師法施行事務取扱件数は次のとおりである。

|              |                           | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------|---------------------------|----------|----------|
| 調理師試験受験願書の経由 |                           | 127      | 115      |
| 免許申請         | 調理師免許申請書の経由               | 73       | 63       |
|              | 調理師名簿訂正・調理師免許証書換え交付申請書の経由 | 12       | 15       |
|              | 調理師免許証再交付申請書の経由           | 13       | 21       |
|              | 合計                        | 98       | 99       |
| 養成施設         | 養成施設の指定申請書の経由             | —        | —        |
|              | 指定養成施設の内容承認申請書の経由         | —        | —        |
|              | 指定養成施設の内容変更及び廃止の届出の経由     | —        | —        |
|              | 指定養成施設の入所及び卒業の届出の経由       | 1        | 1        |
| 合計           |                           | 1        | 1        |

栄養士法施行事務取扱件数は次のとおりである。

|               |                           | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------|---------------------------|----------|----------|
| 栄養士           | 栄養士免許申請書の経由               | 45       | 53       |
|               | 栄養士名簿訂正・栄養士免許証書換え交付申請書の経由 | 23       | 26       |
|               | 栄養士免許証再交付申請書の経由           | —        | 1        |
|               | 合計                        | 68       | 80       |
| 管理栄養士         | 管理栄養士免許申請書の経由             | 10       | 26       |
|               | 管理栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書の経由  | 9        | 11       |
|               | 管理栄養士免許証再交付申請書の経由         | —        | 1        |
|               | 合計                        | 19       | 38       |
| 指定養成施設の届出書の経由 |                           | 1        | 1        |

## ②事業実績

概要で記載した①から⑦の活動ごとの実績は次のとおりである。

|            |                           | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   | 平成 26 年度   |           |
|------------|---------------------------|------------|------------|------------|-----------|
| ①離乳食教室の開催  | 前期                        | 183 人/5 回  | 189 人/5 回  | 192 人/5 回  |           |
|            | 後期                        | 104 人/4 回  | 126 人/4 回  | 110 人/4 回  |           |
| ②栄養士研修事業   | 栄養士研修会                    | 41 人/1 回   | 38 人/1 回   | 149 人/1 回  |           |
|            | 管理栄養士養成施設学生 保健所実習         | 8 人/5 日    | 7 人/5 日    | 8 人/5 日    |           |
| ③国民健康・栄養調査 |                           | 62 人/30 世帯 | 18 人/11 世帯 | 17 人/10 世帯 |           |
| ④給食施設指導    | 巡回指導                      |            | 159 施設     | 119 施設     | 141 施設    |
|            | 給食従事者研修会                  |            | 195 人/1 回  | 192 人/1 回  | 178 人/1 回 |
|            | 特定給食施設各種届出の受理             | 開始         | 3 件        | 1 件        | 6 件       |
|            |                           | 変更         | 13 件       | 1 件        | 3 件       |
|            |                           | 廃止         | — 件        | — 件        | 3 件       |
|            | 特別な栄養管理が必要な施設の指定          |            | — 件        | — 件        | — 件       |
|            | 多数給食施設各種届出の受理 (平成 24 年度～) | 開始         | 53 件       | — 件        | 5 件       |
|            |                           | 変更         | — 件        | 1 件        | 2 件       |
| 廃止         |                           | — 件        | — 件        | 1 件        |           |
| ⑤各種免許等の申請  | 調理師                       | 願書提出       | 168 件      | 127 件      | 115 件     |
|            |                           | 免許申請       | 124 件      | 99 件       | 101 件     |

|             |                            |      |      |      |      |
|-------------|----------------------------|------|------|------|------|
| 届出事務        | 栄養士                        | 免許申請 | 71 件 | 68 件 | 80 件 |
|             | 管理栄養士                      | 免許申請 | 31 件 | 19 件 | 38 件 |
|             | 養成施設届出                     |      | 2 件  | 2 件  | 2 件  |
| ⑥表彰関係<br>事業 | 厚生労働大臣表彰                   |      | —    | —    | —    |
|             | 北海道社会貢献賞                   |      | 2 人  | 2 人  | 2 人  |
|             | 保健所長表彰                     |      | 3 人  | 4 人  | 3 人  |
| ⑦栄養表示<br>制度 | 栄養表示に関する問い合わせ<br>および指導（企業） |      | 7 件  | 4 件  | 12 件 |

各種免許等の申請届出事務（⑤）のうち、免許関係申請については、歳入の栄養士法および調理師法施行事務に対応するものである。

### （3）予算と決算

#### ①歳入

予算と決算の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 766      | 761      | 690      |
| 決算 | 566      | 537      | 432      |
| 増減 | 199      | 223      | 257      |

上記推移のとおり、著しい増減はない。

最近 3 年度の歳入推移は、次のとおりである。

（単位：千円）

|       |               | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|---------------|----------|----------|----------|
| 国庫支出金 | 国民健康・栄養調査費委託金 | 451      | 426      | 312      |
| 道支出金  | 栄養士法施行事務等委託金  | 115      | 111      | 120      |
| 合計    |               | 566      | 537      | 432      |

#### ②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 2,689    | 2,656    | 2,563    |
| 決算  | 2,399    | 2,349    | 2,214    |
| 不用額 | 289      | 306      | 348      |

平成 26 年度については、委託料の予算が 305 千円であったのに対して、決算が 122 千円であり、不用額が 182 千円となった。委託料については、調理実習室排水および排気設備清掃業務委託料 136 千円、国民健康・栄養調査の血液検査委託料 168 千円の予算を設定していたものの、決算は調理実習室排水および排気設備清掃業務委託料 97 千円、国民健康・栄養調査の血液検査委託料 25 千円であった。これは、国が指定する国民健康・栄養調査の指定地区が予定よりも少なかったことによる。

最近 3 年度の事業費の実績の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 報酬        | 96       | 96       | 55       |
| 賃金        | 1,491    | 1,493    | 1,492    |
| 報償費       | 71       | 69       | 45       |
| 旅費        | 201      | 171      | 188      |
| 消耗印刷費     | 256      | 254      | 225      |
| 修繕料       | 2        | —        | —        |
| 通信運搬費     | 63       | 50       | 56       |
| 手数料       | 22       | 21       | 18       |
| 委託料       | 181      | 187      | 122      |
| 使用料および賃借料 | 4        | 2        | 9        |
| 負担金       | 8        | —        | —        |
| 合計        | 2,399    | 2,349    | 2,214    |

上記推移のとおり、著しい増減はない。

#### (4) 追加監査手続

##### ①給食施設指導

給食施設指導の実施状況を確認した。

旭川市内の給食施設のうち、特定給食施設（継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を提供している施設）は健康増進法に基づき、多数給食施設（特定給食施設以外で継続的に 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を提供している施設）は多数給食施設設置等届出要綱に基づいて、保健所へ給食事業開始の届出をしなければならない。

この届出をもとに市内給食施設を把握し、旭川市特定給食施設等指導実施要綱に基づいて、施設種別や規模により毎年または隔年または 3 年おきのサイクルで巡回指導を実施している。なお、平成 27 年度からはサイクルを見直し、隔年で巡回指導を実施することとしている。

巡回指導実施結果は次のとおりである。

|           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 対象施設数     | 220 施設   | 216 施設   | 215 施設   |
| 巡回指導実施施設数 | 159 施設   | 119 施設   | 141 施設   |
| 実施率       | 72.3%    | 55.1%    | 65.6%    |
| 指摘事項あり    | 94 施設    | 18 施設    | 40 施設    |

巡回指導で指摘した事項については、特定給食施設および多数給食施設に毎年提出を求めている栄養管理報告書および次回の巡回指導において、改善状況を確認している。過去の指摘事項には、法律に違反する重大なものはないため、立入検査に移行した事例はない。

何時どの施設に巡回指導を行ったかは管理表により管理されており、長期間にわたり巡回指導を行っていない施設はない。

## ②各種免許等の申請届出事務

市が行う栄養士法および調理師法にもとづく各種免許等の申請届出等の受付業務は、北海道が旭川市に支出する栄養士法および調理師法施行事務等委託金の対象業務であることから、北海道に対する実績報告件数と申請書受付管理簿に記載された件数とを照合した。

北海道に対する実績報告件数と申請書受付管理簿に記載された件数は次のとおり。

|             |                           | 道への報告<br>(歳入) | 受付管理簿<br>(歳出) |
|-------------|---------------------------|---------------|---------------|
| 調<br>理<br>師 | 調理師試験受験願書の経由              | 115           | 115           |
|             | 調理師免許申請書の経由               | 63            | 63            |
|             | 調理師名簿訂正・調理師免許証書換え交付申請書の経由 | 13            | 15            |
|             | 調理師免許証再交付申請書の経由           | 19            | 21            |
|             | その他事務                     | —             | 2             |
|             | 合計                        | 210           | 216           |
| 栄<br>養<br>士 | 栄養士免許申請書の経由               | 53            | 53            |
|             | 栄養士名簿訂正・栄養士免許証書換え交付申請書の経由 | 25            | 26            |
|             | 栄養士免許証再交付申請書の経由           | 1             | 1             |
|             | 合計                        | 79            | 80            |

|                   |                          |    |    |
|-------------------|--------------------------|----|----|
| 管理<br>栄<br>養<br>士 | 管理栄養士免許申請書の経由            | 26 | 26 |
|                   | 管理栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書の経由 | 10 | 11 |
|                   | 管理栄養士免許証再交付申請書の経由        | 1  | 1  |
|                   | 合計                       | 37 | 38 |
| 養成施設の指定申請書の経由     |                          | 2  | 2  |

調理師法施行事務関係は、名簿訂正・書換交付申請、再交付申請、その他事務で北海道への報告件数と相違する。ただし、その他事務については、委託金積算対象業務ではないため北海道への報告件数を対象外としているためである。名簿訂正・書換交付申請および再交付申請は、両方の申請を同時に受理した2件について、それぞれの北海道への報告件数から漏れている。

栄養士法施行事務関係は、栄養士の名簿訂正・書換交付申請で北海道への報告件数と相違する。これは、再交付申請と同時に受理した1件について、名簿訂正・書換交付申請の北海道への報告件数から漏れたものである。

また、管理栄養士の名簿訂正・書換交付申請についても、再交付申請と同時に受理した1件について、北海道への報告件数から漏れたことにより、件数が相違している。

#### (5) 監査結果

栄養改善推進費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、検討事項として次の【意見】がある。

##### 【意見】 委託事務取扱件数の北海道への正確な報告について

栄養士法および調理師法施行事務等委託金に係る北海道への実績報告件数は、次年度以降の予算要求の参考とするものであり、当該委託業務に関連して実際に支出した金額により委託金交付額の計算がされることから、報告件数の誤りが歳入金額の誤りに繋がることはない。

しかし、外部に提出する書類は正確でなければならないため、担当者が作成後、別の担当者が検証するなど牽制ないしは確認が働くような体制を構築すべきである。

### 3. 保健事業費

#### (1) 概要

健康増進法に基づいて、市民の健康増進を図るため保健事業を推進する。

具体的な活動は次のとおりである。

##### ①健康手帳交付

健康診査の記録や健康保持に必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立ててもらおうよう交付する。

②健康教育

生活習慣病予防、その他の健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るため、講話および運動実技等を実施する。

③健康相談

個別相談を通じた保健指導を実施する。

④訪問指導

保健師等の訪問による保健指導を実施する。

⑤健康診査

40歳以上の生活保護受給者等に対する健診と保健指導を実施する。

(2) 事業成果

活動実績は次のとおりである。

|                     |         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |        |
|---------------------|---------|----------|----------|----------|--------|
| ①健康手帳交付             | 75歳以上   | 17件      | 15件      | 38件      |        |
|                     | 40歳～74歳 | 661件     | 596件     | 567件     |        |
|                     | 39歳以下   | 22件      | 23件      | 10件      |        |
|                     | 再交付     | 12件      | 20件      | 1件       |        |
|                     | 合計      | 712件     | 654件     | 616件     |        |
| ②健康教育               | 回数      | 188回     | 167回     | 186回     |        |
|                     | 人数      | 40歳～64歳  | 1,984人   | 2,218人   | 1,853人 |
|                     |         | 上記以外     | 3,511人   | 3,907人   | 4,118人 |
| ③健康相談               | 回数      | 631回     | 653回     | 648回     |        |
|                     | 人数      | 40歳～64歳  | 403人     | 367人     | 315人   |
|                     |         | 上記以外     | 888人     | 880人     | 807人   |
| ④訪問指導               | 訪問指導者数  | 40歳～64歳  | 176人     | 141人     | 156人   |
|                     |         | 上記以外     | 380人     | 305人     | 405人   |
| ⑤健康診査<br>(生活保護受給者等) | 対象者数    | 1,454人   | 1,498人   | 1,525人   |        |
|                     | 受診者数    | 64人      | 72人      | 86人      |        |
|                     | 受診率     | 4.4%     | 4.8%     | 5.6%     |        |

(3) 予算と決算

①歳入

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 3,303    | 3,123    | 3,517    |
| 決算 | 2,886    | 3,347    | 3,113    |
| 増減 | 416      | △224     | 403      |

最近 3 年度の歳入の決算推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|      |                  | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|------------------|----------|----------|----------|
| 道支出金 | 健康増進事業補助金        | 2,886    | 3,124    | 2,928    |
| 諸収入  | 健康づくり推進地域支援事業助成金 | —        | 223      | 185      |
| 合計   |                  | 2,886    | 3,347    | 3,113    |

上記推移のとおり、著しい増減はない。

②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 当初予算     | 7,828    | 7,618    | 7,475    |
| 補正・流用後予算 | —        | —        | 7,468    |
| 決算       | 6,712    | 6,583    | 6,660    |
| 不用額      | 1,115    | 1,034    | 808      |

保健事業管理事務費の総合賠償保険に係る保険料が不足したため、保健事業費の消耗印刷費から保健事業管理事務費へ 6 千円流用している。

平成 26 年度の不用額の主な内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目 (節および細節) | 予算    | 決算  | 不用額 |
|-------------|-------|-----|-----|
| 消耗印刷費       | 1,162 | 922 | 240 |
| 通信運搬費       | 227   | 54  | 172 |
| 委託料         | 794   | 649 | 144 |

平成 25 年度の不用額の主な内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目（節および細節） | 予算    | 決算    | 不用額 |
|------------|-------|-------|-----|
| 賃金         | 1,969 | 1,716 | 252 |
| 消耗印刷費      | 1,173 | 1,012 | 160 |
| 通信運搬費      | 265   | 107   | 157 |
| 委託料        | 772   | 528   | 243 |

最近 3 年度の事業費の実績の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 報酬        | 2,690    | 2,690    | 2,690    |
| 賃金        | 1,821    | 1,716    | 1,772    |
| 報償費       | 168      | 116      | 140      |
| 旅費        | 213      | 229      | 192      |
| 消耗印刷費     | 1,118    | 1,012    | 922      |
| 修繕料       | 46       | 9        | 86       |
| 通信運搬費     | 29       | 107      | 54       |
| 手数料       | —        | 6        | 0        |
| 委託料       | 469      | 528      | 649      |
| 使用料および賃借料 | 149      | 161      | 152      |
| 負担金       | 5        | 5        | —        |
| 合計        | 6,712    | 6,583    | 6,660    |

上記推移のとおり、著しい増減はない。

### ③平成 26 年度の事業別歳入・歳出

(単位：千円)

|          | 歳入    | 歳出    | 差引     |
|----------|-------|-------|--------|
| ①健康手帳交付  | 40    | 174   | △134   |
| ②健康教育    | 1,051 | 2,391 | △1,340 |
| ③健康相談    | 1,175 | 3,010 | △1,835 |
| ④訪問指導    | 144   | 234   | △90    |
| ⑤健康診査（※） | 515   | 852   | △337   |

※40 歳以上の生活保護受給者等に対する健康診査

#### (4) 追加監査手続

今後の課題として、40歳以上の生活保護受給者等に対する健康診査の受診率向上があげられていたため、他市の受診率の資料提供を求めた。

平成26年度の道内主要10市（札幌市を除く）の受診率は次のとおり（北海道の健康増進事業実績報告に基づく）。

|    | 都市名  | 受診率   |
|----|------|-------|
| —  | 旭川市  | 5.6%  |
| 1  | 函館市  | 1.5%  |
| 2  | 釧路市  | 0.7%  |
| 3  | 苫小牧市 | 0.5%  |
| 4  | 帯広市  | 6.8%  |
| 5  | 小樽市  | 0.7%  |
| 6  | 北見市  | 1.6%  |
| 7  | 江別市  | 0.8%  |
| 8  | 室蘭市  | 75.0% |
| 9  | 千歳市  | 0.7%  |
| 10 | 岩見沢市 | 0.5%  |
|    | 全道   | 2.4%  |

旭川市については、全道平均を上回っており、他市と比較して特に低いわけではない。

#### (5) 監査結果

保健事業費の収入および支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

### 4. 肝炎ウイルス検診費

#### (1) 概要

平成23年11月より、健康増進法に基づいて、肝炎ウイルス検査の未受診者に対する受診促進のため、対象年齢該当者に個別に受診券を郵送し、医療機関において検診を実施する。受診回数は、1人1回で、受診者の自己負担はない。

対象者は、次のすべてに該当する者（以下「個別勧奨対象者」という。）である。

- 検診受診時に旭川市に住民登録があり、前年度の3月31日時点において、満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳である者
- 過去に当該検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者
- 現在、肝炎で治療中または経過観察中でない者

肝炎ウイルスには、A型、B型、C型、D型、E型などがあり、日本においては、肝炎

(ウイルス性肝炎)の持続感染者は、B型が110万人～140万人、C型が190万人～230万人存在すると推定されている。しかし、感染時期が明確ではないことや自覚症状がないことが多いため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかぬうちに肝硬変や肝がんへ移行する感染者が多く存在することが問題となっている(厚生労働省肝炎総合対策の推進より抜粋)。

また、肝炎ウイルスに感染している人は40歳以上の人が9割以上を占めている。(国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎ウイルス検査マップより抜粋)

このため、40歳以上の人に対してB型およびC型肝炎ウイルス検査を実施し、持続感染者を早期発見し、早期治療につなげる事業を行っている。

## (2) 事業成果

受診者数は次のとおり。

(単位：人)

|                  |    |       | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|----|-------|--------|--------|--------|
| 国保特定健診等<br>と同時実施 | 個別 | B型+C型 | 1,042  | 998    | 1,064  |
|                  |    | C型のみ  | 18     | 4      | 9      |
|                  |    | B型のみ  | 9      | 12     | 1      |
|                  | 集団 | B型+C型 | 69     | 65     | 76     |
|                  |    | C型のみ  | —      | —      | 1      |
|                  |    | B型のみ  | 2      | —      | 2      |
| 単独               | 個別 | B型+C型 | 3,952  | 3,977  | 4,225  |
|                  |    | C型のみ  | 46     | 46     | 62     |
|                  |    | B型のみ  | 26     | 17     | 13     |
| 合計               |    |       | 5,164  | 5,119  | 5,453  |
| 個別勧奨対象者          |    |       | 34,158 | 35,227 | 34,962 |
| 受診率              |    |       | 15.1%  | 14.5%  | 15.6%  |

検査の結果、陽性者数は次のとおり。

(単位：人)

|      |      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|------|--------|--------|--------|
| B型肝炎 | 陽性者数 | 51     | 56     | 39     |
|      | 割合   | 1.0%   | 1.1%   | 0.7%   |
| C型肝炎 | 陽性者数 | 7      | 5      | 11     |
|      | 割合   | 0.1%   | 0.1%   | 0.2%   |

(3) 予算と決算

①歳入

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 57,837   | 35,795   | 27,457   |
| 決算 | 24,285   | 23,865   | 23,896   |
| 増減 | 33,552   | 11,930   | 3,561    |

歳入はすべて、肝炎ウイルス検診事業に対する北海道からの補助金である。

決算が予算に達していないのは、受診者数の実績が見込を下回ったことによる。

平成 26 年度の予算における受診者数は、旭川市の直近 12 ヶ月の人口統計から対象年齢に該当する人口の平均値を基に対象者数を 36,000 人とし、受診率 16%により算定している。実績では、個別勸奨対象者数は 34,962 人であり、受診率は 15.6%であったことから、差異が発生している。

予算と決算における受診者数の推移は次のとおりである。

(単位：人)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 12,030   | 7,288    | 5,694    |
| 決算  | 5,164    | 5,119    | 5,453    |
| 増減  | 6,866    | 2,169    | 241      |
| 予算比 | 42.9%    | 70.2%    | 95.8%    |

過去実績の蓄積により、予算と決算の乖離は縮小している。

最近 3 年度の歳入推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|      |                     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|---------------------|----------|----------|----------|
| 道支出金 | 肝炎ウイルス検診事業補助金       | 24,285   | 23,865   | 23,896   |
|      | 健康診査費 (補助率 2/3)     | 16,036   | 15,627   | 15,443   |
|      | 自己負担相当額 (補助率 10/10) | 8,249    | 8,238    | 8,453    |

検診者数が増加したにもかかわらず平成 26 年度の補助金が減少しているのは、国庫補助金の減少により北海道の予算が不足し、調整率 (総合的な保健推進事業は 50%、その他事業は 91.15%) を乗じて交付決定となったためである。

②歳出

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 76,558   | 47,726   | 36,666   |
| 決算  | 32,604   | 31,946   | 34,295   |
| 不用額 | 43,953   | 15,779   | 2,370    |

不用額のほとんどは委託料であり、受診者数の実績が見込を下回ったことにより発生する。

①歳入に記載した予算と決算における受診者数の推移のとおり、予算と決算の乖離は縮小しており、不用額も減少している。

最近 3 年度の事業費の実績の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 賃金    | 1,499    | 1,030    | 777      |
| 消耗印刷費 | 1,035    | 850      | 803      |
| 通信運搬費 | 1,736    | 1,782    | 1,805    |
| 委託料   | 28,333   | 28,283   | 30,909   |
| 歳出合計  | 32,604   | 31,946   | 34,295   |

(4) 監査結果

肝炎ウイルス検診費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、肝炎ウイルス検診事業補助金の交付申請に関して、検討事項としての次の【意見】がある。

【意見】 補助金最大化の検討について

北海道の平成 26 年度健康増進事業費補助金交付要綱において、補助金交付額は、基準額と肝炎ウイルス検診に係る補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の 3 分の 2 以内と定められている。ただし、40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者に対して個別勧奨を実施する場合の受診者の自己負担相当額については、基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の 10 分の 10 以内と定められている。

旭川市では、健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診実施要領において、自己負担額を別途委託契約により定める肝炎ウイルス検診委託料に 3 割を乗じて、100 円を切り上げた額と定めている。これは、個別勧奨を実施した者については、自己負担相当額の 10 分の 10 の道費補助があるため自己負担額の設定が必要あり、北海道の補助金交付要綱においても、自己負担額が現実に生じない場合であっても自己負担相当額の設定を認

めている。

(1) 概要に記載したとおり、市では肝炎ウイルス検診の対象者を次のすべてに該当する個別勧奨対象者のみとしているため、検診委託料の全額を市が負担している。

- 検診受診時に旭川市に住民登録があり、前年度の3月31日時点において、満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳である者
- 過去に当該検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者
- 現在、肝炎で治療中または経過観察中でない者

北海道より受ける補助金の交付額を計算する際の肝炎ウイルス検診費の基準額は次の基準単価に受診人員を乗じた額である。

(単位：円／人)

|                  |    |       | 平成26年度<br>基準単価 |
|------------------|----|-------|----------------|
| 国保特定健診等<br>と同時実施 | 個別 | B型+C型 | 3,221          |
|                  |    | C型のみ  | 2,555          |
|                  |    | B型のみ  | 2,298          |
|                  | 集団 | B型+C型 | 1,627          |
|                  |    | C型のみ  | 962            |
|                  |    | B型のみ  | 705            |
| 単独               | 個別 | B型+C型 | 6,071          |
|                  |    | C型のみ  | 5,405          |
|                  |    | B型のみ  | 5,148          |

市が設定する平成26年度の検診委託料単価、自己負担相当額および補助基準額は次のとおりであり、検診委託料単価に受診人員を乗じた委託料は、補助金交付額を計算する際の補助対象経費実支出額の一部を構成する。

(単位：円／人)

|                  |    |       | 検診委託料<br>単価 | 自己負担<br>相当額 | 補助基準額<br>(単価×0.3) |
|------------------|----|-------|-------------|-------------|-------------------|
| 国保特定健診等<br>と同時実施 | 個別 | B型+C型 | 3,221       | 1,000       | 967               |
|                  |    | C型のみ  | 2,815       | 900         | 845               |
|                  |    | B型のみ  | 1,879       | 600         | 564               |
|                  | 集団 | B型+C型 | 1,756       | 600         | 527               |

|    |    |       |       |       |       |
|----|----|-------|-------|-------|-------|
|    |    | C型のみ  | 1,218 | 400   | 366   |
|    |    | B型のみ  | 666   | 200   | 200   |
| 単独 | 個別 | B型+C型 | 6,162 | 1,900 | 1,849 |
|    |    | C型のみ  | 5,757 | 1,800 | 1,728 |
|    |    | B型のみ  | 4,821 | 1,500 | 1,447 |

(注) 補助基準額の計算は円未満切り上げで計算。

平成26年度の補助金交付申請額は次のように計算される。

<実際の申請、自己負担額100円未満切り上げ>

(単位:千円)

|             | 実支出額<br>A | 基準額<br>B | 補助基本額<br>C(A・B少<br>ない額) | 補助率    | 補助申請額<br>D<br>C×補助率 |
|-------------|-----------|----------|-------------------------|--------|---------------------|
| ①自己負担を除く検診費 | 24,812    | 34,490   | 24,812                  | 3分の2   | 16,541              |
| ②自己負担相当額    | 9,277     | 9,015    | 9,015                   | 10分の10 | 9,015               |
| 合計          | 34,089    | 43,506   | 33,827                  | —      | 25,556              |

<最大化の計算、自己負担額100円未満切り上げをしない>

(単位:千円)

|             | 実支出額<br>A | 基準額<br>B | 補助基本額<br>C(A・B少<br>ない額) | 補助率    | 補助申請額<br>D<br>C×補助率 |
|-------------|-----------|----------|-------------------------|--------|---------------------|
| ③自己負担を除く検診費 | 25,073    | 34,490   | 25,073                  | 3分の2   | 16,715              |
| ④自己負担相当額    | 9,015     | 9,015    | 9,015                   | 10分の10 | 9,015               |
| 合計          | 34,089    | 43,506   | 34,089                  | —      | 25,730              |

実支出額Aのうち①および③の自己負担を除く検診費は、実支出額合計から②および④の自己負担相当額を差し引いて計算される。

上記の表で②の実支出額Aは100円未満切り上げをした場合(②はA欄>B欄)であり、④の自己負担相当額の実支出額Aは100円未満切り上げをしない場合、つまり自己負担相当額は基準額Bと同額(④はA欄=B欄)の設定である。

市では、自己負担相当額を検診委託料に3割を乗じて100円未満を切り上げた額としている。このため、①の自己負担相当額を除く肝炎ウイルス検診経費の補助申請額16,541千円は、③の切り上げ計算をしない場合の補助申請額16,715千円に比べて174千円少なくなっている。つまり、切り上げ金額部分が補助対象経費(=補助基本額)を減少させている。

したがって、①と③の健康増進事業に係わる補助金に対する補助対象経費が最大とな

るように、100円未満を切り上げすることなく自己負担相当額を設定すべきである。この設定は、現実に金銭の受け払いを伴うことではなく、いわば机上の設定である。また、北海道の補助金交付要綱においては、自己負担相当額を100円刻みで設定することを求めている。

補助金申請に係わる各種の条件設定の際は、申請額が最大になるよう特に留意しなければならない。

なお、平成26年度の補助金は国庫補助金の減少により北海道の予算が不足し、調整率を乗じて交付決定となったため、歳入額は次のとおりである。

(単位：千円)

|      |                    | 補助申請額  | 交付決定額  |
|------|--------------------|--------|--------|
| 道支出金 | 肝炎ウイルス検診事業補助金      | 25,556 | 23,896 |
|      | 健康診査費（補助率 2/3）     | 16,541 | 15,443 |
|      | 自己負担相当額（補助率 10/10） | 9,015  | 8,453  |

### 第3 現場視察、備品・現預金等の棚卸および実査

#### 1. 備品の棚卸

保健指導課が管理している備品等について現物確認を行ったところ、次の事項が認められた。

#### 【指摘】備品の不備事項

##### ①現物はあるが備品一覧に掲載されていないもの（使用中）

| 備品番号         | 品名           | 備考       |
|--------------|--------------|----------|
| 旧個別 No. 0026 | コクヨロッカー      | 6F 調理室   |
| 旧個別 No. 0144 | 木製3段棚        | 6F 調理室   |
| 旧個別 No. 0238 | ファイリングキャビネット | 保健指導課執務室 |
| 旧個別 No. 0358 | ファイリングキャビネット | 保健指導課執務室 |

監査実施中に備品異動申請を行った。

##### ②備品一覧と実際の設置場所が異なっているもの

| 備品番号               | 品名   | 規格等                          | 備品一覧の場所 | 実際の場所 |
|--------------------|------|------------------------------|---------|-------|
| 0021581<br>0021585 | 長机   | ウチダ SE1860M 型                | 問診指導室   | 健康相談室 |
| 0021591            | 応接用机 | 1200 × D600 × H700<br>キャスター付 | 授乳室     | 問診指導室 |

|         |       |                               |        |        |
|---------|-------|-------------------------------|--------|--------|
| 0067318 | 会議用机  | ウチダ サイドスタックテーブル<br>SE-1860M 型 | 問診指導室  | 健康相談室  |
| 0067406 | 診察台   | ヤガミ 手動式 幅180×奥行 65×高さ45～83    | 問診指導室  | 歯科診察室  |
| 0068805 | 会議用机  | ウチダ サイドスタックテーブル<br>SE-1877M 型 | 問診指導室  | 健康相談室  |
| 0068808 | 会議用机  | ウチダ サイドスタックテーブル<br>SE-1880M 型 | 問診指導室  | 健康相談室  |
| 0021587 | 長机    | ウチダ SE1860M 型                 | 健康相談室  | 問診指導室  |
| 0067315 | 会議用机  | ウチダ サイドスタックテーブル<br>SE-1860M 型 | 健康相談室  | 問診指導室  |
| 0067378 | 案内掲示板 | コクヨ 行事告知板<br>S サイズ GB-52J     | 健康相談室  | カルテ室   |
| 0068801 | 会議用机  | ウチダ サイドスタックテーブル<br>SE-1873M 型 | 健康相談室  | 問診指導室  |
| 0068804 | 会議用机  | ウチダ サイドスタックテーブル<br>SE-1876M 型 | 健康相談室  | 問診指導室  |
| 0021496 | 食品模型  | ショーケース付き                      | 6F 調理室 | 3 階ホール |

監査実施中に備品一覧の記載を修正した。

なお、食品模型は種類も数も多く、専用箱に無造作に入れられていて、しかも備品番号が付されていないため、特定しにくい状態であった。この指摘については、栄養係が管理するフードモデル一覧を作成し整理し、食品模型の全部に備品番号シールを貼付し是正した。

## 2. 預金通帳等の棚卸および実査

保健指導課では備品のほか、次の預金通帳および領収書を管理する。

| 係             | 資産の種類 | 使用目的など  | 結果   |
|---------------|-------|---|--|
| 地域保健第<br>1・2係 | 預金通帳  | 健康男子コンテスト実行委員会の事務局として保管する。                        | 届出印と通帳を分けずに保管している。<br>平成26年1月31日の残高は健康男子コンテスト実行委員会の決算書に計上されている金額と一致した。 |
| 栄養係           | 領収書   | 地域講習会または養成講座参加者から調理教材費として1人200円を徴収する際に発行するため保有する。 | 現金領収書払出状況簿を作成し、受入、使用年月日および使用済み年月日を記録している。                              |

### 【指摘】 預金通帳と銀行印の保管について

健康男子コンテスト実行委員会については、健康男子コンテスト実行委員会規約において事務局を旭川市保健所保健指導課内におくと規定され、健康男子コンテスト実行委員会事務局規程に基づいて会計事務を行っている。この健康男子コンテスト実行委員会事務局規程には通帳の管理に関する定めがないため、事務局では届出印と通帳を同じ担当者が管理し、鍵のかからない場所に保管している。

外郭団体の会計事務については、「外郭団体における会計事務の処理基準について（通知）」（旭行革第50号）にて、届出印と通帳は分離してそれぞれ担当者を明確にして保管管理すること、届出印の保管者は課長以上の者とすることが定められている。したがって、本通知に基づいて健康男子コンテスト実行委員会事務局規程を改めるべきである。また、それぞれの保管管理担当者以外の者が届出印または通帳に触れる機会がないよう、分離して鍵付きの場所で保管すべきである。同様の【指摘】である第3章73頁を参照。

## 第6章 衛生検査課の業務について

### 第1 監査対象事業

衛生検査課が担当している事業で平成26年度の当初予算が1,000千円以上の事業は次のとおりである。

(単位：千円)

| 事業名            | 担当係      | 当初予算   |
|----------------|----------|--------|
| 1. 食品衛生指導費     | 食品保健係    | 7,527  |
| 2. 理化学検査費      | 試験検査係    | 7,086  |
| 3. 環境衛生等営業指導費  | 生活衛生係    | 6,301  |
| 4. 生物検査費       | 試験検査係    | 20,628 |
| 5. 防疫対策費       | 動物愛護センター | 1,811  |
| 6. 狂犬病予防対策費    | 動物愛護センター | 10,056 |
| 7. 動物愛護センター管理費 | 動物愛護センター | 26,895 |
| 8. 公衆浴場支援費     | 生活衛生係    | 3,152  |

予算に補正または他事業費からの流用がある場合は、後述の各事業において補正・流用後予算（予算現額）を記載している。

### 第2 事業費の監査

#### 1. 食品衛生指導費

##### (1) 概要

食品等による衛生上の危害を未然に防止するため、食品衛生法、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針などにに基づき、食品の製造・販売施設等の監視、収去検査等を行う。また、食品衛生の普及啓発、営業者等による自主管理体制の強化を図る。

主な事業内容は次のとおり。

##### ①食品衛生関係

- ・許可及び登録施設調査
- ・食品衛生重点監視
- ・食品等の収去検査（※）
- ・市場監視
- ・夏季食品の一斉取り締まり
- ・年末食品の一斉取り締まり
- ・各種イベントの衛生対策
- ・使用水の衛生管理指導
- ・集団給食施設の監視指導

- ・食中毒警報発令
- ・食品衛生自主管理体制の強化
- ・団体の育成強化、消費者保護対策
- ・届出統計調査「食中毒統計」の実施（随時）

②食鳥処理対策

- ・認定小規模食鳥施設が提出する確認状況報告書の確認

(※) 収去検査：保健所が検査を行う目的で、必要最小限度の量を無償で採取し、規格基準等に違反していないかどうかを検査すること。計画検体数は前年度の計画数をベースとし、食品の製造加工・流通状況等、市内の実情を踏まえて決定している。なお計画検体数を定めた法令はない。

(2) 事業成果

平成 26 年度の食品営業等関係手数料の受入実績の内訳は次のとおりである。

| 食品営業関係許可申請手数料   |        |        |           |
|-----------------|--------|--------|-----------|
| 内訳              | 単価 (円) | 件数 (件) | 金額 (円)    |
| 飲食店営業許可 (新規)    | 17,600 | 422    | 7,427,200 |
| 飲食店営業許可 (更新)    | 13,700 | 424    | 5,808,800 |
| 飲食店営業許可 (臨時)    | 2,200  | 1,081  | 2,378,200 |
| 喫茶店営業許可 (新規)    | 10,400 | 93     | 967,200   |
| 喫茶店営業許可 (更新)    | 8,300  | 69     | 572,700   |
| 喫茶店営業許可 (臨時)    | 2,200  | 57     | 125,400   |
| 菓子製造業許可 (新規)    | 15,100 | 41     | 619,100   |
| 菓子製造業許可 (更新)    | 12,100 | 32     | 387,200   |
| 菓子製造業許可 (臨時)    | 2,200  | 128    | 281,600   |
| 清涼飲料水製造業許可 (新規) | 22,600 | 1      | 22,600    |
| 清涼飲料水製造業許可 (更新) | 17,700 | 4      | 70,800    |
| 氷雪販売業許可 (更新)    | 12,100 | 2      | 24,200    |
| 食用油脂製造業許可 (更新)  | 17,700 | 1      | 17,700    |
| みそ製造業許可 (新規)    | 17,600 | 1      | 17,600    |
| みそ製造業許可 (更新)    | 13,700 | 5      | 68,500    |
| ソース類製造業許可 (新規)  | 17,600 | 1      | 17,600    |
| ソース類製造業許可 (更新)  | 13,700 | 2      | 27,400    |
| 豆腐製造業許可 (新規)    | 15,100 | 1      | 15,100    |
| 豆腐製造業許可 (更新)    | 12,100 | 3      | 36,300    |

|                    |        |       |            |
|--------------------|--------|-------|------------|
| めん類製造業許可（新規）       | 15,100 | 1     | 15,100     |
| めん類製造業許可（更新）       | 12,100 | 5     | 60,500     |
| そうざい製造業許可（新規）      | 22,600 | 10    | 226,000    |
| そうざい製造業許可（更新）      | 17,700 | 12    | 212,400    |
| 缶詰又は瓶詰食品製造業許可（更新）  | 17,700 | 2     | 35,400     |
|                    | 合計     | 2,398 | 19,434,600 |
| 乳肉関係許可申請手数料        |        |       |            |
| 内訳                 | 単価     | 件数    | 金額         |
| 乳類販売業（新規）          | 10,400 | 57    | 592,800    |
| 乳類販売業（更新）          | 8,300  | 56    | 464,800    |
| 乳類販売業（臨時）          | 2,200  | 4     | 8,800      |
| 食肉処理業許可（新規）        | 22,600 | 3     | 67,800     |
| 食肉処理業許可（更新）        | 17,700 | 7     | 123,900    |
| 食肉販売業許可（新規）        | 10,400 | 35    | 364,000    |
| 食肉販売業許可（更新）        | 8,300  | 37    | 307,100    |
| 食肉販売業許可（臨時）        | 2,200  | 9     | 19,800     |
|                    | 合計     | 208   | 1,949,000  |
| 魚介類関係許可申請手数料       |        |       |            |
| 内訳                 | 単価     | 件数    | 金額         |
| 魚介類販売業許可（新規）       | 10,400 | 38    | 395,200    |
| 魚介類販売業許可（更新）       | 8,300  | 50    | 415,000    |
| 魚介類販売業許可（臨時）       | 2,200  | 15    | 33,000     |
| 魚介類せり売営業許可（新規）     | 22,600 | 2     | 45,200     |
| 魚介類せり売営業許可（更新）     | 17,700 | 2     | 35,400     |
| 食肉ねり製品製造業許可（新規）    | 17,600 | 1     | 17,600     |
| 食肉ねり製品製造業許可（更新）    | 13,700 | 1     | 13,700     |
| 食品の冷凍又は冷蔵業許可（新規）   | 22,600 | 7     | 158,200    |
| 食品の冷凍又は冷蔵業許可（更新）   | 17,700 | 13    | 230,100    |
|                    | 合計     | 129   | 1,343,400  |
| 北海道条例関係許可（登録）申請手数料 |        |       |            |
| 内訳                 | 単価     | 件数    | 金額         |
| 行商登録（更新）           | 1,940  | 2     | 3,880      |
| 食品販売登録（新規）         | 4,400  | 172   | 756,800    |
| 食品販売登録（更新）         | 4,180  | 93    | 388,740    |

|             |       |       |            |
|-------------|-------|-------|------------|
| 食品製造業許可（新規） | 7,950 | 9     | 71,550     |
| 食品製造業許可（更新） | 5,650 | 9     | 50,850     |
|             | 合計    | 285   | 1,271,820  |
|             | 総計    | 3,020 | 23,998,820 |

平成 26 年度の各施設への立入計画実施状況は次のとおりである。

(表 1) (重要度によりランク分けしている)

| ランク | 立入頻度   | 施設区分                              | 予定回数 | 実施回数 | 実施率(%) | 違反件数 |
|-----|--------|-----------------------------------|------|------|--------|------|
| A   | 1回以上/月 | 魚介類せり売営業（卸売市場）                    | 24   | 26   | 108    | 0    |
|     |        | 旭山動物園内食品関係施設                      | 144  | 139  | 96     | 2    |
| B   | 6回/年   | と畜場                               | 6    | 12   | 200    | 0    |
|     |        | と畜場併設の食肉処理場                       | 6    | 6    | 100    | 0    |
| C   | 2回以上/年 | 乳処理施設                             | 12   | 21   | 175    | 1    |
|     |        | 特定仕出し・弁当施設                        | 66   | 32   | 48     | 5    |
|     |        | 多人数利用飲食施設                         | 52   | 26   | 50     | 13   |
|     |        | 総合衛生管理製造過程の承認                     | 8    | 12   | 150    | 0    |
| D   | 1回/年   | 製造加工施設《製品が広域流通している施設》             | 729  | 445  | 61     | 42   |
|     |        | 飲食店営業（旅館・ホテル、仕出し・弁当屋）[100食以上]     | 85   | 46   | 54     | 32   |
|     |        | 集団給食施設（学校、病院、社会福祉施設、保育所等）[100食以上] | 158  | 154  | 97     | 0    |
|     |        | 食鳥卵取扱施設 GP センター（※）                | 2    | 2    | 100    | 0    |
| E   | 1回/2年  | 製造加工施設《製品が広域流通していない施設》            | 15   | 12   | 80     | 1    |
|     |        | 集団給食施設（社会福祉施設、保育所等）[50食]          | 18   | 37   | 205    | 0    |
|     |        | 食肉販売業、魚介類販売業                      | 403  | 349  | 86     | 7    |
|     |        | 飲食店営業（食堂、レストラン、居酒屋、寿司店等）          | 743  | 424  | 57     | 35   |
| F   | 1回/6年  | 乳類販売業                             | 87   | 238  | 273    | 1    |
|     |        | 食品販売業                             | 147  | 340  | 231    | 6    |
|     |        | 飲食店営業（バー、スナック等）                   | 377  | 617  | 163    | 37   |
|     |        | 喫茶店営業                             | 81   | 307  | 379    | 0    |

(※) GP センター : Grading and Packaging Center の略で、鶏卵を集め、洗卵、選別、

検査、包装し、出荷する施設のことを言う。

平成 26 年度の立入計画に対する実施率は全体で 102.6%であった。ただし、ランク C、D、E の施設については低い実施率となった。これは、平成 25 年度から流行が続くノロウイルス等による集団胃腸炎が市内においても発生し、必要に応じて感染症担当部局とともに初動対応を講じたこと、および、市民からの通報や他の自治体からの依頼に基づく食中毒関連調査を実施したことなどから、これらの対応に多くの時間を費やしたことがその大きな要因である。

なお、予定立入回数は平成 26 年 3 月末の施設数および監視指導計画で規定する監視頻度により算出している。

最近過去 3 年間の施設監視件数推移は次のとおりである。

(単位：件)

|           | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 食品営業関係施設  | 1,532    | 1,582    | 1,821    |
| 乳肉営業関係施設  | 480      | 438      | 461      |
| 魚介類関係施設   | 264      | 236      | 277      |
| 北海道条例関係施設 | 354      | 340      | 381      |
| 集団給食施設    | 190      | 186      | 191      |
| 合計        | 2,820    | 2,782    | 3,131    |

平成 26 年度の食品等の収去検査実績は次のとおりである。

| 分類     | 検査内容                    | 検体の種類       | 計画<br>検体数 | 実施<br>検体数 | 実施率<br>(%) | 違反件<br>数 |
|--------|-------------------------|-------------|-----------|-----------|------------|----------|
| 細菌     | 一般細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌等 | 乳・乳製品       | 30        | 42        | 140        | 0        |
|        |                         | 上記以外        | 135       | 139       | 102        | 0        |
| 理化学    | 乳脂肪分、比重、無脂乳固形分等         | 乳・乳製品       | 30        | 42        | 140        | 1        |
| 添加物    | 保存料、甘味料、酸化防止剤等          | 加工食品        | 135       | 117       | 87         | 0        |
| 残留農薬   | 有機リン系、ピレスロイド系等          | 米、野菜、果実等    | 60        | 51        | 86         | 0        |
| 動物用医薬品 | 抗生物質、合成抗菌剤、内部寄生虫剤、ホルモン剤 | 筋肉、脂肪、腎臓、肝臓 | 70        | 70        | 100        | 0        |
| 放射性物質  | 放射性セシウム                 | 農畜産物等       | 40        | 41        | 102        | 0        |

収去検査では、法令で定める規格基準の逸脱の有無の確認のほか、規格基準が定められていない食品について国が通知で設定する目標値への適合性を確認している。規格基準逸脱時は違反となるものの、目標値不適合の場合は違反とはならず、不良食品として衛生指導を行う。平成26年度は違反が1件、目標値不適合が5件であった。

収去検査については、農産物等の一部の検体において、流通品の確保が困難であったことなどにより計画数を下回る結果となったものの、全体の実施率は100.4%であった。

最近過去3年間の収去検査検体数は次のとおりである。

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 細菌・添加物関係 | 311    | 218    | 204    |
| 残留農薬関係   | 51     | 51     | 51     |
| 放射性物質関係  | 8      | 19     | 41     |

平成26年度 処分・指導の一覧は次のとおりである。

| 業種   | 違反内容     | 指導内容                      |
|------|----------|---------------------------|
| 飲食旅館 | 管理運営基準違反 | 高所の清掃、防虫対策の徹底について指導票により指導 |
| 飲食旅館 | 管理運営基準違反 | 検食の保存について指導票により指導         |
| 飲食旅館 | 管理運営基準違反 | 検食の保存について指導票により指導         |
| 飲食調理 | 管理運営基準違反 | 手洗い設備の清潔維持について指導票により指導    |
| 菓子   | 管理運営基準違反 | 異物混入に係る対策の徹底について指導票により指導  |

資料を閲覧したところ、適切な措置がとられていた。

### (3) 予算と決算

#### ①歳入

予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 予算 | 26,264 | 26,264 | 23,514 |
| 決算 | 20,100 | 19,862 | 24,474 |
| 増減 | 6,163  | 6,401  | △960   |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|                    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 食品営業関係許可申請手数料      | 16,375   | 16,174   | 19,434   |
| 乳肉関係許可申請手数料        | 1,520    | 1,456    | 1,949    |
| 魚介類関係許可申請手数料       | 763      | 648      | 1,343    |
| 北海道条例関係許可(登録)申請手数料 | 1,013    | 1,013    | 1,271    |
| 手数料合計              | 19,671   | 19,292   | 23,998   |
|                    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 食品衛生関係北海道権限移譲事務交付金 | 426      | 567      | 473      |
| 製菓衛生師法施行事務委託金      | 2        | 2        | 2        |
| 道支出金合計             | 429      | 570      | 475      |

平成 26 年度の食品営業関係許可申請手数料が増加している。これは、「北の恵み食べマルシェ」(※)の規模が拡大していること、および臨時営業が多くなってきていることによるものと考えられる。

(※) 北の恵み食べマルシェ：毎年 9 月中旬に中心市街地で開催され、北・北海道地域における農畜海産物やそれらの加工品、自慢料理などを集合させた巨大な食の市場。

## ②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 7,710    | 7,571    | 7,527    |
| 決算  | 7,369    | 7,451    | 7,339    |
| 不用額 | 340      | 119      | 187      |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 報酬      | 1,478    | 1,612    | 1,612    |
| 賃金      | 3,092    | 3,141    | 3,110    |
| 旅費      | 367      | 373      | 333      |
| 需用費     |          |          |          |
| 消耗印刷費   | 433      | 415      | 375      |
| 役務費     |          |          |          |
| 通信運搬費   | 4        | 6        | 1        |
| 広告料     | 139      | 90       | 92       |
| 手数料     | 13       | 5        | 4        |
| 委託料     | 18       | 18       | 19       |
| 負担金・補助金 |          |          |          |
| 負担金     | 1,822    | 1,787    | 1,787    |
| 歳出合計    | 7,369    | 7,451    | 7,339    |

(監査結果)

食品衛生指導費の支出に関して、次の【指摘】を除き特に指摘すべき事項はない。また、検討事項として【意見】がある。

【指摘】 営業許可申請書の不備

営業許可申請書を確認したところ、次のとおり不備があった。

旭川市食品関係営業許可・登録事務取扱要綱 第 3 3 では、許可等の申請時に必要な書類が定められている。しかし、必要な書類が全て揃っているか否かを確認することができるチェックリストはない。また、申請書自体からも確認を行ったか否かを知りうることはできない。申請の確認は、申請受付担当者、施設調査担当者および台帳確認担当者の複数名により実施されているものの、下記のように書類が不足しているのか否かが不明な事例が発生している以上、書類不足ないしは完備の状況を容易に把握することができる仕組みを整えるべきである。

| 業種            | 書類名       | 不備内容   | 担当者への問い合わせ結果        |
|---------------|-----------|--|---------------------|
| 飲食店営業<br>(軽飲) | 営業許可更新申請書 | 水質検査期日(平成 26 年 12 月 10 日)より前(平成 26 年 12 月 9 日)に申請が許可されている。 | 最終的な添付書類の確認に不備があった。 |

|               |           |   |  |
|---------------|-----------|---|--|
| 飲食店営業<br>(軽飲) | 営業許可更新申請書 | 水質検査証の添付なし。   | 最終的な添付書類の確認に不備があった、または、申請書類一式を各関係綴りに移行する際に検査成績書を他の綴りに保管してしまった。 |
| 飲食店営業<br>(旅館) | 同上        | 同上  | 同上   |
| 飲食店営業<br>(軽飲) | 同上        | 施設調査日(平成 26 年 10 月 16 日)よりも起案文書施行日(平成 26 年 10 月 15 日)の方が早い。 | 記載誤り。施設調査日が正しい。  |

**【意見】立入検査のローテーションについて**

旭川市食品衛生監視指導計画では、重点監視の対象施設を除く営業施設に対し、上の表 1 の回数を目途に立入検査による監視を実施することとなっている。しかし、実際にはローテーション表がないため、どの施設に何年ごとに立入検査を実施しているのかがわかりにくい。施設ごとの最新監視年月日の検索は可能であるものの、一つ一つの施設を検索しなければならず非効率である上に一覧性がない。そのため、目途となる間隔を超えて長期間立入検査が入っていない施設の件数は不明とのことであった。このように施設の監視頻度を把握できていない状況は、何らかの指導を要する施設を長期間放置している可能性があることを示している。対象施設に満遍なく立入検査をすることができるような仕組みの構築が必要である。

なお、立入頻度を定めた法律・条令等はない。かつては法令で法定監視回数（都道府県等の食品衛生監視員が立ち入るべき回数）が定められていた。しかし平成 15 年の食品衛生法改正により都道府県等において監視指導計画を策定することとなったため、現在は廃止されている。

**【意見】施設監視結果の一覧表について**

平成 26 年度に監視を実施した施設の一覧、各施設における問題の有無、その後の解決状況などがまとめられた資料の作成について質問したところ、そのような資料は作成していないものの、違反や不備等が確認された施設については、衛生上の重要度に応じ、担当者が監視指導票や点検票の写しを別途保管し、適時、改善状況を確認しているとのことであった。

- ①前年度未解決案件に関する今年度の状況を明らかにする。

- ②今年度未解決案件の明示により次年度に業務を確実に実施させる。
  - ③年度内に実施した業務の全容を把握することで次年度の計画策定に役立て業務効率を向上させる。
- これらの目的のため、一覧表の作成を検討すべきである。

**【意見】** 収去検査結果の一覧表について

平成 26 年度に実施した収去検査の一覧、問題の有無、その後の解決状況などがまとめられた資料の作成について質問したところ、そのような資料は作成していないとのことであった。

上記意見と同様の理由から、一覧表の作成を検討すべきである。

## 2. 理化学検査費

### (1) 概要

食品衛生法に基づき、市民の暮らしを守り、安全な衛生環境の確保と公衆衛生の向上及び推進を図る。

主な事業内容は次のとおりである。

①食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

検査項目：食品添加物、残留農薬、重金属、放射性物質等

②水質検査（飲用井戸など安全確保のための行政検査及び一般住民、食品関係業者等からの依頼検査）

検査項目：化学的成分試験、簡易試験、一般試験等

③空気質検査（シックハウス症候群の発症を防ぐため、室内空気中の化学物質を依頼により測定）

検査項目：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等 8 項目

(2) 事業実績

最近過去3年間の検査実績は、次のとおりである。

(単位：件)

|                  | 年度    | 水質試験検査 |      |      |      |      |       |             |        |
|------------------|-------|--------|------|------|------|------|-------|-------------|--------|
|                  |       | 化学試験   | 定性試験 | 定量試験 | 簡易試験 | 一般試験 | 水道水試験 | 飲用以外の生活用水試験 | 微量元素試験 |
| 依頼               | H24年度 | —      | 46   | 3    | 13   | 384  | 8     | 10          | —      |
|                  | H25年度 | —      | 2    | —    | 3    | 414  | 8     | 10          | 1      |
|                  | H26年度 | —      | —    | 1    | 4    | 377  | 8     | 10          | 2      |
| 調査<br>(※<br>1、2) | H24年度 | —      | —    | 42   | —    | 1    | —     | —           | 84     |
|                  | H25年度 | —      | —    | 12   | —    | —    | —     | —           | —      |
|                  | H26年度 | —      | —    | 5    | —    | —    | —     | —           | —      |

|    | 年度    | 食品試験検査 |    |      |       |       |
|----|-------|--------|----|------|-------|-------|
|    |       | 乳・乳製品  |    |      |       |       |
|    |       | 比重     | 酸度 | 乳脂肪分 | 無脂乳固形 | アルコール |
| 依頼 | H24年度 | —      | —  | —    | 1     | —     |
|    | H25年度 | —      | —  | —    | —     | —     |
|    | H26年度 | —      | —  | —    | —     | —     |
| 収去 | H24年度 | 26     | 33 | 26   | 29    | 8     |
|    | H25年度 | 31     | 43 | 31   | 33    | 29    |
|    | H26年度 | 38     | 54 | 38   | 42    | 24    |

|    | 年度    | 食品試験検査 |     |     |       |      |      |      |       |
|----|-------|--------|-----|-----|-------|------|------|------|-------|
|    |       | 食品     |     |     |       |      |      |      |       |
|    |       | 保存料    | 甘味料 | 発色剤 | 品質保持剤 | 防カビ剤 | 残留農薬 | 容器包装 | 放射性物質 |
| 依頼 | H24年度 | 1      | —   | 1   | —     | —    | —    | 6    | —     |
|    | H25年度 | —      | —   | —   | 5     | —    | 3    | 9    | 17    |
|    | H26年度 | 2      | 1   | —   | —     | —    | 6    | 9    | 43    |

|    |       |     |    |    |    |    |    |   |    |
|----|-------|-----|----|----|----|----|----|---|----|
| 収去 | H24年度 | 75  | 75 | 21 | 22 | 13 | 51 | — | —  |
|    | H25年度 | 87  | 87 | 21 | 25 | 12 | 58 | — | 13 |
|    | H26年度 | 126 | 63 | 23 | 19 | 13 | 51 | — | 41 |

|    | 年度    | 室内空气中化学物質 |      |     |      |      |
|----|-------|-----------|------|-----|------|------|
|    |       | アルデヒド     | 地点加算 | VOC | 地点加算 | 項目加算 |
| 依頼 | H24年度 | 66        | 71   | 61  | 71   | 180  |
|    | H25年度 | 72        | 108  | 68  | 97   | 204  |
|    | H26年度 | 82        | 129  | 77  | 127  | 231  |

|    | 年度    | 環境水（行政） |      |
|----|-------|---------|------|
|    |       | 浴槽水     | プール水 |
| 調査 | H24年度 | 59      | 17   |
|    | H25年度 | 59      | 17   |
|    | H26年度 | 60      | 16   |

- ※1 定量試験の調査件数が平成24年度から年々減少している。これは、水道の普及により、井戸を使用している家庭や営業者が年々減少しているためと考えられる。
- ※2 微量元素試験の調査が平成25年度、平成26年度は実施されていない。通常、微量元素試験の調査は行われなかったところ、平成24年度は地下水に係る通報に対応するために特別に調査を実施した。そのため、平成25年度、平成26年度に実施されていないことは異例ではない。

手数料単価は次のとおりである。

| 種別      | 内容       |      | 金額        |
|---------|----------|------|-----------|
| 水質検査手数料 | 化学試験     |      | 4,590円/件  |
|         | 化学的一成分試験 | 定性試験 | 1,730円/成分 |
|         | 化学的一成分試験 | 定量試験 | 3,210円/成分 |
|         | 飲料水      | 簡易試験 | 4,440円/件  |
|         | 飲料水      | 一般試験 | 5,770円/件  |
|         | 水道水試験    |      | 8,300円/件  |

|                  |   |                               |               |
|------------------|---|-------------------------------|---------------|
|                  | 簡易専用水道検査  | 一般検査                          | 14,160 円/件    |
|                  | 簡易専用水道検査  | 簡易検査                          | 2,030 円/件     |
|                  | 飲用以外の生活用水試験                                     |                               | 3,770 円/件     |
|                  | 汚水水質試験  |                               | 20,590 円/件    |
|                  | 微量元素試験  |                               | 11,820 円/件    |
|                  | 微量物質試験  | ガスクロマトグラフ<br>法による試験           | 21,810 円/件    |
|                  | 微量物質試験  | ガスクロマトグラフ<br>質量分析装置法によ<br>る試験 | 26,160 円/件    |
| 食品理化学検査<br>手数料   | 理化学試験   | 添加物試験                         | 9,690 円/項目    |
|                  | 理化学試験   | 重金属等試験                        | 9,990 円/項目    |
|                  | 理化学試験   | 残留農薬試験                        | 28,540 円/項目   |
|                  | 理化学試験   | その他の理化学試験                     | 5,090 円/項目    |
| 室内空气中化学<br>物質手数料 | ホルムアルデヒド定量試<br>験                                |                               | 14,860/測定地点   |
|                  | 揮発性有機化合物定量試<br>験（ホルムアルデヒド定<br>量試験以外のものに限<br>る。） |                               | 24,910 円/測定地点 |
| 放射性物質検査<br>手数料   | 放射能核種試験   |                               | 16,000 円/件    |

### (3) 予算と決算

#### ①歳入

歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 5,922    | 6,120    | 6,920    |
| 決算 | 6,437    | 7,073    | 8,280    |
| 増減 | △515     | △953     | △1,360   |

決算の内容は、次のとおりである。

(単位：千円)

|              | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 水質検査手数料      | 2,466    | 2,521    | 2,324    |
| 食品理化学検査手数料   | 119      | 97       | 111      |
| 室内空气中化学物質手数料 | 3,850    | 4,454    | 5,156    |
| 放射性物質検査手数料   | —        | —        | 688      |
| 歳入合計         | 6,437    | 7,073    | 8,280    |

## ②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 当初予算     | 6,941    | 6,807    | 7,086    |
| 補正・流用後決算 | 6,946    | —        | —        |
| 決算       | 6,460    | 6,594    | 6,853    |
| 不用額      | 486      | 212      | 232      |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 報酬       | 1,249    | 1,249    | 1,146    |
| 旅費       | 136      | 175      | 216      |
| 需用費      |          |          |          |
| 消耗印刷費    | 4,615    | 4,976    | 4,894    |
| 修繕費      | 323      | 77       | 97       |
| 役務費      |          |          |          |
| 通信運搬費    | 3        | 3        | 1        |
| 委託料      | —        | —        | 324      |
| 使用料及び賃借料 | 102      | 102      | 105      |
| 負担金・補助金  |          |          |          |
| 負担金      | 30       | 10       | 67       |
| 歳出合計     | 6,460    | 6,594    | 6,853    |

(監査結果)

理化学検査費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。ただし、検討事項として次の【意見】がある。

【意見】備品の更新計画

市は理化学検査のため比較的高額な備品を保有していることから、更新を計画的に実施する必要があると考えられる。そこで更新計画について質問したところ、以下の計画を入手した。

更新予定の機器がある一方、更新予定なし、または更新年度未定となっている機器も散見される。これらについては、まだ使用が可能であると見込まれる機器であることから更新時期を明確に定めていないとのことであった。しかし、機器には通常、耐用年数があり、そこから残りの使用可能年数を見積もることは可能であると考えられる。また、耐用年数を超えて利用が可能と考えられる機器についても定期的な修理・修繕計画を立て、検査業務が滞らないようにする必要があると考えられる。

備品の更新計画は次のとおりである。

(単位：円)

| 機器名                  | 納入年月日            | 購入価格      | 更新予定         |
|----------------------|------------------|-----------|--------------|
| 水質検査用分光高度計           | 平成 12 年 3 月 29 日 | 1,927,000 | なし           |
| 食品分析用分光高度計           | 平成 12 年 3 月 15 日 | 2,150,000 | 平成 28 年度更新予定 |
| 過酸化水素測定器             | 平成 12 年 3 月 22 日 | 1,457,600 | なし           |
| ガスクロマトグラフ            | 平成 12 年 3 月 15 日 | 2,450,000 | なし           |
| ガスクロマトグラフ            | 平成 12 年 3 月 15 日 | 2,630,000 | なし           |
| ガスクロマトグラフ            | 平成 12 年 3 月 15 日 | 1,950,000 | 更新予定 (年度は未定) |
| ガスクロマトグラフ<br>ECD 検出器 | 平成 12 年 6 月 9 日  | 400,000   | 更新予定 (年度は未定) |
| ガスクロマトグラフ            | 平成 12 年 3 月 15 日 | 2,450,003 | なし           |
| 遺伝子増幅装置              | 平成 12 年 3 月 10 日 | 1,130,000 | 平成 29 年度更新予定 |
| 安全キャビネット             | 平成 12 年 6 月 9 日  | 1,352,000 | なし           |
| ドラフトチャンバー            | 平成 12 年 2 月 15 日 | 3,130,000 | なし           |
| 解析装置付心電図             | 平成 12 年 3 月 22 日 | 1,600,000 | なし           |
| 全自動器具洗浄機             | 平成 12 年 3 月 30 日 | 3,000,000 | なし           |
| 医療ガス集合装置             | 平成 12 年 3 月 1 日  | 1,710,000 | なし           |
| 加圧型固相抽出用定流ポンプ        | 平成 12 年 3 月 22 日 | 1,661,000 | なし           |

|                     |                 |            |              |
|---------------------|-----------------|------------|--------------|
| ガスクロマトグラフ<br>質量分析装置 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 75,000     | 平成 28 年度更新予定 |
| ゲルマニウム半導体検出器        | 平成 25 年 9 月 6 日 | 18,000,000 | なし           |

リース物件の更新計画は次のとおりである。

(単位：円)

| 機器名                 | 整備年月日              | 契約期間                      | 契約価格       | 更新予定               |
|---------------------|--------------------|---------------------------|------------|--------------------|
| 濁度・色時計              | 平成 12 年<br>7 月 1 日 | H27. 4. 1 ~<br>H28. 3. 31 | 1,001,800  | 平成 29 年度更新予定       |
| 超音波洗浄機              | 平成 12 年<br>7 月 1 日 | H27. 4. 1 ~<br>H28. 3. 31 | 579,800    | 平成 29 年度更新予定       |
| 全有機炭素計 (TOC)        | 平成 16 年<br>8 月 1 日 | H27. 4. 1 ~<br>H28. 3. 31 | 4,354,770  | 平成 28 年度更新予定       |
| ノロウイルス検査器<br>機      | 平成 17 年<br>6 月 1 日 | H27. 4. 1 ~<br>H28. 3. 31 | 13,050,975 | 更新年度未定             |
| 液体クロマトグラフ<br>質量分析装置 | 平成 22 年<br>6 月 1 日 | H22. 6. 1 ~<br>H28. 5. 31 | 27,705,888 | 平成 28 年度再リース予<br>定 |
| リアルタイム PCR          |                    |                           |            |                    |
| ガスクロマトグラフ<br>質量分析装置 | 平成 23 年<br>6 月 1 日 | H23. 6. 1 ~<br>H29. 5. 31 | 23,028,516 | 平成 29 年度更新予定       |
| 陰イオンクロマトグ<br>ラフ     |                    |                           |            |                    |
| 室内空気採取ポンプ           | 平成 23 年<br>8 月 1 日 | H23. 8. 1 ~<br>H28. 7. 31 | 1,147,860  | 平成 28 年度更新予定       |
| GPC 前処理装置           | 平成 24 年<br>8 月 1 日 | H24. 8. 1 ~<br>H30. 7. 31 | 15,573,600 | 平成 30 年度更新予定       |
| 原子吸光光度計             |                    |                           |            |                    |
| 薬品管理支援システ<br>ム      |                    |                           |            |                    |
| 超純水製造器              | 平成 26 年<br>6 月 1 日 | H26. 6. 1 ~<br>H32. 5. 31 | 1,485,216  | 平成 32 年度更新予定       |

### 3. 環境衛生等営業指導費

#### (1) 概要

生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持を図るため、監視指導を行う。また、生活衛生関係団体の組織基盤の強化と自主管理体制確立のための育成指導を行う。根拠法令

等は、生活衛生関係の営業（理容所・美容所・興行場・旅館業・公衆浴場業・クリーニング所）に関する各法律、墓地、埋葬等に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、監視指導要領（生活衛生関係営業施設編）（以下、監視指導要領という）他である。

主な事業内容は次のとおりである。

①生活衛生関係営業施設に対する監視指導

- ・対象施設 旅館、理容所、美容所、興行場、クリーニング所、公衆浴場
- ・実施時期 随時実施（全施設の1/3程度実施）

②温泉関係施設の監視指導

- ・温泉利用施設の監視指導を行う。

③火葬場の維持管理指導

- ・火葬場の立入検査を行い、適切な維持管理の指導を行う。

④関係法令に基づく営業の許可等各種届出の受理業務

⑤各種調査・報告業務

（2）事業成果

最近過去3年間の監視指導状況の推移は次のとおりである。

①環境衛生関係営業施設指導状況

|          | 平成24年度 |      | 平成25年度 |      | 平成26年度 |      |
|----------|--------|------|--------|------|--------|------|
|          | 施設数    | 監視件数 | 施設数    | 監視件数 | 施設数    | 監視件数 |
| 理容所      | 490    | 18   | 498    | 18   | 485    | 10   |
| 美容所      | 783    | 43   | 763    | 51   | 822    | 51   |
| 興行場      | 11     | 2    | 11     | 4    | 13     | 4    |
| 旅館業      | 166    | 54   | 169    | 54   | 169    | 50   |
| 公衆浴場業    | 88     | 70   | 88     | 75   | 84     | 66   |
| クリーニング工場 | 83     | 84   | 86     | 4    | 74     | 71   |

平成25年度のクリーニング工場の監視件数が極端に少ない。これは、クリーニング所は、監視指導要領において3年に1回を目途に監視することになっているところ、ドライクリーニング溶剤の使用管理状況等に関する調査について、隔年で厚労省から依頼があることから、実際には2年に1回の監視となっているためである。

②公衆浴場の水質検査

|         | 平成24年度 |      | 平成25年度 |      | 平成26年度 |      |
|---------|--------|------|--------|------|--------|------|
|         | 施設数    | 実施件数 | 施設数    | 実施件数 | 施設数    | 実施件数 |
| 水質検査の実施 | 74     | 57   | 76     | 57   | 72     | 55   |

平成24年度、平成25年度は岩盤浴14件を除く。

平成 26 年度は岩盤浴 12 件を除く。

③化製場等の施設指導

|         | 平成 24 年度 |      | 平成 25 年度 |      | 平成 26 年度 |      |
|---------|----------|------|----------|------|----------|------|
|         | 施設数      | 実施件数 | 施設数      | 実施件数 | 施設数      | 実施件数 |
| 化製場等の監視 | 3        | 2    | 3        | 2    | 3        | 1    |

④火葬場の監視指導

監視目標：年 1 回

|        | 平成 24 年度 |      | 平成 25 年度 |      | 平成 26 年度 |      |
|--------|----------|------|----------|------|----------|------|
|        | 施設数      | 実施件数 | 施設数      | 実施件数 | 施設数      | 実施件数 |
| 火葬場の監視 | 1        | 1    | 1        | 1    | 1        | 1    |

⑤温泉利用施設の監視指導

監視目標：年 1 回

|           | 平成 24 年度 |      | 平成 25 年度 |      | 平成 26 年度 |      |
|-----------|----------|------|----------|------|----------|------|
|           | 施設数      | 実施件数 | 施設数      | 実施件数 | 施設数      | 実施件数 |
| 温泉利用施設の監視 | 6        | 29   | 6        | 10   | 6        | 12   |

⑥生活衛生団体の育成

- ・研修会等への講師派遣 2 回（公衆浴場 11 名、理容業 110 名）
- ・表彰の実施
  - 生活衛生功労者 2 名
  - 公衆浴場絵画コンクール 2 名

⑦各種調査・報告業務

- ・公衆浴場基本調査
- ・水道統計調査
- ・公衆浴場経営実態調査
- ・コインオペレーションクリーニング営業施設衛生実態調査
- ・水道水質関連調査

平成 26 年度 各施設の監視指導計画数と実績数の関係は次のとおりである。

| 施設          | 対象施設数 | 監視計画数 (a) | 監視実績数 (b) | 実績率 (%)<br>(b/a) |
|-------------|-------|-----------|-----------|------------------|
| 理容所         | 486   | 130       | 10        | 7                |
| 美容所         | 814   | 130       | 51        | 39               |
| クリーニング工場    | 81    | 81        | 71        | 87               |
| 興行場 (※1)    | 12    | 7         | 4         | 57               |
| ホテル、旅館等     | 167   | 50        | 50        | 100              |
| 公衆浴場        | 84    | 71        | 66        | 92               |
| 温泉施設        | 6     | 6         | 12        | 200              |
| 特定建築物 (※2)  | 149   | 40        | 17        | 42               |
| 建築物登録業 (※3) | 118   | 30        | 14        | 46               |
| 火葬場         | 1     | 1         | 1         | 100              |
| 死亡獣畜処理施設等   | 5     | 4         | 1         | 25               |
| 専用水道        | 11    | 11        | 17        | 154              |
| 遊泳用プール      | 13    | 12        | 11        | 91               |

(※1) 興行場：映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸または観せ物を、公衆に見せ、または聞かせる施設。

(※2) 特定建築物：興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、相当程度の規模を有するもの。

(※3) 建築物登録業：建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第 12 条の 2 に基づき都道府県知事の登録をうけた事業。建築物の清掃を行う事業など、建築物における衛生的環境の確保に関する事業を行っている営業所が一定の基準に適合している場合には、その業種（8 種類）ごとに知事の登録を受けることができる。登録を受けた営業所には登録証明書（6 年間有効）が交付され、登録業者である旨の表示ができる。

環境衛生関係手数料単価は次のとおりである。

|   | 内容           | 単価 (円) |
|---|--------------|--------|
| 1 | 温泉利用許可       | 26,060 |
| 2 | 温泉利用承継承認     | 7,600  |
| 3 | 興行場営業許可（常設）  | 17,800 |
| 4 | 興行場営業許可（臨時）  | 8,700  |
| 5 | 興行場営業許可（仮設）  | 8,700  |
| 6 | 旅館業営業許可（ホテル） | 23,300 |

|    |                              |        |
|----|------------------------------|--------|
| 7  | 旅館業営業許可（旅館）                  | 22,300 |
| 8  | 旅館業営業許可（下宿）                  | 19,100 |
| 9  | 旅館業営業許可（簡易宿所）                | 19,100 |
| 10 | 旅館業営業承継承認                    | 7,600  |
| 11 | 浴場業営業許可                      | 23,300 |
| 12 | 理容所検査                        | 17,000 |
| 13 | 美容所検査                        | 17,000 |
| 14 | クリーニング所検査                    | 17,000 |
| 15 | 化製場設置許可                      | 23,350 |
| 16 | 死亡獣畜取扱場設置許可                  | 16,450 |
| 17 | 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律第8条準用）設置許可 | 16,450 |
| 18 | 動物の飼養又は収容許可                  | 8,750  |

### （3）予算と決算

#### ①歳入

歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

|    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 予算 | 1,362  | 1,362  | 1,354  |
| 決算 | 1,143  | 1,161  | 1,050  |
| 増減 | 218    | 200    | 303    |

決算の内容は次のとおりである。

（単位：千円）

|                | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 環境衛生関係手数料      | 1,135  | 1,154  | 1,044  |
| 環境衛生等営業関係事務委託金 | 7      | 6      | 6      |
| 歳入合計           | 1,143  | 1,161  | 1,050  |

#### ②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

|     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 予算  | 6,591  | 6,484  | 6,301  |
| 決算  | 6,266  | 6,137  | 6,127  |
| 不用額 | 324    | 346    | 173    |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 報酬       | 4,835    | 4,806    | 4,838    |
| 報償費      | 1        | —        | —        |
| 旅費       | 339      | 300      | 405      |
| 需用費      |          |          |          |
| 消耗印刷費    | 438      | 417      | 342      |
| 役務費      |          |          |          |
| 通信運搬費    | 278      | 245      | 281      |
| 使用料及び賃借料 | 366      | 360      | 218      |
| 備品購入費    | —        | —        | 35       |
| 負担金・補助金  |          |          |          |
| 負担金      | 6        | 6        | 6        |
| 歳出合計     | 6,266    | 6,137    | 6,127    |

(監査結果)

環境衛生等営業指導費の支出に関して、次の【指摘】を除き特に指摘すべき事項はない。また、検討事項として【意見】がある。

【指摘】 コインランドリーに対する指導について

平成 26 年 7 月 17 日に市民からコインランドリーに関する苦情の電話があり、その内容は、某営業所（コインランドリーおよびクリーニング所）の経営者が、自身の経営するコインランドリーを利用して布団の洗濯代行を行っていること、また、無料情報紙に不衛生な文言が記載されていることであった。

この代行業務は事実上のクリーニング業務であり、クリーニング業法第 3 条第 1 項に抵触する。また、不衛生な文言の広告への記載は、旭川市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生管理指導要綱第 5 条において禁止されている。

これを受けて市は、同年 7 月 18 日に、布団の洗濯代行業をやめるよう記載した監視指導票と、旭川市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生管理指導要綱を手交した。その際経営者は、指導票の内容について十分納得したとはいえないものの、無料情報紙の不衛生な文言は今後削除する旨を市の担当者に伝えた、と報告されている。

これらの経緯が記載された市の報告書は同年 7 月 22 日付で起案・決裁されている。しかし、その後指摘事項が改善されたか否かについての調査と報告はなされていない。

そこで、平成 27 年 9 月 10 日、監査人が現地を視察したところ、店外部のガラスおよ

び店内部に置かれていたチラシには洗濯代行の旨が記載されていたとともに、外看板には依然として不衛生な文言が記載されていた。

そもそも当該事項は市民からの苦情を発端として発覚したにもかかわらず、市がその後の改善状況を確認せず放置していたことは不適切である。まず解決へ向かうよう対応策を検討することが必要であり、また、情報を係内で共有し担当者が変更となっても適切に引継を行うなどの対応をしなければならない。

#### 【意見】立入検査のローテーションについて

監視指導要領 第3では、重点監視の対象施設を除く営業施設に対し、次表の頻度を目途に立入検査による監視を実施することとなっている。しかし、実際にはローテーション表がないため、どの施設に何年ごとに立入検査を実施しているのかがわかりにくい。そこで、目途となる頻度を超えて長期間立入検査が入っていない施設をシステム上で検索することができるかどうかを確認したところ、そのような検索は不可能であり長期間立入検査が入っていない施設の件数は不明とのことであった。このように施設の監視頻度を把握できていない状況は、何らかの指導を要する施設を長期間放置している可能性があることを示している。対象施設に満遍なく立入検査をすることができるような仕組みの構築が必要である。

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 公衆浴場                    | 2年に1回 |
| 旅館業、興行場、クリーニング所（取次店を除く） | 3年に1回 |
| 理容所、美容所、クリーニング所（取次店のみ）  | 4年に1回 |

#### 【意見】監視計画数の設定方法について

平成26年度生活衛生関係施設の監視計画数と監視実績数を比較すると、特に対象施設数の多い理容所・美容所で低い実績率となっている。そこで監視計画数の設定根拠を確認したところ、監視指導要領を作成した平成17年度に監視頻度と対象施設数を勘案して決定したものを現在も踏襲しているとのことであった。平成17年度からすでに9年経過していることを考慮すると、監視計画数そのものを見直すべきであると考え。なお、監視指導要領 第2では「保健所長は、毎年度、地域別、業種別等を勘案して監視計画を策定すること。」と定められている。

監視指導要領において理容所、美容所の立入検査の頻度の目途は4年に1回となっていることから、試算上の監視計画数と実際の監視計画数を比較すると次表のとおりである。特に美容所については差異の数値が大きく、実際の監視計画数の設定が実態に即していないと考えられる。ただし、施設数の多さや各種苦情処理が多いこともあり、限られた人員では立入検査の目途の設定自体が実態に即していない可能性もある。現実的で実効性のある監視計画数を設定しなければ計画と実績を対比してもその有効性は低い。

実情に応じた数値を設定し、その数値と実績との比較に乖離があれば改善していくというサイクルを確立し、限られた人的資源を効率的に配分するべきである。

|     | 試算上の監視計画数 (a)<br>(対象施設数÷4年) | 実際の監視計画数 (b) | 差異 (b-a) |
|-----|-----------------------------|--------------|----------|
| 理容所 | 121                         | 130          | 9        |
| 美容所 | 203                         | 130          | ▲73      |

**【意見】施設監視結果の一覧表について**

平成 26 年度に監視を実施した施設の一覧、各施設における問題の有無、その後の解決状況などがまとめられた資料の作成について質問したところ、そのような資料は作成していないとのことであった。

本章 154 頁の【意見】と同様であり、一覧表の作成を検討するべきである。

**【意見】監視指導要領と実務との相違について**

監視指導要領 第 5 において、監視結果の記録は「監視指導記録票」（以下、記録票という）に記入することとされている。しかし、実務上は記録票ではなく「環境衛生関係施設監視（検査・調査）書」（以下、検査調査書という）に記入している事例が散見された。市の担当者に確認したところ、検査調査書は、平成 17 年度に監視指導要領を制定した以前から使用してきた書類であるとのことであった。

検査調査書は結果のみを記載する簡潔な様式であり、記録票のように監視結果を詳細に記載する様式ではない。効率的な事務手続と効果的な監視のバランスを取りながら、実務と監視指導要領の内容を一致させるべきである。

#### 4. 生物検査費

##### (1) 概要

市民のくらしを守り、安全な衛生環境の確保と公衆衛生の向上及び推進を図るため、水、食品、便等を細菌学的手法で検査し、感染症、結核、食中毒等の原因菌の究明や、食品の成分規格の適合の確認等を行う。根拠法令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、食品衛生法などである。

主な事業内容は次のとおりである。

- ①感染症、結核、食中毒等の検査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び食品衛生法に基づく行政検査及び水道従事者、給食施設従事者等からの検便等の依頼検査）
- ②食品検査（食品衛生法に基づく収去検査及び食品製造業者等からの依頼検査）

③水質検査（公衆浴場水等のレジオネラ属菌の検査）

（２）事業実績

最近過去３年間の検査実績の推移は、次のとおりである。

（単位：件）

|          | 依頼検査  |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 便     |       |       | 水     |       |       | 食品    |       |       |
|          | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
| 赤痢菌      | 683   | 617   | 709   | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 腸管出血性大腸菌 | 683   | 617   | 703   | —     | —     | —     | 11    | 8     | 7     |
| サルモネラ    | 530   | 549   | 637   | —     | —     | —     | 13    | 7     | 1     |
| 一般細菌数    | —     | —     | —     | 5     | 2     | 3     | 49    | 42    | 50    |
| 大腸菌群     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 12    | 10    | 13    |
| 大腸菌      | —     | —     | —     | 28    | 19    | 18    | 28    | 24    | 18    |
| 黄色ブドウ球菌  | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 21    | 4     | 4     |
| 腸炎ビブリオ   | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 2     | —     |
| その他の細菌   | —     | —     | —     | 43    | 36    | 31    | 4     | 12    | 5     |
| エンテロトキシン | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     |
| 寄生虫卵     | 64    | 136   | 93    | —     | —     | —     | —     | —     | —     |

|          | 収去検査  |       |       |
|----------|-------|-------|-------|
|          | 食品    |       |       |
|          | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
| 赤痢菌      | —     | —     | —     |
| 腸管出血性大腸菌 | —     | —     | —     |
| サルモネラ    | 13    | 13    | 15    |
| 一般細菌数    | 144   | 179   | 162   |
| 大腸菌群     | 47    | 63    | 73    |
| 大腸菌      | 115   | 129   | 107   |
| 黄色ブドウ球菌  | 121   | 145   | 122   |
| 腸炎ビブリオ   | 6     | 6     | 8     |
| その他の細菌   | —     | —     | 1     |
| エンテロトキシン | 12    | 11    | —     |
| 寄生虫卵     | —     | —     | —     |

|          | 感染症菌及び食中毒菌 |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          | 便          |       |       | 食品    |       |       | 拭取    |       |       |
|          | H24年度      | H25年度 | H26年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
| 赤痢菌      | 29         | 35    | 38    | 21    | 3     | —     | 45    | 40    | —     |
| 腸管出血性大腸菌 | 38         | 45    | 44    | 21    | 3     | —     | 75    | 40    | 30    |
| サルモ      | 29         | 35    | 38    | 21    | 3     | —     | 45    | 40    | —     |

|         |     |     |    |    |   |   |    |    |   |
|---------|-----|-----|----|----|---|---|----|----|---|
| ネラ      |     |     |    |    |   |   |    |    |   |
| 大腸菌     | 29  | 35  | 38 | 21 | 3 | — | 45 | 40 | — |
| 黄色ブドウ球菌 | 29  | 35  | 38 | 21 | 3 | — | 45 | 40 | — |
| 腸炎ビブリオ  | 29  | 35  | 38 | 21 | 3 | — | 45 | 40 | — |
| その他の細菌  | 29  | 35  | 38 | 21 | 3 | — | 45 | 40 | — |
| ノロウイルス  | 201 | 173 | 77 | —  | — | — | —  | —  | — |
| ロタウイルス  | —   | 16  | 12 | —  | — | — | —  | —  | — |

|      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| HIV  | 167      | 239      | 209      |
| 浴槽水  | 83       | 82       | 84       |
| プール水 | 17       | 17       | 16       |

手数料単価は次のとおりである。

| 種別         | 内容                      | 金額         |
|------------|-------------------------|------------|
| 健康診断料      | 腸内細菌検査                  | 1,450 円/件  |
|            | 虫卵                      | 160 円/件    |
| 水質検査手数料    | 一般細菌試験                  | 1,770 円/件  |
|            | 大腸菌群試験                  | 2,150 円/件  |
|            | その他の細菌試験                | 9,210 円/件  |
| 食品等細菌検査手数料 | 細菌<br>(一般細菌・大腸菌・大腸菌群試験) | 2,750 円/項目 |
|            | 細菌試験 (その他の細菌試験)         | 5,090 円/項目 |
|            | エンテロトキシン試験              | 12,270 円/件 |

(3) 予算と決算

①歳入

歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----|----------|----------|----------|
| 予算 | 1,699    | 1,841    | 1,841    |
| 決算 | 1,959    | 1,662    | 1,684    |
| 増減 | △260     | 178      | 156      |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|                      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|
| 健康診断料<br>(腸内細菌検査、虫卵) | 1,000    | 918      | 1,045    |
| 水質検査手数料<br>(生物検査費分)  | 465      | 366      | 329      |
| 食品等細菌検査手数料           | 494      | 376      | 309      |
| 歳入合計                 | 1,959    | 1,662    | 1,684    |

②歳出

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 当初予算     | 20,531   | 20,356   | 20,628   |
| 補正・流用後予算 | 20,525   | 20,360   | —        |
| 決算       | 19,918   | 20,226   | 20,358   |
| 不用額      | 607      | 134      | 269      |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 旅費    | 156      | 48       | 99       |
| 需用費   |          |          |          |
| 消耗印刷費 | 4,234    | 3,803    | 3,702    |
| 役務費   |          |          |          |

|          |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|
| 手数料      | 199    | 203    | 206    |
| 委託料      | 4,394  | 4,408  | 4,541  |
| 使用料及び賃借料 | 10,933 | 11,762 | 11,808 |
| 歳出合計     | 19,918 | 20,226 | 20,358 |

#### (4) 追加監査手続

委託料は一者特命の随意契約であったため主な委託料の内容を確認した。

|                |   |                           |                                |
|----------------|---|---------------------------|--------------------------------|
| 契約の相手方         | 北海道和光純薬(株)<br>旭川営業所   | 北海道和光純薬(株)<br>旭川営業所       | 北海ケミー(株)<br>旭川営業所              |
| 契約方法           | 一者特命の随意契約   |                           |                                |
| 業務内容           | 高速液体クロマトグラフ質量分析装置のGLP保守点検業務   | ガスクロマトグラフ質量分析装置のGLP保守点検業務 | タンデム型ガスクロマトグラフ質量分析装置のGLP保守点検業務 |
| 契約金額(税込)       | 1,917,000円  | 901,800円                  | 1,350,000円                     |
| 契約期間           | 平成27年2月2日から平成27年3月31日まで   |                           |                                |
| 一者特命の随意契約とした理由 | 保守点検業務の対象となる機種の販売元が指定する道内の保守点検業者は上に記載の会社のみであり、販売元が指定する業者以外に業務を施行させた場合、その後の使用及び保守に著しい障害を生じる恐れがあるため。  |                           |                                |
| 確認した資料         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所競争入札参加者等選考委員会調書</li> <li>・支出負担行為伺書</li> <li>・起案書</li> <li>・委託契約書</li> <li>・点検結果報告書</li> <li>・検査調書</li> <li>・支出命令書</li> </ul> |                           |                                |

#### (監査結果)

生物検査費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

#### 5. 防疫対策費

#### 6. 狂犬病予防対策費

#### 7. 動物愛護センター管理費

以上の3事業費は、180頁 第7章 旭川市動物愛護センター にて詳述する。

## 8. 公衆浴場支援費

### (1) 概要

#### ①旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金

旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金交付要綱に基づき、公衆浴場設備の改善を促進し、衛生水準の向上を図るとともに、経営の安定に寄与する。

#### ②旭川浴場組合活性化事業費

旭川浴場組合活性化事業費補助金交付要綱に基づき、旭川浴場組合が実施する活性化事業の推進を図り、もって利用者数の確保に資することにより、経営の安定に寄与する。

主な事業内容は次のとおりである。

#### ①旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金

北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が行う公衆浴場設備整備事業の対象施設のうち、旭川市内の施設の経営者に対し、補助金を交付する。

普通浴場の設備を整備するために必要な経費を補助する。

#### ②旭川浴場組合活性化事業費

旭川浴場組合が自主的事业として実施する活性化事業に対し補助金を交付する。

旭川浴場組合が実施する普通浴場の活性化事業に対し、必要な経費を補助する。

### (2) 事業成果

#### ①旭川市公衆浴場設備整備事業費補助金

最近過去3年間の歳出の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 補助件数     | 2      | 10     | 5      |
| 補助金額(千円) | 975    | 4,240  | 1,152  |

平成25年度が他の年度と比較して補助金額が多いのは、平成26年4月1日からの消費税率増加前の駆け込み需要の影響があったこと、また、北海道および旭川市の補助率が削減になるとの虚偽の情報が流れたことによると考えられる。

#### ②旭川浴場組合活性化事業費

最近過去3年間の歳出の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 補助件数     | 1      | 1      | 1      |
| 補助金額(千円) | 2,000  | 2,000  | 2,000  |

(監査結果)

公衆浴場支援費の支出に関して、次の【指摘】を除き、特に指摘すべき事項はない。

【指摘】補助金交付手続について

①職員による補助金額の私費立て替えについて

平成 26 年度に、旭川浴場組合活性化事業費補助金交付事務を担当していた職員が、支出事務手続を怠り、補助金額 2 百万円を私費で立て替えて、補助申請者名義の預金口座に振り込むという事案が生じた。

当該補助金は申請者である旭川浴場組合（以下、組合という）へ毎年同額交付されていた。例年は下に示したようなスケジュールで補助金の申請から交付金確定までの事務がなされているところ、平成 26 年度は年度中に概算払いがなく、年度末日の補助金額確定後、出納整理期間に交付されている。

当該事案は、個人名義での振込みがあったことに係る問い合わせが組合から市になされて発覚した。

原因は、当該事務担当者が管理職であり、当該職員より上位の立場の管理職が具体的実務の実施状況を確認する体制がなかったこと、および、庁内における歳入歳出決算見込額調査実施時に、予算執行未了であることに気付くことができなかったことである。

今後は、適切な確認が可能となるように体制を見直し、予算執行状況を適時に把握することが必要である。

②平成 25 年度の補助金交付に係る書類の不足について

旭川浴場組合活性化事業費補助金交付要綱で要求されている書類が整備されているかどうかについて確認したところ、平成 25 年度において「旭川浴場組合活性化事業費補助金交付決定通知書」、「旭川浴場組合活性化事業費補助金概算払承認申請書」、「旭川浴場組合活性化事業費補助金交付金額確定通知書」が作成・提出されていなかった。いずれも申請手続きに際して市や組合の意思決定内容を客観的に示す重要な書類であり、欠くことができないと考える。例年実施されている手続だとしても旭川浴場組合活性化事業費補助金交付要綱で要求されている書類である以上、作成・提出されていないことは不適切である。所定の手続きを経ているかについてチェックリストを用いるなどの対応を検討すべきである。

平成 25 年度 補助金申請から補助金額確定までのフロー（例年のフロー）

|                   |      |                                    |
|-------------------|------|------------------------------------|
| 平成 25 年 10 月 4 日  | 組合→市 | 「旭川浴場組合活性化事業費補助金交付申請書」提出           |
| 平成 25 年 10 月 18 日 | 市    | 旭川浴場組合活性化事業費補助金交付決定                |
| —                 | 市→組合 | 「旭川浴場組合活性化事業費補助金交付決定通知書」<br>(提出なし) |
| —                 | 組合→市 | 「旭川浴場組合活性化事業費補助金概算払承認申請書」(提出なし)    |
| 平成 25 年 11 月 26 日 | 市→組合 | 「旭川浴場組合活性化事業費補助金概算払決定通知書」提出        |
| 平成 25 年 11 月 29 日 | 組合→市 | 「請求書」提出                            |
| 平成 25 年 12 月 12 日 | 市→組合 | 補助金振込                              |
| 平成 26 年 3 月 31 日  | 組合→市 | 「補助事業実績報告書」提出                      |
| —                 | 市→組合 | 「旭川浴場組合活性化事業費補助金交付金額確定通知書」(提出なし)   |

平成 26 年度 補助金の内容

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 事業実施期間   | 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 |
| 補助金交付申請額 | 2,000,000 円                      |
| 補助金交付額   | 2,000,000 円                      |
| 交付決定施行日  | 平成 27 年 3 月 2 日                  |

平成 26 年度 補助金申請から補助金額確定までのフロー

|                  |       |                              |
|------------------|-------|------------------------------|
| 平成 27 年 2 月 22 日 | 組合→市  | 「旭川浴場組合活性化事業費補助金交付申請書」提出     |
| 平成 27 年 3 月 2 日  | 市→組合  | 「旭川浴場組合活性化事業費補助金交付決定通知書」     |
| 平成 27 年 3 月 31 日 | 組合→市  | 「補助事業実績報告書」提出                |
| 平成 27 年 3 月 31 日 | 市→組合  | 「旭川浴場組合活性化事業費補助金交付金額確定通知書」提出 |
| 平成 27 年 5 月 1 日  | 組合→市  | 「請求書」提出                      |
| 不明               | 職員→組合 | 保健所衛生検査課 課長職技術職員が私費で振込       |
| 平成 27 年 5 月 28 日 | 市→組合  | 補助金振込                        |
| 不明               | 組合→職員 | 振込額の返還                       |

第 3 現場視察、備品等の棚卸、領収書綴りの実査

1. 備品等の棚卸

保健所を視察し、衛生検査課の管理している備品台帳をもとに棚卸を実施した。その

結果、次の事項があった。

【指摘】衛生検査課 1 階事務室の備品の不備について

①備品台帳に記載がないもの

| 種類                        | 旧備品コード        | 設置場所     |
|---------------------------|---------------|----------|
| 机                         | 1. 1. 2. 1544 | 衛生検査課事務室 |
| 机                         | 1. 1. 2. 1916 | 同上       |
| キャビネット                    | 1. 3. 28. 797 | 同上       |
| キャビネット                    | 1. 3. 28. 798 | 同上       |
| キャビネット                    | 1. 3. 28. 805 | 同上       |
| キャビネット                    | 1. 3. 28. 806 | 同上       |
| その他の法令<br>(食品表示マニュアル 2 巻) | なし            | 同上       |
| その他の法令<br>(獣医公衆衛生法規集 2 巻) | なし            | 同上       |

北海道から市に業務移管の際に譲渡された物品で、老朽化したものとして備品登録しないで使用している、との説明である。

②備品番号シールの貼り付けがないもの

| 種類     | 備品番号    | 設置場所     |
|--------|---------|----------|
| スチール椅子 | 0021859 | 衛生検査課事務室 |
| かさ立て   | 0021108 | 玄関       |
| かさ立て   | 0021109 | 同上       |
| 長いす    | 0020865 | 衛生検査課事務室 |

監査実施中に備品番号シールを貼付した。

③備品の現物確認ができなかったもの

| 種類           | 備品番号    | 設置場所  |
|--------------|---------|-------|
| 肘付事務用回転いす    | 0021851 | 生活衛生課 |
| ファイリングキャビネット | 0021961 | 車庫    |

④備品台帳上の保管場所と、備品番号シールに記載されている保管場所が異なるもの

| 種類    | 備品番号    | 設置場所                               |
|-------|---------|------------------------------------|
| カウンター | 0020727 | 備品台帳上の設置場所は「衛生検査課」、備品番号シールは「保健総務課」 |

監査実施中に備品番号シールを剥がし、保管場所を合致した。

【指摘】衛生検査課 2 階理化学検査室、生物検査室の備品の不備について

①備品ラベルのはがれていたもの

| 品名               | 備品番号    |
|------------------|---------|
| 恒温水槽             | 0022133 |
| 同上               | 0022134 |
| エッペンドルフ 3110 可変式 | 0022301 |
| 同上               | 0022302 |
| 同上               | 0022303 |
| 同上               | 0022304 |
| 同上               | 0022305 |
| 同上               | 0022306 |

②設置場所の記載が相違していたもの

| 品名     | 備品番号    | 記載     | 実際     |
|--------|---------|--------|--------|
| pHメーター | 0022166 | 理化学検査室 | 物品庫    |
| 同上     | 0022167 | 物品庫    | 理化学検査室 |

監査実施中に記載された保管場所へ移動した。

【指摘】薬品類の管理の不備について

①保管状況を視察した結果、次の不備事項があった。

ア. 薬品庫に「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示はあるものの、「危険物」の表示がなかった。

イ. 管理システム上の保管量と現物の不一致があった。

| 薬品名   | 区別  | 保管量 | 現物   |
|-------|-----|-----|------|
| 酢酸    | 危険物 | 7 本 | 8 本  |
| メタノール | 危険物 | 6 本 | 11 本 |

(注) 管理システムを平成 24 年 8 月から新たに導入している。導入時から続く差異と

考えられる。

#### ウ. 保管場所の不備

| 薬品名 | 区別 | 不備内容                  |
|-----|----|-----------------------|
| 硫酸  | 劇物 | 「医薬用外劇物」の表示無しの戸棚に3本保管 |

#### ②薬品類の管理規定の未整備について

後述する旭川市食肉衛生検査所では、「毒物劇物危険物危険防止及び盗難防止規定」にて管理体制等について定め、「薬品管理要領」により、薬品の管理徹底を図っている。衛生検査課において使用・保管する薬品類について旭川市食肉衛生検査所と同様に規定を作成し、適切に扱うことが求められる。

#### 2. 領収書綴りの実査

保健所を視察し、衛生検査課の管理している領収書綴りを実査した。その結果、次の事項があった。

##### 【指摘】未使用領収書の簿冊管理について

保健所を視察した際、未使用の領収書綴りについて受払簿が作成されていなかった。同様の【指摘】である第3章73頁を参照。

## 第7章 旭川市動物愛護センター（愛称：あにまある）

### 1. 施設の概要

(1) 所在地 旭川市7条通10丁目

(2) 沿革

|         |  |
|---------|--|
| 昭和43年9月 | 旭川市江丹別町嵐山に、北海道が犬抑留所を設置   |
| 平成12年4月 | 旭川市の中核市移行に伴い、北海道から業務を引き継ぐ  |
| 平成24年9月 | 現在地に新築移転。旭川市動物愛護センター（愛称：あにまある）と改称。動物愛護推進業務、狂犬病予防業務、畜犬取締及び野犬掃とう業務を開始した。 |

### (3) 規模

| 延床面積 (㎡) |        |       | 構造                    |          |       |   |           |        |
|----------|--------|-------|-----------------------|----------|-------|---|-----------|--------|
| 734.54   |        |       | 鉄筋コンクリート造地上2階地下1階塔屋1階 |          |       |   |           |        |
| 階        | 室名     | 面積(㎡) | 1                     | 室名       | 面積(㎡) | 2 | 室名        | 面積(㎡)  |
|          | 1      | 処置室   |                       | 28.86    | 犬保護室1 |   | 13.03     | 多目的ホール |
| 階        | 物品庫1   | 16.32 | 1                     | 犬保護室2    | 10.49 | 2 | ボランティア室   | 10.75  |
|          | 物品庫2   | 4.37  |                       | 犬保護室3    | 13.65 |   | 事務室       | 52.10  |
| 階        | 玄関ホール  | 73.97 | 1                     | 洗浄室      | 10.20 | 2 | サーバー室・物品庫 | 6.75   |
|          | 犬飼育体験室 | 13.65 |                       | その他動物保護室 | 5.76  |   | 治療・傷病室    | 25.44  |
| 階        | 猫飼育体験室 | 8.09  | 1                     | 犬観察室     | 8.50  | 2 | レントゲン室    | 4.00   |
|          | 猫検疫室   | 8.16  |                       | 飼料庫      | 8.68  |   | シャワー室・脱衣室 | 3.78   |
| 階        | 猫保護室   | 12.37 | 1                     | 物品庫      | 26.84 | 2 | 湯沸し・洗濯室   | 5.67   |
|          | 犬検疫室   | 10.53 |                       | 車庫       | 28.20 |   | 廊下・その他    | 233.25 |

(4) 建設事業費 311,000千円

・財源内訳 国庫補助金 26,000千円、市債 226,000千円、一般財源 59,000千円。

### (5) 業務内容と特色

・市の中心部に位置する

このような施設はいわゆる「迷惑施設」として、通常は郊外に設置されることが多い。しかし、防音サッシやオゾン脱臭装置を備えるなど防音・防臭対策を講じており、その上周囲を市の施設に囲まれていることから、運営に支障はない。また、訪れる市民の交通の利便性が高い。

・犬や猫の譲渡を積極的に推進

市の中心部に位置するため来所しやすい。

市のホームページ・市内のメディアを利用し譲渡可能な犬や猫等を随時公開している。

新施設の開所以来、犬の殺処分は実施していない。

譲渡前の適正飼養講習受講の条件付け。

・動物愛護の普及啓発

犬のしつけ方・飼い方指導、動物とのふれあい、各講習会の開催。

・市民によるボランティア活動の支援

動物愛護ボランティアの登録と講習会開催。ボランティアによる保護動物の世話。

動物愛護推進員の依頼と講習会開催。推進員による犬や猫の飼い方相談。

・動物の保護と治療

負傷犬・猫の治療、保護動物の健康管理、不妊・去勢措置。

・犬の登録他各種届出および狂犬病予防注射の実施

## 2. 防疫対策費

### (1) 概要

市民生活における生活環境の改善と、住民の衛生知識の向上を図り、感染症の予防に資するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び旭川市害虫駆除及び消毒業務実施要領等の関係法令に基づき、次の業務を実施した。

- ①ねずみ、衛生害虫及び危険害虫等の駆除・発生防止に関する業務
- ②ねずみ、衛生害虫及び危険害虫等の指導・啓発等に関する業務
- ③感染症発生時における消毒並びに患者の搬送に関する業務
- ④水害時等における消毒業務他感染症の予防に関する業務
- ⑤エキノコックス症媒介動物疫学調査用検体（きつね）の確保・保存業務
- ⑥エキノコックス症媒介動物（きつね）の調査及び捕獲業務

### (2) 事業成果

#### ①危険害虫・衛生害虫駆除の状況

ア. 公共用地、公共施設及び生活弱者等における害虫駆除件数

|          |      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|------|----------|----------|----------|
| 蜂の<br>駆除 | 職員駆除 | 319      | 335      | 529      |
|          | 委託駆除 | 10       | 9        | 8        |
| 他の害虫駆除数  |      | 0        | 0        | 0        |

イ. 蜂の防護服の貸出件数

|         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 蜂の防護服貸出 | 77       | 83       | 127      |

②殺鼠剤配布状況

|      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 配布戸数 | 21       | 22       | 11       |
| 配布数  | 77       | 50       | 11       |

③依頼消毒件数（手数料徴収分）

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 殺虫剤散布 | 0        | 0        | 0        |
| 便槽殺蛆  | 0        | 0        | 0        |

④水害時等感染症の予防に伴う消毒件数

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |   |
|-----|----------|----------|----------|---|
| 水害  | 屋内消毒     | 0        | 0        | 0 |
|     | 屋外消毒     | 0        | 1        | 2 |
| その他 | 0        | 0        | 0        |   |

⑤エキノコックス症対策

ア. 媒介動物（きつね）疫学調査用検体の確保件数

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 確保検体数 | 7        | 5        | 5        |

イ. 感染予防対策における媒介動物（きつね）の調査及び捕獲件数

|        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 調査件数   | 23       | 32       | 40       |
| 捕獲檻設置数 | 20       | 27       | 26       |
| 捕獲数    | 11       | 18       | 23       |

(3) 予算と決算

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----|----------|----------|----------|
| 予算  | 1,899    | 1,808    | 1,811    |
| 決算  | 1,802    | 1,686    | 1,667    |
| 不用額 | 97       | 121      | 143      |

決算の内容は次のとおりである。

(単位:千円)

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 賃金    | 963      | 899      | 873      |
| 報償費   | 35       | 35       | 35       |
| 消耗印刷費 | 510      | 472      | 440      |
| 医療材料費 | —        | 4        | 1        |
| 通信運搬費 | 19       | 17       | 21       |
| 手数料   | 116      | 116      | 167      |
| 委託料   | 157      | 141      | 129      |
| 歳出合計  | 1,802    | 1,686    | 1,667    |

上記推移のとおり、著しい増減はない。

#### (4) 監査結果

防疫対策費の支出に関して、特に指摘すべき事項はない。

### 3. 狂犬病予防対策費

#### (1) 概要

狂犬病予防法等の関係法令に基づき、次の業務を実施している。

##### ①犬の登録・移動他各種届出事務

- ・犬の登録及び移動他各種届出の受理
- ・獣医師会への犬の登録鑑札等交付業務の委託
- ・ホームページおよび電話による問い合わせへの対応

##### ②狂犬病予防注射の実施

- ・4月 狂犬病予防注射実施案内発送  
こうほう旭川、ホームページ等による啓発記事の掲載
- ・5月 狂犬病予防注射業務(集合注射)実施  
獣医師会の協力のもと市中の動物病院にて実施
- ・8月 予防注射未実施者及び未登録者への督促状の発送
- ・通年 ホームページおよび電話による問い合わせへの対応

(2) 事業実績

犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 (単位：頭)

|         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 犬の登録    | 1,206  | 1,257  | 1,124  |
| 登録事項変更  | 688    | 832    | 740    |
| 犬の転入    | 151    | 165    | 158    |
| 犬の転出    | 148    | 181    | 159    |
| 犬の死亡    | 849    | 849    | 842    |
| 狂犬病予防注射 | 11,380 | 11,563 | 11,546 |
| 督促      |        |        |        |
| 未登録     | 90     | 109    | 102    |
| 未注射     | 1,672  | 1,171  | 1,044  |

(3) 予算と決算

① 狂犬病予防手数料 (歳入)

特定財源となる歳入の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 予算 | 11,650 | 11,648 | 11,648 |
| 決算 | 11,405 | 11,646 | 11,212 |
| 増減 | 244    | 1      | 435    |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 狂犬病予防手数料     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 犬の登録         | 3,434  | 3,553  | 3,146  |
| 狂犬病予防注射済票交付  | 7,961  | 8,080  | 8,054  |
| 犬の鑑札再交付      | 8      | 10     | 10     |
| 狂犬病予防注射済票再交付 | 1      | 1      | 1      |
| 合計           | 11,405 | 11,646 | 11,212 |

特に著しい増減はない。

② 狂犬病予防対策事業費 (歳出)

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 予算  | 11,506 | 10,065 | 10,056 |
| 決算  | 11,170 | 9,590  | 9,621  |
| 不用額 | 335    | 474    | 434    |

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目(節)   | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 報酬      | 1,612  | 1,612  | 1,377  |
| 賃金      | 2,250  | 1,654  | 1,753  |
| 旅費      | 156    | 95     | 146    |
| 需用費     | 1,320  | 1,243  | 1,275  |
| 役務費     | 1,022  | 1,000  | 1,042  |
| 委託料     | 3,559  | 3,045  | 3,087  |
| 使用料・賃借料 | 1,249  | 938    | 938    |
| 合計      | 11,170 | 9,590  | 9,621  |

委託料は、獣医師会への犬の登録鑑札等交付業務の委託実施による。

#### (4) 監査結果

狂犬病予防手数料(歳入)および狂犬病予防対策事業費(歳出)に関して、特に指摘すべき事項はない。

### 4. 動物愛護センター管理費

#### (1) 概要

旭川市動物愛護センター条例、動物の愛護及び管理に関する法律、旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例等関係法令に基づき、次の業務を実施している。

#### ①センター施設の管理及び動物の管理に関する業務

- ア. 動物愛護センター施設の維持管理業務
- イ. 不用犬猫及び所有者の不明な犬猫の引取り業務
- ウ. 保護及び収容動物の飼養管理業務
- エ. 保護及び収容動物の返還、譲渡及び処分業務
- オ. 畜犬に係る指導・取締・啓発等の畜犬取締業務
- カ. 野犬に係る捕獲・処分等の野犬掃とう業務

#### ②動物愛護の推進に関する業務

- ア. 負傷動物の収容及び治療業務
- イ. 保護及び収容動物の譲渡等の推進業務
- ウ. 動物愛護に係る動物愛護推進委員及び動物愛護ボランティア等の育成及び活動支援業務
- エ. 犬のしつけ方及び飼い方等の指導及び普及啓発業務
- オ. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発業務
- カ. 地域猫等野良猫対策の推進業務

③嵐山犬抑留所用地の維持管理に関する業務

(2) 事業成果

①犬・猫の取扱状況及び処分状況

|        |       |         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |     |
|--------|-------|---------|--------|--------|--------|-----|
| 犬      | 取扱状況  | 捕獲数     | 19     | 20     | 27     |     |
|        |       | 引取数     | 不 用    | 40     | 35     | 58  |
|        |       |         | その他    | 63     | 66     | 59  |
|        |       | 負傷犬の収容数 | 5      | 8      | 5      |     |
|        |       | 合 計     | 127    | 129    | 149    |     |
|        | 処分状況  | 返 還     | 60     | 60     | 65     |     |
|        |       | 譲 渡     | 48     | 60     | 77     |     |
|        |       | 疾病等死亡   | 2      | 5      | 3      |     |
|        |       | 殺処分     | 4～8月   | 12     | 0      | 0   |
|        |       |         | 9～3月   | 0      |        |     |
| 収 容 残  | 5     | 9       | 13     |        |        |     |
| 猫      | 取扱状況  | 引取数     | 不 用    | 147    | 238    | 298 |
|        |       |         | その他    | 217    | 279    | 134 |
|        |       | 負傷猫の収容数 | 55     | 58     | 46     |     |
|        |       | 合 計     | 419    | 575    | 478    |     |
|        | 処分状況  | 返 還     | 0      | 2      | 3      |     |
|        |       | 譲 渡     | 186    | 362    | 345    |     |
|        |       | 疾病等死亡   | 22     | 81     | 30     |     |
|        |       | 殺処分     | 4～8月   | 153    | 115    | 122 |
|        |       |         | 9～3月   | 17     |        |     |
|        | 収 容 残 | 41      | 56     | 34     |        |     |
| その他の動物 | 取扱状況  | 引取数     | 不 用    | 10     | 21     | 3   |
|        |       |         | その他    | 16     | 14     | 11  |
|        |       | 負傷の収容数  | 2      | 0      | 0      |     |
|        | 合 計   | 28      | 35     | 14     |        |     |
|        | 処分状況  | 返 還     | 1      | 3      | 4      |     |
|        |       | 譲 渡     | 25     | 32     | 9      |     |
|        |       | 疾病等死亡   | 1      | 0      | 0      |     |
| 殺 処 分  |       | 1       | 0      | 0      |        |     |

②畜犬の取締状況

|         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 苦 情 件 数 | 174    | 175    | 158    |
| 調 査 件 数 | 182    | 156    | 166    |
| 加 害 届   | 4      | 4      | 7      |
| 被 害 届   | 1      | 2      | 1      |

③猫の飼い方指導状況

|      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 苦情件数 | 225    | 280    | 191    |
| 調査件数 | 172    | 183    | 181    |

④保護及び収容動物の譲渡推進業務の実施状況

- ・休日開館の実施 24日
- ・譲渡前講習会の実施 犬 36回（143名）・猫 43回（318名）

⑤動物愛護の推進業務の実施状況

- ・動物愛護推進委員登録数 11名
- ・動物愛護ボランティア登録数 25名
- ・野良猫に対する不妊去勢実施頭数 170頭
- ・犬の飼い方教室等の実施 5回（125名）
- ・施設見学者数 3,765名（うち市外 598名）

(3) 予算と決算

歳出の予算と決算の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

|          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 当初予算     | 28,273 | 24,724 | 26,895 |
| 補正・流用後予算 | 28,225 | 26,980 | —      |
| 決算       | 22,412 | 26,028 | 24,664 |
| 不用額      | 5,812  | 951    | 2,230  |

(注) 平成24年度は、動物愛護センター施設管理費及び動物愛護推進事業費の合計。

決算の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

| 科目(節) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 報酬    | 1,411  | 3,355  | 3,398  |
| 賃金    | 3,953  | 4,149  | 4,033  |
| 報償費   | 133    | 115    | 191    |
| 旅費    | 380    | 473    | 476    |
| 需用費   | 12,011 | 13,853 | 11,681 |
| 役務費   | 176    | 334    | 390    |
| 委託料   | 3,455  | 3,609  | 4,103  |

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 使用料・賃借料 | 186    | 100    | 101    |
| 原材料費    | —      | 7      | 4      |
| 備品購入費   | 675    | —      | 253    |
| 負担金補助金  | 27     | 27     | 27     |
| 公課費     | —      | 1      | 2      |
| 合計      | 22,412 | 26,028 | 24,664 |

(注) 平成 24 年度は、動物愛護センター施設管理費及び動物愛護推進事業費の合計。  
平成 24 年 9 月に新施設で業務を開始している。

#### (4) 監査結果

動物愛護センター管理費の支出に関して、次の【指摘】を除き特に指摘すべき事項はなかった。また、検討事項として【意見】がある。

##### 【指摘】 期限切れの動物薬について

薬品庫を視察したところ期限切れの動物薬が散見されたため、そのリストアップを依頼したところ、27 種類 39 (箱、袋、本等) があり、平成 26 年 7 月末に廃棄処分された。その期限は、平成 24 年 9 月から平成 26 年 6 月までであった。期限切れの動物薬については適宜廃棄処分するか、廃棄処分するまで期間は誤使用防止のため他の動物薬と区別して保管するなど適切な保管管理をしなければならない。

なお、期限切れ後の使用はない、との説明であった。

##### 【指摘】 未使用領収書の簿冊管理について

動物愛護センターを視察した際、未使用の領収書綴りについて受払簿が作成されていなかった。同様の【指摘】である第 3 章 73 頁を参照。

##### 【意見】 支出を伴う関係書類の作成について

動物愛護推進員および動物愛護ボランティアに対し、旭川市動物愛護推進員設置要綱および旭川市動物愛護ボランティア活動要綱にて、動物愛護センターにて活動するための交通費相当分を活動費として支給するとしている。そこで動物愛護センターでは、来庁一日につき 500 円を活動費として支給している。平成 26 年 10 月分の「動物愛護推進員・ボランティア活動確定表 (平日)」では、延べ人員 29 名、「ボランティア活動実績表」では延べ人員 28 名で実際の支給額 14,000 円となっていた。不整合のため調査した結果、延べ人員 28 名が正当であり、実際の支給は正しかった。支出を伴う関係書類の作成に一層の注意を要する。

## 第8章 旭川市食肉衛生検査所の業務について

### 第1 旭川市食肉衛生検査所（以下、食肉検査所という）の沿革と概要

所在地：旭川市東鷹栖6線12号

#### 1. 沿革

|             |  |
|-------------|--|
| 昭和54年2月1日   | (株)上川畜産公社（現(株)北海道畜産公社道央事業所上川工場）上川総合食肉流通センターの開設に伴い、北海道旭川保健所旭川食肉検査事務所が設置される。 |
| 平成11年12月15日 | 旭川市食肉衛生検査所条例が公布される。  |
| 平成12年4月1日   | 旭川市の中核市移行に伴い、北海道から引き継ぎ、旭川市食肉衛生検査所（管理係、試験指導係、検査第1係、検査第2係）として業務を開始する。        |
| 平成18年4月1日   | 組織機構改正に伴い、試験指導係、検査第1係、検査第2係の3係となる。   |
| 平成20年5月1日   | 組織機構改正に伴い、保健所に属する第1種施設となる。併せて精密検査係（旧試験指導係）食肉検査係（旧検査第1・第2係の統合）の2係となる。       |

（注）第1種施設とは、保健所に属する施設をいう（旭川市保健所条例施行規則第3条第2項）、市の他の組織において第1種施設とは、部に属する施設をいう（旭川市事務分掌条例施行規則第1条第2項）。具体的には、課長職が所属長を務める施設をいう。

#### 2. 組織の概要（平成27年4月1日現在）

##### （1）組織機構



(2) 職員構成

| 技術<br>(獣医師) | 事務 | 嘱託職員 |       |         | 計  |
|-------------|----|------|-------|---------|----|
|             |    | 獣医師  | 技術補助員 | 施設管理業務員 |    |
| 13          | 1  | 8    | 4     | 1       | 27 |

(3) 根拠法令

旭川市食肉衛生検査所条例

旭川市保健所条例施行規則

旭川市食肉衛生検査所条例施行規則

旭川市と畜場法施行条例

旭川市保健所長及び旭川市食肉衛生検査所長に対する事務委任規則

(4) 庁舎規模

| 敷地面積 (㎡) |        | 延床面積 (㎡) |        | 構造          |        |        |        |
|----------|--------|----------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| 845.00   |        | 417.65   |        | 木造モルタル一部2階建 |        |        |        |
| 室名       | 面積 (㎡) | 室名       | 面積 (㎡) | 室名          | 面積 (㎡) | 室名     | 面積 (㎡) |
| 事務室      | 106.92 | 病理・理学検査室 | 58.59  | 生物検査室       | 37.80  | BSE検査室 | 36.77  |
| 暗室       | 5.50   | 会議室      | 29.16  | その他         | 142.91 |        |        |

3. 事業の概要

(1) 主な事業内容

牛、豚などの食肉検査、と畜場の衛生監視・指導

(2) 食肉検査状況

| 食肉検査事業実績        |         |         |         |         |         |         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 項目/年度           | 平成21年度  | 平成22年度  | 平成23年度  | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |         |
| TSE検査頭数         | 20,302頭 | 21,025頭 | 22,301頭 | 21,887頭 | 9,830頭  | 5,480頭  |         |
| と畜検査証明書発行件数     | 18,181件 | 17,689件 | 19,196件 | 20,367件 | 13,154件 | 10,604件 |         |
| と畜検査頭数          | 大動物     | 19,536頭 | 20,249頭 | 21,395頭 | 20,814頭 | 18,602頭 | 17,246頭 |
|                 | 小動物     | 64,309頭 | 69,022頭 | 72,829頭 | 77,053頭 | 74,201頭 | 71,223頭 |
| 計               | 83,845頭 | 89,271頭 | 94,224頭 | 97,867頭 | 92,803頭 | 88,469頭 |         |
| と畜検査日数          | 246日    | 249日    | 250日    | 248日    | 246日    | 247日    |         |
| 試験検査件数          | 4,510件  | 5,210件  | 5,256件  | 10,647件 | 10,713件 | 9,370件  |         |
| 監視指導件数          | 357件    | 352件    | 354件    | 353件    | 353件    | 352件    |         |
| 検査データ還元件数(B症含む) | 148件    | 138件    | 157件    | 229件    | 269件    | 226件    |         |

(3) 全部廃棄件数および廃棄率

(単位：頭、%)

|         | 平成24年度 |      | 平成25年度 |      | 平成26年度 |      |
|---------|--------|------|--------|------|--------|------|
|         | 廃棄頭数   | 廃棄率  | 廃棄頭数   | 廃棄率  | 廃棄頭数   | 廃棄率  |
| 牛（1年以上） | 411    | 2.03 | 336    | 1.83 | 223    | 1.31 |
| 豚       | 114    | 0.15 | 139    | 0.19 | 166    | 0.24 |

(4) 一部廃棄件数

(単位：件数)

|         | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 牛（1年以上） | 39,442 | 34,017 | 26,867 |
| 豚       | 67,351 | 59,007 | 62,136 |

## 第2 と畜検査手数料（歳入）について

### 1. 概要

と畜場法では、生体、解体前および解体後の検査が義務づけられている。

検査は、都道府県職員（中核市では市職員）のうちから当該都道府県知事（中核市では市長）が任命した獣医師であると畜検査員により実施される。検査の詳細は、と畜場法施行令およびと畜場法施行規則で定められている。

このため、と畜場にてと畜処理を依頼する者は、と畜場使用料およびとさつ解体手数料に加えと畜検査手数料を納入しなければならない。

平成26年4月1日現在の検査手数料は次のとおり。

- ・生後1年以上の牛、馬は1,200円
- ・生後1月以上1年未満の牛は1,000円
- ・生後1年未満の馬は1,000円
- ・生後1月未満の牛、豚・めん羊・山羊は400円

（旭川市と畜場法施行条例第9条）

検査手数料の徴収については、と畜場の設置者である㈱北海道畜産公社に業務委託している。同社は、と畜場使用料およびとさつ解体手数料を徴収する業務があることからと畜検査手数料を同時に徴収することは、手続きの簡素化と経費節減となる。本業務委託は、平成24年4月から平成27年3月までの3年間の長期継続契約により総額4,788千円、年額1,596千円で実施されている。

## 2. 過去3年間のと畜検査手数料の予算と決算の推移

(単位：千円)

|    | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 予算 | 45,000 | 47,400 | 49,400 |
| 決算 | 55,682 | 51,949 | 49,142 |
| 増減 | 10,682 | 4,549  | △258   |

## 3. 監査結果

平成26年度のと畜頭数・と畜検査手数料収入簿とと畜検査申請書を照合した結果、指摘すべき事項はなかった。

### 第3 食肉検査費（歳出）について

#### 1. 概要

食肉検査所の運営経費であり、主に嘱託職員報酬、検査キット・試薬等購入の需用費・備品購入費、機械警備・と畜検査手数料徴収業務等の委託料および事務所施設の賃借料からなっている。

#### 2. 過去3年間の食肉検査費の予算と決算の推移

(単位：千円)

|     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 予算  | 49,637 | 50,606 | 46,917 |
| 決算  | 48,136 | 43,629 | 42,993 |
| 不用額 | 1,500  | 6,976  | 3,923  |

平成25年度および平成26年度の不用額の発生の主な原因は、次の事由による。平成13年10月から開始した牛海綿状脳症（BSE）検査は、当初全頭を対象として実施していた。その後の平成25年7月から検査対象月齢を48か月齢超へと引き上げ、検査対象の減少に伴い検査キットの購入が減少したことによっている。

決算の内容は次のとおり。

(単位：千円)

| 科目（節） | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 報酬    | 18,673 | 18,731 | 17,282 |
| 旅費    | 1,018  | 963    | 910    |
| 需用費   | 16,777 | 11,637 | 11,617 |
| 役務費   | 768    | 645    | 606    |
| 委託料   | 2,373  | 2,373  | 2,384  |

|         |        |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
| 使用料・賃借料 | 8,171  | 8,778  | 8,942  |
| 備品購入費   | 287    | 432    | 1,182  |
| 負担金・補助金 | 67     | 67     | 67     |
| 合計      | 48,136 | 43,629 | 42,993 |

上述のとおり平成 25 年度および平成 26 年度では、検査キットの購入の減少により需用費が減少している。

### 3. 監査結果

食肉検査費の支出に関して、次の【指摘】を除き特に指摘すべき事項はなかった。

#### 【指摘】 庁舎使用料の積算について

食肉検査所の庁舎および敷地は、と畜場の設置者である(株)北海道畜産公社の施設を賃借している。その契約の方法は、場所(賃貸人)が特定していることから随意契約とし、市の積算価格に対して(株)北海道畜産公社より見積書を徴収し積算価格の範囲内であれば契約を締結することになっている。平成 26 年度分の使用料の積算を閲覧したところ、建築費を耐用年数で除し諸経費相当の係数を乗じて算出する項目、金利として算出する項目および除雪費等の具体的経費としての項目と、3つの項目からなっている。昭和 53 年度建築の既存部分と平成 14 年度と平成 17 年度の増改築部分の 3 物件についてそれぞれの使用料を算出している。

第 1 番目の項目においては、昭和 53 年度建築の既存部分は耐用年数 30 年で 32 年の経過であることから、耐用年数を経過してもそのまま建築費と耐用年数をもとに算出し続けることは矛盾している。ただし、老朽化による修繕費・維持費の増加は当然あり得る。

第 2 番目の項目の「金利」では、当初の建築費全額を基準として 3 物件合計で年 1,350 千円と算出している。建築資金の金利相当を見積もるのであれば、調達資金として想定した建築費全額の借入残高は、時の経過とともに使用料収入を財源として返済され逡減していく前提が当然であり、建築費全額を対象として計算し続けることは誤りである。

食肉検査所庁舎の使用料の積算の方式は、市に特段の定めがないため、北海道の施設として積算した方式がそのまま引き継がれていると考えられる。積算方式の見直しが必要である。

なお、北海道内の他の食肉検査所 3 施設の(株)北海道畜産公社より賃借している庁舎の 1 m<sup>2</sup>当たりの賃借料と旭川市の場合を比較した結果、旭川市より高い・安い両方の事例がありまた著しい乖離はなかった。

### 【指摘】毒物劇物危険物等の管理について

食肉検査所では、「毒物劇物危険物危険防止及び盗難防止規定」にて管理体制、作業方法、設備の点検、事故の通報及び応急処置、教育及び訓練、盗難防止等について定めている。

「薬品管理要領」にて、一般薬品と危険薬品を区別し、それぞれの管理状況の記録と報告の取扱いを定めている。

この二つの定めは北海道の施設の時代のものをそのまま踏襲している。

「薬品管理要領」において、危険薬品とは、毒物及び劇物取締法で規定する毒物・劇物、消防法で規定する危険物、薬事法で指定する毒薬・劇薬等をいう、としている。

食肉検査所において使用および保管しているのは、毒物・劇物・危険物である。

本要領では、

- ・薬品使用者・供用員は、薬品の受払として帳簿に記録すること。
- ・不要薬品、使用期限切れ薬品は速やかに廃棄等をおこなうこと。
- ・すべての危険薬品は危険薬品総括表に記録し、月ごとに所属長の決裁を受けること。
- ・毒物・劇物は、他の薬品と区別して専用保管庫に保管し施錠し、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示をすること。毒物と劇物を同一の保管庫に保管するときは、保管庫内で区別すること。
- ・危険物は他の薬品と区別して専用保管庫に保管し施錠し、「危険物」の表示をすること。危険物と一般薬品を同一の保管庫に保管するときは、保管庫内で区別すること。

としている。

#### ①保管状況について

保管庫の視察によれば、施錠する戸棚に保管されているものの、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」・「危険物」の表示はなかった。監査人の指摘により、これらの表示が設置された。

また、上記にある区別して保管すべきルールの下で、一部混在して保管していた薬品があった。監査人の指摘により、区別して保管された。

#### ②月次の受払報告の誤りについて

危険薬品月別受払総括表（平成27年6月分）、薬品受払簿と現物の照合の結果、次の不一致があった。

| 番号 | 薬品名      | 区別  | 報告残   | 実際    | 単位 |
|----|----------|-----|-------|-------|----|
| 42 | ユフィックス   | 劇物  | 7,000 | 0     | ml |
| 48 | 2-プロパノール | 危険物 | 2,140 | 1,510 | ml |

|    |               |     |   |   |   |
|----|---------------|-----|---|---|---|
| 50 | 1-ブタノール       | 危険物 | 4 | 2 | 本 |
| 80 | カルト過ヨウ素酸カリウム  | 危険物 | 1 | 2 | 本 |
| 83 | ニトロテトラゾリウムブルー | 危険物 | 1 | 2 | 本 |

42：少なくとも3年前には残量ゼロであったとの説明である。受払簿の訂正を行った。

48：報告は風袋込重量で記載していた、現在高（中身だけ）が正解。

50・80・83：瓶数の不一致であり総量は一致している。

### ③長期未使用の危険薬品について

「薬品管理要領」では、不要になった薬品及び使用期限を過ぎた薬品は、速やかに廃棄等の処置をおこなうこと、としている。

食肉検査所の薬品は、試験薬であり使用期限はない。長期間使用していない薬品の有無、適時の廃棄実施の有無について質問したところ、過去10年間一度も使用していない危険薬品54種類を抽出して、今後区別して保管し、来年度である平成28年度に廃棄費用の予算化をおこない廃棄する、という回答であった。

なお、毒物及び劇物取締法は、毒物や劇物を指定し、製造、輸入、販売などの規制を定めている。

消防法は火災の原因となりかねない危険物を指定し、製造・貯蔵・取扱設備の設置および製造・貯蔵・取扱数量上限等を規制している。

前述の薬品類の取扱の不備は、法令違反には該当しない。